

526

87



始



14.8.8

赤坂區震災誌

東京市赤坂區役所

526-87

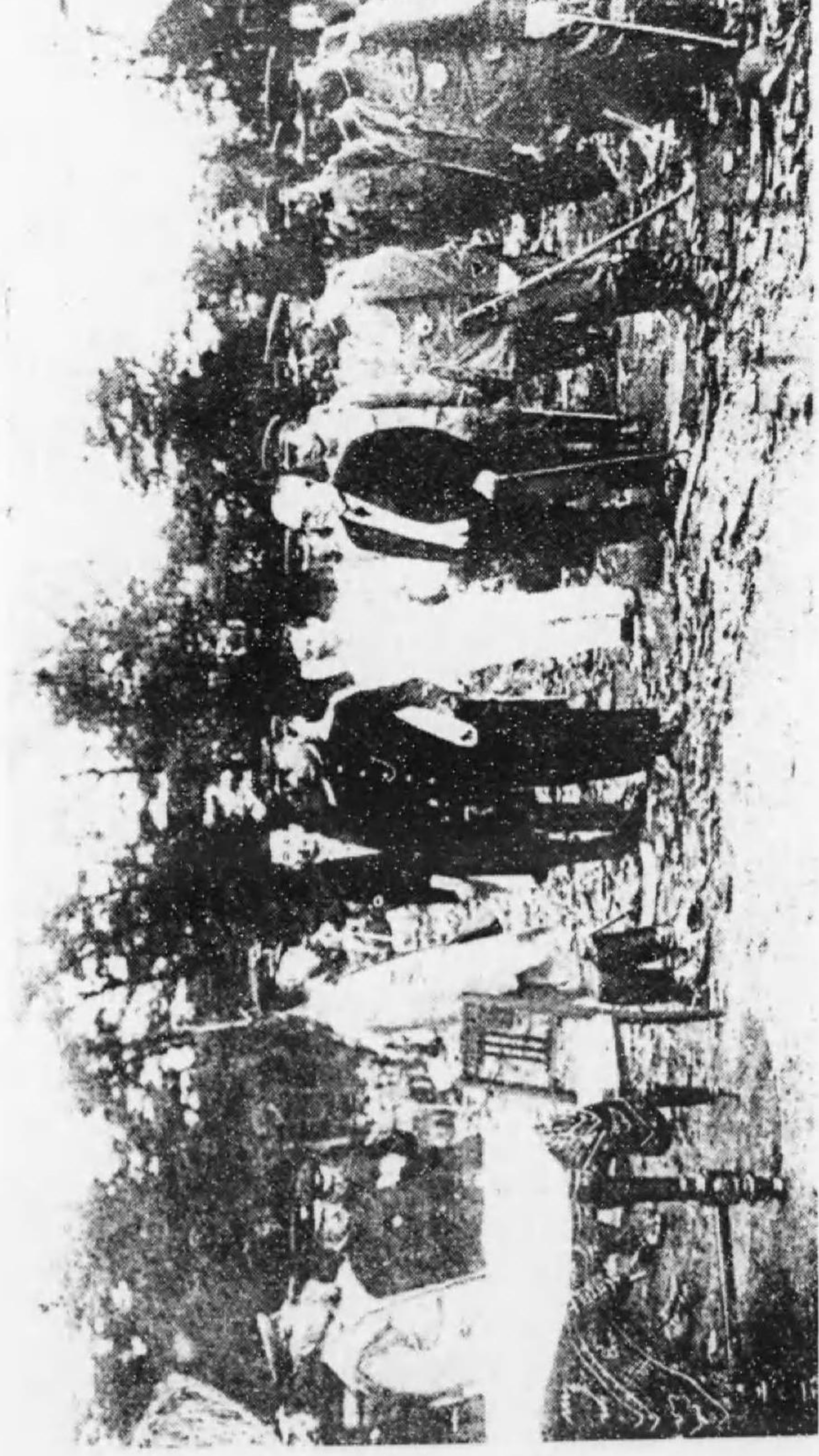
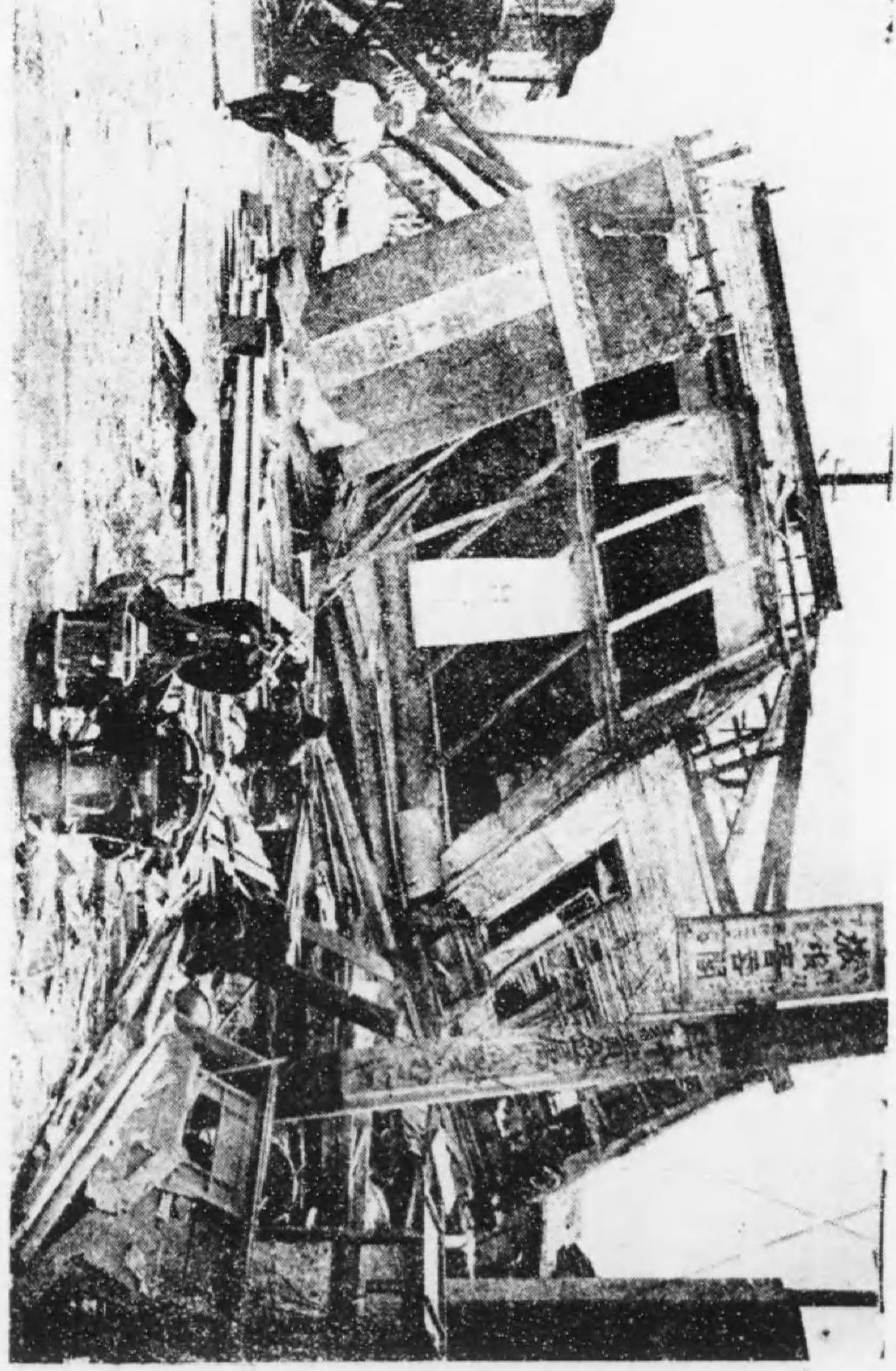


赤坂區震災誌

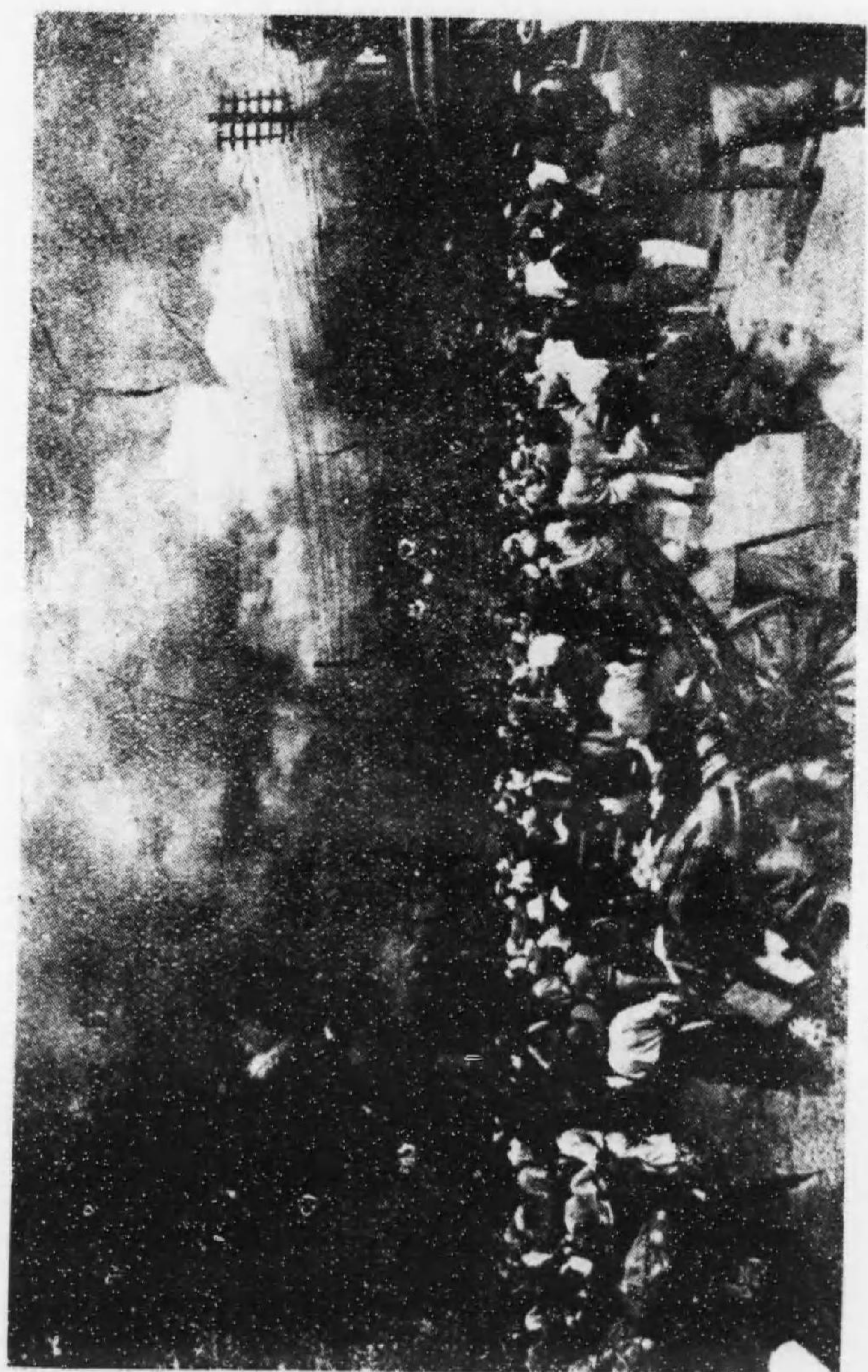
東京市赤坂區役所



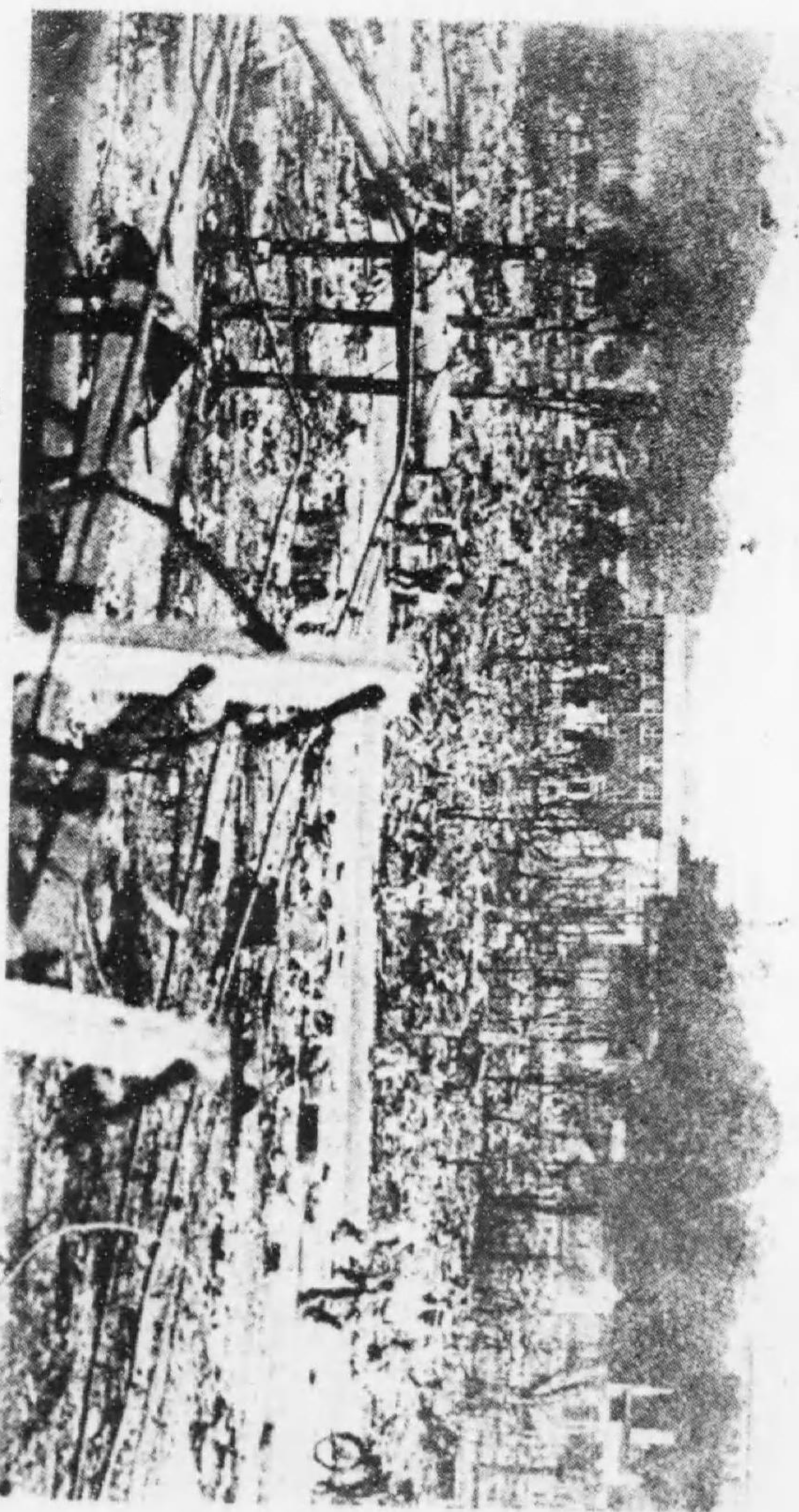
赤坂町一丁目美津貝部附近大震の惨状



撮影宮殿下親しく災害を巡視し給ひ
上野公園に於て警視總監の申上り



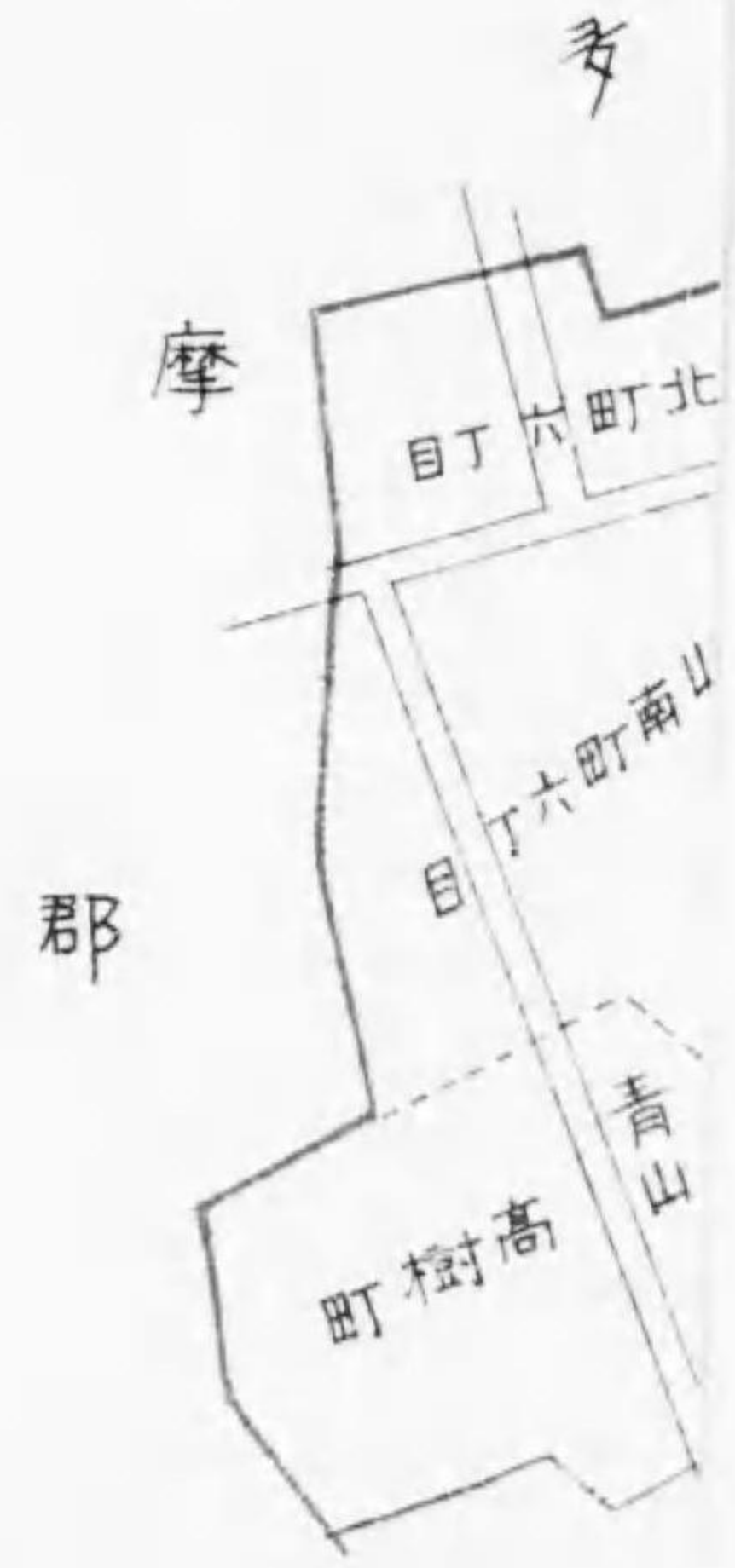
赤坂溜池附近の大火



赤坂焚橋附近の焼跡
(向て高松宮邸)

赤坂區災害地圖

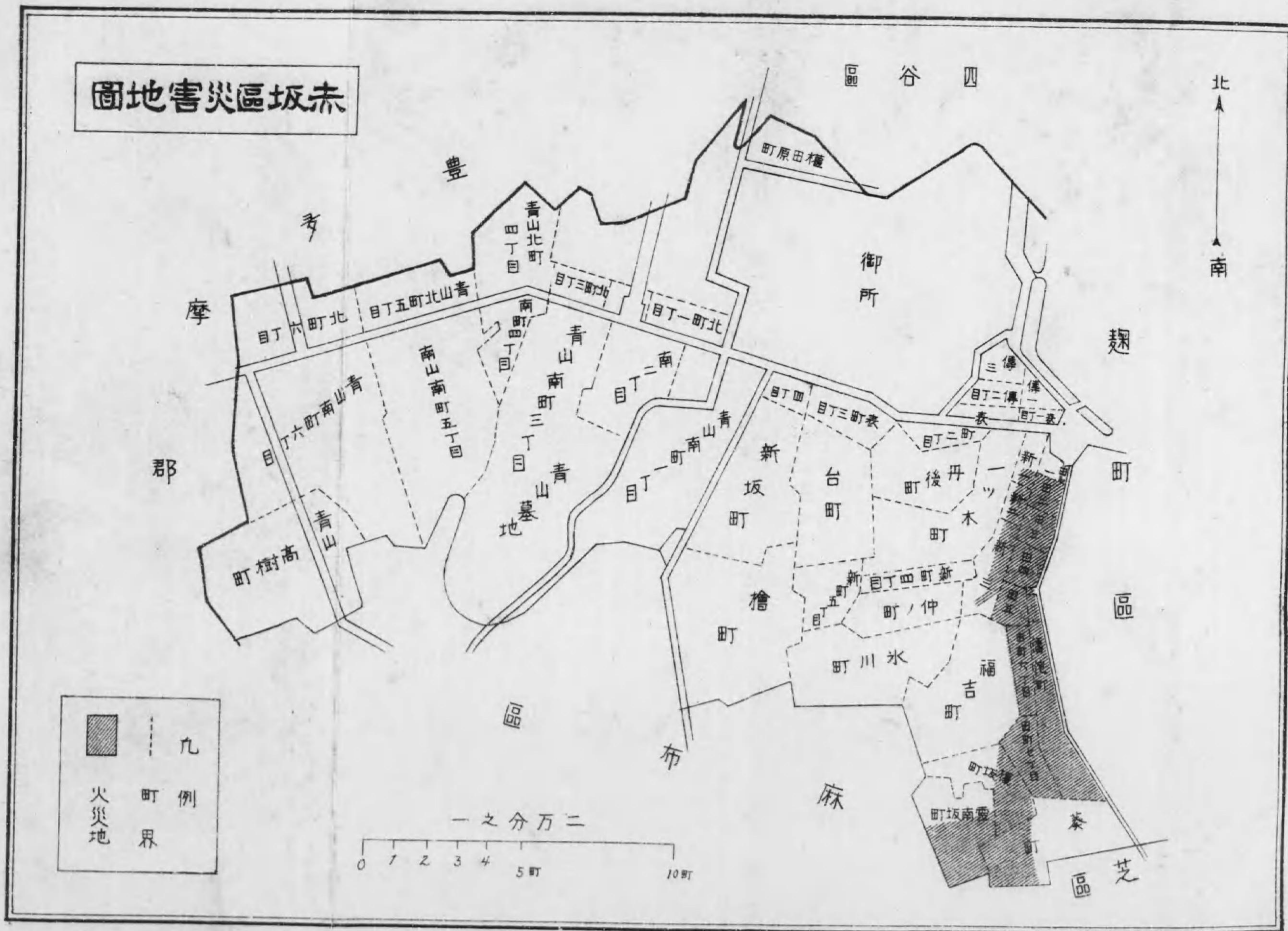
北
▲
南



赤坂區神戶川遭災火災者追悼祭

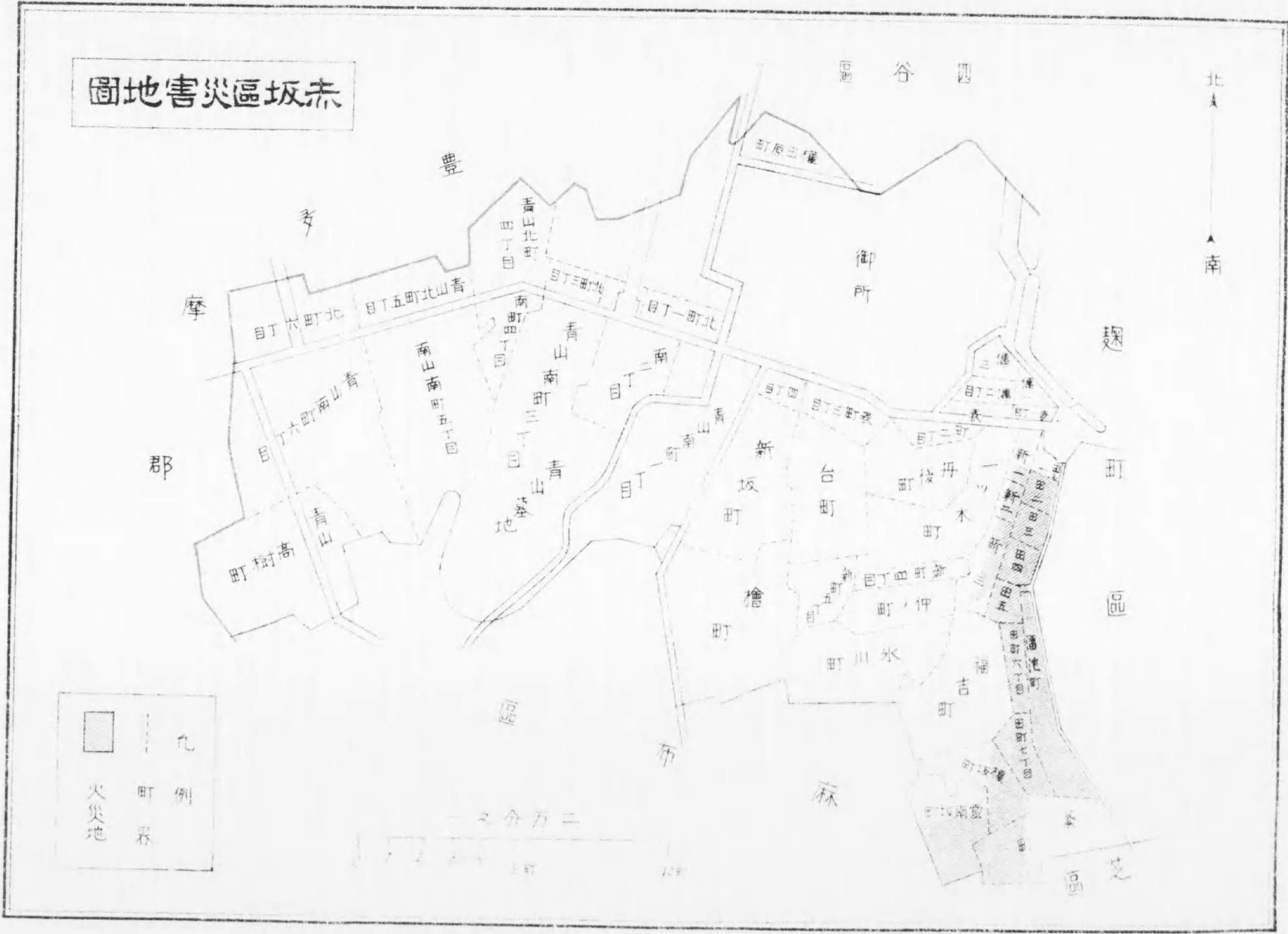
露光量違いの為重複撮影

赤坂區災害地圖



露光量違いの為重複撮影

赤坂區災害地圖



例言

- 一、本誌は大震災火災に際し、區理事者、區會協議會、區内各團體、各町有志等の活動状況を記録する目的を以て、編纂したるものなり。
- 一、區役所、區會協議會等に關する記録は、勉めて其大要を摘記したるも、非常の時期に際し、記録を存せざるもの多きは、遺憾に堪へず。
- 一、在郷軍人赤坂分會、青年分團、町會、各町有志等の活動は、區民の深く感謝する處なるも、其範圍廣汎にして、而も裏面に於ける活動多く、之が萬一をも記録する能はざりしを遺憾とす、依て茲に之を特記し、區民に代りて感謝の意を表明する事となしたり。

大正十三年六月

編輯委員會

序

往年余の米國滯在中に豫言をなすものあり、曰く「天は桑港人士の奢侈放縱を憎惡し、一八九二年八月十五日を以て兇暴の大地震を差遣し、全市を壊滅せしむべし」と。荒唐無稽の豫言は瀕りに流言蜚語を生み、市民を驅りて恐怖の渦中に投じ、老幼相扶け、財貨を纏め、遠く郊外に遁竄、移住せしめたるがために、流石に地上の榮華を極めし桑港も、人口に減少を來たし隨所に空家生じ、一時頗る寂寥を來たしたるの感ありたるも、終に豫言の大地震は到らざりき。然るに偶然か、將た天意か、一九〇六年四月十八日、突如として大地震は桑港を襲ひ、家屋の破壊、人畜の死傷算なく加ふるに大火ありて慘狀殆んど言語に絶し、全世界の視聽を聳てしめたり。

大正十二年九月一日、我が東京市も稀有の大地震と空前の大火災に直面し、十餘萬の同胞は仆れ、又傷き、五十餘億の財寶空しく烏有に歸して慘狀、被害遙かに桑港のそれを超えたるが、當時、恰も我國は世界的の潮流に棹して文化の向上と經濟の發展に乘じ、國民著しく驕奢の風に浸染し、紀綱甚だ弛緩したるが爲に、天譴到れりと唱道するもの出で、震災前の桑港に於ける豫言に彷彿

(2)

佛たりしは、余の遺憾としたる處。天災よ、地殃よ、汝は人類の奢侈、淫逸を膺懲せんがために、時に天譴を降すものなるが、又或は美しき性情を流露せしめんが爲に天恵を垂るゝものなるか。余は這般の大震災を後者に解して感謝せざる能はざりしものなり。

想ふに人類が生を地上に享けたる草創の時代に在りては、地殻未だ冷却せず、天變地異交々臻り怪獸毒蛇類りに出沒し、安住の條件を缺き、四圍の脅威殆んど思料の外にありたるならむ。然るに吾等の祖先は能く外敵に抗し、障碍を排して邁往し、子孫を億萬年の今日あらしめたるは大なる驚異なり。然り、人類の繁榮は天の恩寵に狎れ、殊遇に恵まれてのみ成就せられたるに非ず、不斷に危害と災殃に堪へたる努力の賜ものなりしは否定すべからざる大事實にあらずや。古語に曰く「試煉に逢はざる國民は亡ぶ」と。

我が帝都の震火災の旋渦に投ぜられたるが天譴なりしか、不幸にして余は判斷に惑ふものなるも、大變時に直面したる市民悉く緊張し、將に溺死せんとする少女を救ふの至情を以て一切に對すると同時に、禍福、利害を論ぜず、欣然として私心を去り、舊怨を忘れ、知不知の差別あることなく、強弱即ち相助け、有無滞りなく相通じ、以て當面の衣食住を補給したるのみならず、躍々然

として社會復興の大努力を發揮したるは、共存共榮の自然理に合致し、佛耶孔孟の大遺訓をさながらに具象し、義人、勇者たらしめたるものにして、端的に「凡ての生物は自己の爲にのみ生活するものに非ず、他の生物の爲に生活するものなり」てふ哲理を十二分に味解せしめたり。然らば天災は纏て人類に其の本能を悟らしめ、卒直に偉大性を流露せしむるものにして、災禍の爲に披瀝したる精神的の効果は喪失したる物質的の缺陷を償ふて倍加するものありと云ふも不可にあらざるべし。余が這般の大震災を天譴なりと唱ふるものに響應することなく、却つて天恵にあらずやと解し、衷心天の祝福を祈り、その恩寵を感謝する、決して所以なきにあらざる也。

我が赤坂區は震災に當りて被害その一部に止まりしも、全市より到る無数の避難者を收容して應急の給食、施療、救恤等の事務百端、日夜極めて匆忙なりしが、驟起せる當事者の措置悉く機宜に適ひ、同時に區民舉りて自己の災厄を忘れ、佯無く眞人情を發揮して之を聲援し、以て有終の美を十分に齎すあらしめたるは、余の感激し、感激したる處。赤坂區罹災報告特別委員會は、頃日散亂せる當時の記録を整理して「赤坂區震災誌」を編纂し、一は以て災害中の業績報告となし、他は以て他日の參考資料たらしめんとす。

(3)

(4)

それ大震災火災中の一舉一動は、我が國民の偉大性を發揮すると共に、人類が天の試煉に堪へて枉屈、萎縮せざるを象徴化し、又更に眞人性の極致に到り、社會共存の根本義を具顯せるものなるがゆゑに、録して後昆に傳へんには、蓋し多大の教訓と不可言の範疇を垂るべし。余は區民の私なき當時の同情並に聲援に感泣し、救済委員諸氏の勞苦を謝し、こゝに聊か所感を述べて卷頭に序すと云爾。

大正十四年仲春下浣

赤坂區會議長 藤原俊雄

赤坂區震災誌

目次

(1)

第一章 大震災火災の慘禍	一
一、大震災火災の襲來	一
二、各地被害の慘狀	七
三、通信交通の杜絶	一六
四、大詔煥發と救恤	二二
五、救助の應急措置	二六
一、重要勅令の發布	二六
二、震災救護事務局	三〇
第二章 赤坂區内の被害	三〇
一、表町署管内慘狀	四〇

二、青山署活動狀況…………… 五

三、震災後の大混亂…………… 五

第三章 赤坂區救助施設…………… 五

一、炊出及施米救助…………… 五

一、炊出救助の開始…………… 五

二、施與販賣及慰問…………… 七

二、診療及衛生施設…………… 八

一、診療部の大活躍…………… 八

二、災後の衛生施設…………… 九

三、各小學校の施設…………… 九

一、各小學校の狀況…………… 九

二、外苑小國民學校…………… 一〇

第四章 區會協議會錄事…………… 一〇

一、區會協議會蹶起…………… 一〇

二、特別委員會經過…………… 一三

一、救濟實行參與特別委員會…………… 一四

二、災害地整理特別委員會…………… 一六

三、寄附金勸誘特別委員會…………… 一三

四、木材拂下に關する特別委員會…………… 一四

五、寄附金處分に關する特別委員會…………… 一五

六、各委員會の經過概要…………… 一六

第五章 追悼祭と恩賜金…………… 一六

一、遭難者大追悼祭…………… 一六

二、恩賜金と見舞金…………… 一六

以上……………

赤坂區震災誌

第一章 大震火災の慘禍

一、大震火災の襲來

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒、凄まじき地鳴りと共に稀有の大地震襲來せり、震幅百三耗、零にして、震源地は熱海の東方約七里半、大島と初島の間中に位する相模灘の最深部なり、此時各戸午餐の準備正に成りて、已に食卓に向へるものあり、或は將に向はんとしつゝある折柄、突然猛烈なる大震動に、立てるものは薙ぎ倒され、坐せるものは轉ろび、錯愕して進止の度を失ひたる間もあらせず、最初の上下動は、左右動に變じ、忽ち悲惨なる光景を現出したり、家屋の倒潰する響き、屋根瓦の墜落する唸り、壁や、柱や、戸や、障子の相軋る音は、老幼婦女の救ひを求むる叫びと相和して悽絶、又た慘絶、人をして全身を戰慄せしめぬ、斯くて不幸にも倒潰家屋



(1)

(2)

の下敷となりて壓死せるもあり、或は墜落し來る瓦や煉瓦に打たれて即死、又は負傷せるもあり、又た幸に身を全うして屋外に逃出したるものも、慘憺たる四邊の光景を目撃して、此先き如何に成行くべきかと、茫然として自失せざるはなかりき、殊に午後零時一分五十二秒、更に第二回の強震あり、震幅九十耗、九にして其震動稍々小なるも、已に第一回大激震の爲め恐怖に囚はれつゝある人々は、天柱や折れん、地維や虧けんと、孰も安き心もあらざりしに、又々零時四十分には震幅三十九耗、四、同く零時四十八分三秒に震幅五十七耗、六の強震ありて、恐怖は一層其度を高めたり。

此激震の被害區域は、震源地附近を基點として東北に楕圓形を畫き、静岡、神奈川、東京、千葉、埼玉、茨城、山梨の一府六縣、面積八萬三千三百平方キロに達したるも、被害の尤も大にして、且つ慘狀を極めたるは帝都市、及び之に隣れる横濱市なり。此兩市に住する人々は、僅に身を以て免れたりとは云へ、數分前まで輪奐の美を極め居たる大厦高樓は、軒を駢べて倒潰又は龜裂し、蜘蛛の巢の如く縦横に架設されたる電線は糸の如く切斷して地上に墜下し、軌道は飴の如く屈曲して電車到處に立往生をなし、送水路の破壊と鐵管の破裂とに依りて、水道は早く斷水して一杯の水さへ容易に得べからず、電信電話は總て不通となれり、鐵道の破壊、汽車の故障は勿論な

り、平素なれば事變後直に聽くべき號外賣の聲さへ聞えざるは、報導機關の早く己に全滅したる證左なり、四方の交通全く絶え、今は孤立無援の地に立てる心細さ、搗てゝ加へて、血に染れる死傷者を運ぶもの、老者を扶け幼者を抱くもの、燬くが如き炎天の下に、露頭赤脚、取亂したる體にて前後左右に迷ふ様、一として傷心斷魂の對象ならざるはなし、而も強烈なる餘震は數分毎に襲來り、一日正午より二日正午までにても、總數實に八百五十六回の多きに達したりと云ふ、其都度半潰の家屋を振盪して、危険一方ならず。

(3)

斯る恐慌狼狽の折柄、東京、横濱の兩市内とも一時に火を發し、殊に東京市の如きは、百三十四箇所相前後して發火したれば、忽ち四方八方に延焼し、曩に地震に脅かされたる人々は、更に猛火に攻立てらるゝ事となり、骨肉相救ふの暇もなく、僅ばかりの家財を携へ煙に咽びつゝ、大群集の人波打せて逃散る様は、目も當てられぬ大慘事なり、之が爲に上野、日比谷、宮城前廣場、芝公園、本所被服廠跡等は瞬く間に避難者を以て充満し、身動きさへ自由ならず、齊く恐怖と飢渴の間に時を移す中、日脚漸く西に傾くに連れて、風力益々加はり、且つ風位南より北に、北より東に、漸次變轉したれば、火勢愈々猛り立ち、今は僅に山の手方面の一部を残すのみにて、紅蓮の毒舌全

市を舐め盡さんとす、延焼區域此の如く廣く、水道は早く斷水せり、急を見て出動したる近衛、第一兩師團の軍隊も、警視廳の消防隊も唯だ奔命に疲るゝのみにて、今は全く施すべき術なし、夜に入れば避難者の混亂一入甚しく、父母を見失ひ兄弟と離散し乍らも、尙ほ一條の活路を求めんと喘ぎ／＼駈け廻れば、躓くもあれば倒るゝもあり、或は傷つき或は溺れ、而も一滴の水も、一粒の米も之を得べき途なければ、疲労困頓其極に達し、爲に生命を失ふもの其數を知らず、折柄氣壓の變化に伴ふ旋風處々に捲起りたれば、猛火は一層の威力を加へ、風の唸り火の吼りは、凄じき各處の爆發と相和して、隨處に殘虐を恣にし、紅焔高く天に沖すれば、火粉は風に煽られて遠く埼玉、千葉の各縣まで飛散り、物凄きこと限りなし。

斯くて不安の一夜を送りて、二日の朝となりたれど、火力は更に衰へず、之に加ふるに不穩なる流言蜚語、逸早く市民の間に流布せられ、人心の動搖甚しく、次第に險惡の状態に陥りたれば、政府は先づ非常徵發令、臨時震災救護事務局官制、戒嚴令一部適用の三勅令を奏請公布し、豫備金九百六十萬圓(後に一千六百六十萬圓に増加す)を支出して救助を急ぐと共に、軍隊の力に依りて警備を嚴にし、只管人心の安定を謀る、又た蕪に内閣組織の大命を拜し、専ら其準備中なりし山本伯

は、急遽閣員の詮衡を了へて御裁可を仰ぐ、是に於て攝政宮殿下は、強烈なる餘震絶間なく、猛火全都を包める午後七時四十分、赤坂離宮の内苑、而も電燈の設備さへなき天幕内に於て親任式を行はせられ、新内閣の組織茲に成りたり、殿下が銳意國政を鹽梅あらせらるゝ御盛徳、仰ぎ奉るだに恐懼の次第なり、斯る間に不逞鮮人襲來の流言蜚語益々甚しく、遂に各處に自警團の組織を見るに至り、手に／＼得物を携へて來往の人を誰何し、大混亂の裡に三日の朝となりたり、此時猛火尙ほ暴威を揮ひつゝありしに、風位變じて西南の風となりたる爲め、南方に向つて燃擴がりつゝありし火力次第に衰へ、正午頃更に降雨ありたれば、漸くにして鎮火を見るに至れり、此三日間に於ける東京市の罹災世帯實數は、全潰三千九百十六世帯、半潰四千二百三十世帯、全燒三十萬五十九世帯、半燒六十八世帯にして、罹災人口は、死者六萬七千一百三人、傷者四萬一千二百八十七人、行方不明三萬四千二百三十六人なり、又た横濱市の罹災世帯は、全潰一萬八千一百四十九世帯、半潰一萬九千八百六十五世帯、全燒五萬五千八百二十六世帯にして、罹災人口は死者二萬三千四百四十人、傷者四萬二千五十二人、行方不明三千一百八十三人なり、之に依れば横濱の震災は、東京に比して一層激甚なりしものゝ如し、又た東京横濱とも斯くまで多數の家屋を燒失しながら、半燒は

(6)

僅に東京に於ける六十八世帯に過ぎず、之れ又た其火勢の如何に猛烈にして、如何に其狂威を振ひたるかを想像し得べし。此外東京府郡部、全潰壹萬二千五百二世帯、半潰壹萬九千十六世帯、全燒壹萬三百十二世帯、半燒六百九十世帯、神奈川縣郡部、全潰四萬八千七百四世帯、半潰四萬壹千六百五十六世帯、全燒九千二百三世帯、半燒十九世帯、全流失三百八十五世帯、半流失四十二世帯、千葉縣、全潰壹萬四千三百八十五世帯、半潰七千五百二十五世帯、全燒四百四十九世帯、全流失四十八世帯、埼玉縣、全潰四千八百五十三世帯、半潰三千八百八十世帯、靜岡縣、全潰五百八十八世帯、半潰二千二百五十世帯、山梨縣、全潰二千二百九十七世帯、半潰壹千二百十九世帯、全燒五世帯、全流失六百六十一世帯、茨城縣、全潰壹百三十世帯、半潰三百二十一世帯を加算すれば、一府六縣に於ける罹災世帯總計五十九萬二千二百六十四世帯にして、罹災人口は、死者九萬九千四百七十四人、傷者十萬二千九百六十一人、行方不明三萬八千七百八十二人にして、總計二十四萬壹千三百七十七人なり、但し臨時震災救護事務局にては、罹災世帯數及び罹災人口に就き一層正確なる調査をなす爲め、大正十二年十一月十五日を期し、全國に散布せる罹災避難者の跡を追ひ、一齊に調査する處ありたれば、其結果判明したる曉には、被害真相一層明瞭となり、行方不明者の數字に幾多の

變更を見るは勿論なるべし。

二、各地被害の慘狀

之より、各方面の震火災慘狀に就き、逐次分敘すべし、先づ東京市内に於ける京橋區は、激震後間もなく岡崎町一丁目、尾張町一丁目、月島西仲通三丁目、築地一丁目、新堀一丁目等より發火し、中にも山下町方面より發したる火は、西南の風強かりし爲め、忽ち數寄屋町、瀧山町へ延燒し、又た一方八官町附近に發したる火は加賀町、惣十郎町等を燒盡し、更に麴町區内幸町方面より襲來したる火の手に合して、益々暴威を揮ひつゝある折柄、日本橋通より火龍の如き勢ひにて南進し來りたる猛火、銀座一丁目に燃移り、一町内を燒く毎に益々火力を強め、流石の煉瓦地も轉瞬の間に燒盡されて、火の手は更に銀座東裏通に突進し、赤羽工兵大隊が必死となりて爆彈を投じ家屋を破壊して、防火區域を作らんとする其努力も効を奏せず、二日の朝までに木挽町一帯、安女町等を抵め盡して、更に築地、新富町方面に延燒したり、之が爲に逓信省、農商務省を始めとし時事、朝日、萬朝、やまと、讀賣、中央等の各新聞社總て灰燼に歸し、罹災世帯は、半潰十三世帯、全燒

(7)

二萬九千三百二十世帯、罹災人口十二萬三千二百三人の内、死者四百六十五人、傷者七百四十人、行方不明一千七百二十五人なり、**日本橋區**は日本橋通より發火し、消防の手配行届かず大混亂中に没し、一日午後八時には三越呉服店、十時頃には白木屋呉服店を焼拂ひ、三井物産、三井銀行も僅に残骸を止むるのみ、兜町、彌穀町の株、米兩市場の焼失は云ふ迄もなし、唯だ箱崎町の一部を残したるのみにて、殆んど全區を燒盡せり、罹災世帯は全燒二萬一千二百一十一世帯、罹災人口十一萬一千九百四十七人の内、死者五百三十五人、傷者一千八百四十五人、行方不明四百二十一人なり、**麴町區**は、激震後程なく有樂町一丁目より發火し、附近を燒拂ひて東京電燈株式會社、日比谷太神宮等に延燒し、更に警視廳をも燒拂ひたり、之と相前後して帝室林野管理局より發火し、内務省、會計検査院、大藏省、印刷局等に延燒せり、此外富士見町の齒科藥學專門學校より發火し、る火は、神田方面より來襲したる火の手と合して、富士見町の一部及び飯田町一丁目より六丁目までの商業地帯を一掃し、又た中六番町の藥學專門學校より發したる火は附近の大邸宅を燒拂ひて、麴町一丁目より六丁目まで延燒して尤も暴威を揮ひたり、罹災世帯は全潰六十六世帯、全燒七千五

百四十七世帯、罹災人口三萬九千五百八十八人の内、死者二百一人、傷者六千九百四十九人、行方不明三百五十人なり、**神田區**は須田町及び今川小路より發火し、各方面に延燒しつゝある折柄、濠向ふの印刷局、及び日本橋區よりも猛火襲來して、隨處に暴威を逞うしたれば、佐久間町、松永町、和泉町の一角を残したるのみにて、其他は総て灰燼に歸したり、左れば須田町の尖端に屹立したる萬世橋驛も、駿河臺上に聳えたるニコライ會堂も、今は慘憺たる外形を残すのみとなり、小赤壁の稱ありしお茶の水や、神田ツ兒の崇拜する神田明神、又た昌平費の遺物たる聖堂等は鬱蒼たりし老樹盡く枯死して、再び江戸の佛を偲ぶに由なし、殊に哀れなりしは神保町、小川町附近なり、人家櫛比して商業繁榮の地たりし丈に、震災甚しく、多くの壓死者を出したるも、之を收容すべき場所なければ、神保町の電車交叉點に堆積したるまゝ、猛火の爲に一片の煙と化し去りたり、罹災世帯全潰十五世帯、半潰五十世帯、全燒二萬四千六百四十四世帯、罹災人口十一萬六千一百六十一人の内、死者八百二十人、傷者一千九十二人、行方不明一千五百三十七人なり、**淺草區**、淺草公園は朝日の休業日とて相當の人出あり、或は芝居、或は活動、或は見世物と、思ひくの歡樂中、突然襲來したる大地震に、十二階の凌雲閣は八階目より倒潰し、之と同時に今戸町、田中町、淺草

二萬九千三百二十世帯、罹災人口十二萬三千二百三人の内、死者四百六十五人、傷者七百四十人、行方不明一千七百二十五人なり、**日本橋區**は日本橋通より發火し、消防の手配行届かず大混亂中、淺草方面よりも猛火來襲したれば、豪商軒を駢べ繁榮東都隨一と稱せられたる本區は、忽ち火海の中に没し、一日午後八時には三越吳服店、十時頃には白木屋吳服店を焼拂ひ、三井物産、三井銀行も僅に残骸を止むるのみ、兜町、蠣殻町の株、米兩市場の焼失は云ふ迄もなし、唯だ箱崎町の一部を残したるのみにて、殆んど全區を燒盡せり、罹災世帯は全燒二萬一千二百二十一世帯、罹災人口十一萬一千九百四十七人の内、死者五百三十五人、傷者一千八百四十五人、行方不明四百二十一人なり、**麴町區**は、激震後程なく有樂町一丁目より發火し、附近を焼拂ひて東京電燈株式會社、日比谷太神宮等に延燒し、更に警視廳をも焼拂ひたり、之と相前後して帝室林野管理局より發火し、内務省、會計検査院、大藏省、印刷局等に延燒せり、此外富士見町の齒科藥學專門學校より發したる火は、神田方面より來襲したる火の手に合して、富士見町の一部及び飯田町一丁目より六丁目までの商業地帯を一掃し、又た中六番町の藥學專門學校より發したる火は附近の大邸宅を焼拂ひて、麴町一丁目より六丁目まで延燒して尤も暴威を揮ひたり、罹災世帯は全潰六十六世帯、全燒七千五

百四十七世帯、罹災人口三萬九千五百八十八人の内、死者二百一人、傷者六千九百四十九人、行方不明三百五十人なり、**神田區**は須田町及び今川小路より發火し、各方面に延燒しつゝある折柄、濠向ふの印刷局、及び日本橋區よりも猛火襲來して、隨處に暴威を逞うしたれば、佐久間町、松永町、和泉町の一角を残したるのみにて、其他は総て灰燼に歸したり、左れば須田町の突端に屹立したる萬世橋驛も、駿河臺上に聳えたるニコライ會堂も、今は慘憺たる外形を残すのみとなり、小赤壁の稱ありしお茶の水や、神田ツ兒の崇拜する神田明神、又た昌平費の遺物たる聖堂等は鬱蒼たりし老樹盡く枯死して、再び江戸の佛を偲ぶに由なし、殊に哀れなりしは神保町、小川町附近なり、人家櫛比して商業繁榮の地たりし丈に、震災甚しく、多くの壓死者を出したるも、之を收容すべき場所なければ、神保町の電車交叉點に堆積したるまゝ、猛火の爲に一片の煙と化し去りたり、罹災世帯全潰十五世帯、半潰五十世帯、全燒二萬四千六百四十四世帯、罹災人口十一萬六千一百六十一人の内、死者八百二十人、傷者二百九十二人、行方不明一千五百三十七人なり、**淺草區**、淺草公園は朔日の休業日とて相當の人出あり、或は芝居、或は活動、或は見世物と、思ひくの歡樂中、突然襲來したる大地震に、十二階の凌雲閣は八階目より倒潰し、之と同時に今戸町、田中町、淺草

町、千束町二丁目、玉姫町、藏前片町、光月町、須賀町の各方面より發火し、熾に四方に延焼したれば、場所柄丈に其混雜名狀すべからず、一時は競ふて公園内の廣場に避難したるも、火の手追々四方を取圍み、危険刻々に迫りたれば、上野公園を指して逃出すもあれば、吾妻橋より橋場方面の河岸地を志して落延ぶるもありたり、然るに本所方面の猛火強風に煽られて吾妻橋に燃移りたれば、逃場を失ひて河中に飛込み溺死したるもの頗る多し、一方吉原廓内にては激震と共に紅樓朱閣將棋倒しとなり、周章狼狽の裡に京町一、二丁目より火を發したれば、先を争ふて吉原公園に逃込みたるに、程なく廓内廓外より猛火に包圍せらるゝ事となり、熱氣に堪へず相共に池中に飛込み、互に手を取合ひたるまゝ溺死を遂げたるもの多し、本區は淺草觀音堂仁王門及び塔の外、向柳原の一部を残したるのみにて、全區燒盡し死屍路上に累々たりき、罹災世帯は全潰四世帯、半潰九十六世帯、全燒五萬八千八百四十七世帯、罹災人口二十四萬一千六百八十三人の内、死者三千八十五人、傷者四千三百四十九人、行方不明五千八百九十人なり、本所區は激震後間もなく徳右衛門町、太平町、若宮町等の數箇所より發火し、強風に煽られて全區忽ち火の海に化し、適當なる避難の場所なければ、區民は孰も逃場を失ひ、漸次火に追はれて龜澤町の被服廠跡に集まり、又た一方深川

區民も猛火に追詰められて、追々同廠跡に集り來りたれば、五町に餘る廣場は忽ち避難者と其荷物とを以て充滿され、戰々競々として時を移す中、午後七時頃四方を圍める猛火の爲め氣壓の變化を來し、突然凄じき旋風捲起り、大火焔は惡魔の如く唸り立ちて數萬の避難者の頭上を掠め、荷物と共に一舐めに舐め盡さんとす、殊に附近の燒跡に累々たりしトタン板、火の如く熱せるまゝ旋風の爲に吹捲くられ、大集團をなしたる避難者の周圍に亂下す、眞に之れ此世ながらの焦熱地獄なり、左れば此一刹那に悲哀なる大叫喚は場内一齊に響渡り、旋風の爲に吹倒さるゝもあり、トタン板の爲に死傷するもあり、果ては人も荷物も一處に吹き捲くらるゝ慘劇さへありたり、斯くて荒みに荒める大旋風は午後十時頃に至りて漸く鎮靜し、其跡には無慚にも三萬二千五百六十餘の屍體陳々として相重り居たり、斯る中にも水中に全身を没して頭上より蒲團を被り、或は折重りたる屍體の下にモグリ込みて、九死に一生を得たるもの千餘名あり、是等の人々は旋風の稍々鎮靜したる時、苦痛の中にも覺えず一齊に萬歳を高唱したりと云ふ、最初部下と共に聲を嘖して、被服廠跡に避難を勧めたる山田相生署長は、此慘狀を見て責任の輕からざるを痛感し、佩劍を以て自刃し屍を同じ堀内に横たへたり、悲壯と云ふも愚かなり、一方向島方面に向つて逃出したる者は、小梅橋其他の橋

梁多く墜落し居たる爲め、或は途上にて悶死し、或は隅田川に飛込み溺死したるもの尠からず、火は其夜十二時頃曳船通を境として鎮定したるも、寺島村第七中學及び同小學校に收容せる罹災者一萬五千人の中、大半は火傷を負ひ居たりと云ふ、罹災世帯、全潰五百七拾貳世帯、半潰三百九拾六世帯、全焼五萬九千三拾貳世帯、罹災人口貳拾五萬二千人の内、死者五萬七拾壹人、傷者九千四百三拾七人、行方不明八千五百三拾七人にして、東京市十五區を通じて本區は罹災世帯、罹災人口とも第一位に居り、而も被服廠跡の大慘事ありて、尤も悲惨を極めたり、深川區、安宅町、東大工町西平井町、其他數個所に起りし猛火、強風に煽られ凄しき勢ひにて延焼する一方、大島町の倒潰家屋よりも發火し、東北の風強かりしかば、本區の外廓は瞬間に猛火を以て包圍せられ、逃場なき爲め葛西方面の荒川放水路より、小松川、行徳方面に避難を競ふ折柄、木場の材木置場よりも發火したれば、水邊に避難し居たる罹災者中、材木を抱きて水中に飛び込み、遂に溺死したる者もありたり、左れば此區は他區に比すれば、行方不明者頗る多數なり、燒残りたるは深川公園以北の一部にして、罹災世帯は全焼四萬壹千壹百二拾五世帯、罹災人口拾七萬二千七百二拾五人の内、死者壹萬七百拾四人、傷者七千壹百拾四人、行方不明壹萬五千五拾壹人なり、下谷區は激震後程なく二長

町、北大門町等より發火し、本郷、神田兩區より襲來りたる猛火と合して、旅籠町、五軒町附近を燒拂ひたるも、西黒門町小學校にて燒止り、一と息吐きたる程もあらせず、翌二日淺草方面より猛火襲來り御徒士町、西町、竹町より上野停車場に掛けて延焼し、午後十一時頃松坂屋呉服店にて燒止りたれば、附近の人々再び胸撫卸し、持出したる荷物を持返へるもあれば、連日の心勞に假睡の夢を食るもありたるに、十二時過ぎに至り、折柄の強風に殘火忽ち松坂屋前の殘存家屋に燃え移り、程なく博品館の大建物を一と舐めとなして一層の暴威を加へ、同朋町、天神町附近まで延焼し、更に一轉して池の端一帯を灰燼に歸せしめたり、此時上野公園及び池の端等は、己に他區の避難者を以て充滿され、足を踏入る、餘地さへなかりければ、最寄の人々は多く帝國大學構内に避難して其厄を免れたり、罹災世帯、全潰貳百八拾八世帯、半潰貳百貳拾五世帯、全焼三萬貳千貳百五拾四世帯、半焼十三世帯、罹災人口拾三萬壹千壹百貳拾九人の内、死者四百四拾人、傷者三千壹百三十人、行方不明三百貳拾九人なり、芝區は激震後間もなく高輪御所炎上の飛報あり、市民をして痛く恐懼せしめたるも、寶物館の燒失せるのみにて鎮火し、山の手方面は總て無事なりしも、愛宕町、櫻田本郷町、琴平町等より發したる火は、京橋赤坂兩區より襲來りたる猛火と相合して西久保巴町、

明舟町、愛宕下町より芝公園の一部、金杉方面に掛け下町一帯の商業地を焼拂ひたり、罹災世帯は全潰九百九拾貳世帯、半潰九百六拾世帯、全焼壹萬六千四百拾四世帯、半焼拾世帯、罹災人口七萬九千拾七人の内、死者三百六拾貳人、傷者五千三百四拾九人、行方不明壹百七人なり、本郷區は帝國大學理科研究所、同外來患者藥局、同理化學教室、同圖書館等より先づ火を發したるも、外部に延焼せず、別に春木町三丁目、東竹町より發したる火の手、金助町、三組町、天神町等を焼拂ひ更に下谷方面に延焼したり、罹災世帯、全潰四百七十五世帯、半潰八百十一世帯、全焼五千八百四十世帯、罹災人口三萬二千八百二十六人の内、死者八十六人、傷者七十三人、行方不明二十九人なり、以上十區は被害の最も大なるものにして、赤坂區は之に次ぎ被害程度第十一位に在り、小石川、牛込、麻布、四谷は更に其下に位し被害程度遞減せり、赤坂區の罹災狀況は項を分ち別に記載すべし、小石川區にては砲兵工廠大半焼失したるのみならず、博文館の印刷工場も地震の爲に倒潰し、作業中の職工に多くの死傷者を出したり、罹災世帯全潰二百七十五世帯、半潰一百五十七世帯、全焼七百三十世帯、罹災人口五千二十七人の内、死者百十二人、傷者五百五十七人、行方不明二百十八人なり、次に牛込區、罹災世帯、全潰三百五十四世帯、半潰五百七十九世帯、罹災人口四千一百九十

九人の内、死者五十四人、傷者一千百六十六人、行方不明三十五人、麻布區、罹災世帯、全潰五百九世帯、半潰三百四十三世帯、全焼十三世帯、罹災人口三千八百六人の内、死者七十四人、傷者一百六十六人、行方不明六人、四谷區、罹災世帯、全潰六十七世帯、半潰三百八十世帯、全焼九百三十六世帯、罹災人口六千八十五人の内、死者四人、傷者六十五人、行方不明三人なり。

東京市に次ぎ被害の尤も大、且つ慘なるものは横濱市なり、同市は震源地に近き上、其大部分は埋立地にして地盤脆弱なりしを以て、震災の被害は遙に東京市の上であり、激震と同時に諸官衙、諸會社銀行を始とし、軒を駢べし各商店、一齊に凄じき音響と共に薙ぎ倒され、多數の死傷を出したる中にも、横濱地方裁判所の如き所長、檢事正以下の判檢事三十餘名、辯護士二十餘名は、公判開廷中の被告及び傍聽人と共に總て壓死を遂げたり、アワヤと驚く一刹那、火の手は八方より燃揚り折柄の強風に煽られて忽ち全市を火の海に化し去り、市民の内にて本牧、野毛山等の山の手を指して避難したるものは、多く無事なるを得たるも、海岸又は河岸地に至り船舶の上に逃れんとせしものは、舳船悉く破壊沈没し居りて躊躇する中、後より猛火に迫られ、又た前よりは海嘯に襲はれて、孰も無慚の死を遂げたり、斯る間に石油タンク其他の爆發相次ぎ、火勢益々猛り立ち危険刻々

に迫りたれば、横濱刑務所にては二十四時間内に歸來すべき旨を命じて、囚徒一千二百餘名を解放せり、斯る折柄一方には、不逞鮮人襲來の流言熾んにして、市内の混亂其極度に達し、忌はしき掠奪暴行隨處に行はれ、而も猛火は狂ひに狂ひて、三日に至りて漸く鎮火したり、罹災人口總數三十四萬四千二百二十人にして、罹災世帯數及び死傷者、行方不明者の實數は已に前項に記載したり、横濱に次ぎては横須賀市の被害又た激甚にして、一時は軍港全滅せりと喧傳せられたる程なり、其他鎌倉、金澤、藤澤、茅ヶ崎、平塚、厚木、秦野、大磯、國府津、小田原等、神奈川縣郡部の被害は遂に他府縣下に超越せるを見る、更に又た房總半島にては館山、北條、那古、船形等被害尤も多く、海岸は五六尺の隆起又は七八尺の低下をなし、激震の痕迹今尙ほ歴々として指點すべし。

三、通信交通の杜絶

大激震と共に、通信機關の全滅に次いで、電車汽車等の交通機關盡く不通となり、忽ち帝都を孤立の狀態に陥れ、市民をして一層の不安を感じしめたり、東京市内の電信局にて燒失せしは、選信省中央電信局、神田、麹町、九段、麻布、下谷、淺草、深川、本所、芝、京橋、赤坂、兩國、新

橋、葵町の各局、及び東京鐵道郵便局等にして、東京よりの發信は云ふまでもなく、各地とも震災地への電信は一切受附を中止したり、二日午前九時二十分、中央局の試験主任松尾技師電信機と電池とを携へて郊外に赴き、架空線の完全なるものを選び、簡単に震災の狀況を大阪中央電信局に打電せり、之れ震災後初めての試みなりしも、不幸送電の中途にして電力微弱となり、應答中斷したりと云ふ、三日午後一時五十分に至り、浦和、高崎、松本より中仙道を経て大阪に至る一線漸く開通し、之を千住の三等局に接続し、外國元首の親電を大阪より接受したり、同夜大阪、小石川間、四日の夜新宿、大阪間、及び新宿名古屋間の各一線開通したるも、障害多くして十分の用をなさず、但し神戸鐵道局と東京鐵道局との一回線は同夜を以て開通したり、五日、千住を起點として宇都宮、仙臺、大阪、名古屋の直通線開通したるに依り、六日より罹災者の私報無料取扱を開始し、十一日までに約六萬通を受理したるも大部分は遅延に遅延を重ねて、殆んど電信の用をなさず、七日大阪より高崎經由線開通し、八日、大阪甲府線、大阪高崎線、大阪松本線の臨時電信三四線開通を始めとし、漸次各線の開通を見るに至り、十六日より東京、横濱、横須賀に於て公衆電報の受配を開始したるも、虚禮文字は一切禁止せらる、又た震災後不通なりし海軍省無線電信は、五日より

船橋無線電信所と通信を開始したり、次に電話は中央局及び十一個所の電話分局焼失し、東京市内加入電話の焼失數無慮五萬の多きに上り、市内と市外とを問はず、一時通話は一切杜絶したり、三日に至り、大阪甲府間、東京名古屋間、大阪小石川間の各一回線漸く開通したるも成績不良なり、四日、大阪新宿間、名古屋沼津間の各一回線、及び鐵道電話新宿名古屋間開通したり、五日大阪より松本甲府を経て東京に達する二回線開通し、六日より大阪、名古屋、長岡、新潟と東京間の直通線開通す。但し一通話三分間以内なり、斯くて追々長距離電話復舊と共に、焼残りし高輪、青山、牛込、小石川の四電話局は十九日より市内電話の交換を開始したるも、焼失局の復舊は今日に至るも更に進捗せず、郵便も震災後一時中止され居たるに、三日に至り焼残りの市内郵便局夫々事務を開始し、五日より貯金の非常拂戻を開始したれど、被害各地の郵便局は孰も其事務を取る能はず、又た已に開始せる郵便局にても、當該局の窓口には差出したる信書に限りて取扱い、而も受附時間は午前八時より午後五時までと限定され、其上取扱範圍を(一)災害關係に付き、東京市内官公署に發送する。第一種、第二種普通郵便物(二)罹災者より地方に發する第一種、第二種普通郵便物(三)官公署より地方に發する第一種、第二種普通郵便物にして、急を要し且つ重量十匁を超えざるもの(四)官報と定め、兵士が配達夫となりて各方面に活動するなど、異例の手段を講じて飽まで震災氣分を咬りたり、小包郵便は十月五日に至りて始めて受附を開始せり、以上通信機關全滅の損害は非常の巨額に上りたるに、鐵道の被害は更に之に倍蕪し、國有鐵道の損害額のみにも無慮一億圓に上るべしと傳へらる。

鐵道は激震と同時に東海道線御殿場以東の破壊尤も甚しく、中央線、常磐線、東北本線其他の被害又た少からず、鐵道省、東京鐵道病院、省教習所、被服工廠等の焼失を始めとし、停車場、倉庫、車輛等の被害枚舉に遑あらず、激震の爲に埋没、又は顛覆したる列車の數も二十四列車の多きに達し、内客車九列車、貨車十四列車にして、即死者百二十三名、重傷後死亡者八名、重傷者五十一名を出したり、左れば交通機關は一時全く杜絶したるも、當局者が軍隊の力を借りて鋭意應急工事に勉めたる結果、東海道線は四日より沼津御殿場間、五日より品川鶴見間、二十日より御殿場(山北谷峨間十三町、平塚茅ヶ崎間廿二町徒歩聯絡)茅ヶ崎間開通し、廿一日、更に茅ヶ崎(馬入川約廿二町渡船聯絡)東京間開通して、東京大阪間は約二十四時間を以て交通し得る事となれり、右開通前までは中央線、若くは信越線、北陸線を迂回して大阪に交通するか、聯絡船にて瀧水港に赴き江

尻より乗車するか、又は全然船舶に依るかの外、大阪との交通方法なかりしなり、中央線の新宿八王子間は三日より開通し、更に五日より與瀬淺川間の山上十五間の徒歩聯絡に依り、全線の開通を見るに至りたれば、一時大阪との交通は主として此線に依りたり、東北線は赤羽川口町間の荒川橋梁一部低下したるも、修理の上、四日を以て日暮里驛まで開通し、震災當時は退京者も入京者も主として此線に依りたれば、其混雑一方ならず、貨車も客車も區別なく、果ては機關車にまで取絶るものあり、今日より之を追想すれば危険も又た甚しと云ふべし、其後房總線、常磐線、横須賀線等順次復舊して、九月三十日より貨物の取扱を開始し、斯くて東京市も、横濱市も漸く孤立の地より救出されたり、此の如く通信交通機關の復舊に對し、當局者の努力は勿論なるも、工事は主として軍隊の力に依りて進捗し、其功勞決して没すべからず、又た此際特筆すべきは、平素世上より厄介物の如く取扱はれ居たる自動車と、危険なる翫弄物位に見做され居たる飛行機とが、豫想以上に其効力を發揮したる事なり、通信機關全滅の際とて、長距離の命令傳達、狀況視察等は、一として飛行機に依らざるはなく、又た自動車は當時唯一の陸上短距離運輸交通機關にして、其數より云ふも其便利より見るも、其効能遂に飛行機を凌駕し、人事の往復物資の配給等に對し、絶大なる威力を示したり。

四、大詔煥發と救恤

天皇、皇后兩陛下は、日光田母澤御用邸に御避暑中に涉らせられ、激震の際は折柄御伺候の秩父宮殿下と御會食中なりき、幸に日光方面は被害尠く、兩陛下御揃ひ御安泰なりしも、通信、交通、一時に杜絶して、各地震災の狀況分明ならず、唯だ臆氣に東京方面大激震の事を傳ふるのみなれば、上下の憂慮一方ならず、東京に向けて強行自動車隊を派遣し、只管狀況探知に苦心中、夜に入りて栃木縣知事より内務省の報告を傳奏し、更に二日の拂曉二時頃に至り、内務省の派遣したる強行自動車隊より電話ありて、始めて東京及び横濱大震災火災の次第を確知する事を得たり、兩陛下之を聞食召して深く御軫念あらせられ、直に桑田、濱田、服部、大島、船越、大塚の各侍從武官を震災地視察として差遣はされ、且つ罹災民御救恤の思召を以て内帑金一千万圓を御下賜あらせらる、三日攝政宮殿下は赤坂離宮に山本首相を召し、左の御沙汰書を賜はりたり。

今回稀有の大地震、東京及近縣を襲ひ、加之大火を以てし、其慘害甚大なるは國家生民の不幸

なり、予はその實狀を見聞し、日夜憂戚し、殊に罹災者の境遇に對しては、心深く之を悼む。茲に内帑を頒ちて、その苦痛の情を慰めんとす、官民夫れ協力し、適宜應急の處置を爲し、以て遺憾なきを期せよ、

皇恩洪大、罹災者も非罹災者も、共にあり難き御思召に感泣せざるはなかりき。

攝政官殿下は、激震當日午前十時宮城に御出仕、御座所にて萬機御總攬中、大激震ありたれば西園寺侍從次長以下倉皇御機嫌を奉伺せしに、殿下神色自若引續き政務を總攬し給はんとお思召なりしも、側近の臣僚の切なる諫めに、一と先づ御座所の中坪に下り立たせ給ひ、更に小原内匠頭の奏請に依り、自動車にて吹上御苑内の觀瀑亭に成らせられ、午後六時に至りて更に赤坂離宮に遷啓、急遽設らひ奉りし内苑の天幕内に入らせ給ひ、翌二日の山本内閣親任式も此處にて行はせられたり、斯くて六日まで天幕内にて政務を御總攬あり、同夕刻に至りて始めて宮殿内に入御し給ひたり。

九月十二日、大震災災に對する大詔煥發せられ、此非常時期に處する當面の措置、帝都復興に關する將來の大計を指導し給ふ。

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ、光輝アル國史ノ成跡ニ鑒ミ、皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ、肯テ愾ラサラムコトヲ庶幾シ、夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ、幸ニ祖宗ノ神佑ト國民ノ協力トニ頼リ、世界空前ノ大戦ニ處シ、尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ。

癸ツ圖ラン、九月一日ノ激震ハ事瑯瑯ニ起リ、其震動極メテ峻烈ニシテ、家屋ノ潰倒、男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラズ、剽へ火災四方ニ起リテ、炎焰天ニ冲リ、京濱其他ノ市邑、一夜ニシテ焦土ト化ス、此ノ間交通機關杜絶シ、爲ニ流言蜚語盛ニ傳ハリ、人心洶々トシテ倍々其慘害ヲ大ナラシム、之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ悽愴ナルヲ想知セシム。

朕深ク自ラ戒慎シテ己マサルモ、惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク、只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ、凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ、非常ノ果斷ナカルヘカラス、若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ、活用スルコトヲ悟ラス、緩急其ノ宜ヲ失シテ、前後ヲ誤リ、或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ、多業災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ、人心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス、朕深ク之ヲ憂傷シ、既ニ在朝有司ニ命シ、臨機救済ノ途ヲ講セシメ、先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ、以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムコトヲ欲ス。

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ、政治經濟ノ樞軸トナリ、國民文化ノ源泉トナリテ、民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ、一朝不慮ノ災害ニ罹リテ、今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス、之ヲ以テ其善後策ハ、獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス、進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス、惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公、朕ト共ニ其慶ニ頼ラムコトヲ切望スヘシ、之ヲ慮リテ、朕ハ宰臣ニ命シ、速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ、帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス。

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ從事シ、嚴ニ流言ヲ禁遏シ、民心ヲ安定シ、一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ、朕前古無比ノ天殃ニ會シテ、郵民ノ心愈切ニ寢食爲ニ安カラス、爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

内閣總理大臣 副署
各國務大臣

卷頭に奉掲せる國民精神作興に關する詔書と共に、既往を撫し將來を慮らせ給ふ大御心、之を捧讀せば誰か奮然として奉公の誠悃を致さざらん、斯くて攝政宮殿下は十五日を以て帝都罹災の状況御巡視の旨を仰出され、陸軍少佐の御軍服にて、御愛馬山吹に召し、土屋侍從、服部、濱田兩侍從武官を從へ午前七時早くも御出門あらせらる、福田戒嚴司令官先導を承はり、先づ外濠に沿ひて市ヶ谷見附に入り、三番町通より靖國神社脇に出でさせられ、御馬を九段坂上に立て給ひて、神田日本橋、下谷、淺草、遠くは本所、深川まで、見渡す限り荒蕪たる燒跡に、今更大震災火災の當日を偲ばせ給ひ、夫より御馬を俎橋より北神保町に進ませ給ひ、三崎町通より水道橋を打渡らせらるれば、砲兵工廠被害の慘狀御馬前に歴々たり、本郷通より湯島切通に掛らせ給ひて、附近の慘狀に御心を痛ませ給ひつゝ、上野公園に着御、先着の内務大臣、東京府知事、東京市長、警視總監より附近被害地の状況を聴取し給ひ、御歸途は御成道より萬世橋に出でさせられ、大手門前より櫻田門外の參謀本部内戒嚴司令部に入らせ給ひ、部員活動の状況を御視察あり、夫より更に麴町通の燒跡を御視察の上、赤坂離宮に還啓し給ひ、翌十六日牧野宮内大臣を召して、

今回の大震災火災につき、帝都並に近縣の災害實況を見聞し、傷心益々深く、今秋舉行すべき、予

の結婚式は、此際之を行ふに忍びず。

との御沙汰ありて、其延期を御下命あらせられたり、宮内大臣は恐懼感激し、直に兩陛下に奉伺の上、右の次第を公表したれば、上下重ねて渥き御慈仁に感泣の袖をぞ絞りける、越えて十八日第二回罹災地御視察仰出され、午前六時御出門先づ上野公園に着御、附近バラックに於ける多數罹災者の生活状態を御視察あらせられ、夫より御愛馬山吹に召して、淺草方面の焼跡を御視察の上、吾妻橋を経て本所被服廠跡を過ぎさせ給ひ、當時の慘狀を詳に御聴取あらせられ、哀れなる殉難者の靈を十分に慰める様との世にも長き御説あり、夫より進んで深川の地に入らせ給へば、見渡す限り劫後の焦土に、御馬の足並み兎角亂れ勝ちにぞ拜せらる、新大橋より土州橋に掛らせられ、水天宮通を経て鑑橋より日本橋通に出でさせ給ひ、昨日に變る銀座通の荒廢を見そなはし、新橋を経て芝區に入らせられ、櫻田本郷町より虎の門を経て赤坂區に入り給ふ、溜池通りより田町、新町に掛け附近一帶の慘狀に、御心を傷めさせ給ひつゝ、赤坂離宮に還啓あらせられたり。

皇后陛下は、大震災に付き深く御軫念あらせられ、分けても産前産後の婦人、又は小兒の疾患に御心を掛けさせ給ひ、至急救療の途を講ぜよとのあり難き御沙汰ありたれば、宮内省にては仰せ

を畏みて巡回救療班を設け、分ちて三班となし、自動車にて日々東京市内の各罹災者避難所を回診しつゝありしが、更に之を横濱方面にも及ぼし、小兒科、産婦人科の外、内外科患者をも取扱ひ、翌十三年三月まで繼續し、救療延人員二十餘萬人、總費用五十餘萬圓に上れり、斯くて陛下は九月二十九日を以て日光御用邸より還啓、午前十一時二十分上野驛に御着あらせらるゝや、直に上野公園の東京市罹災傷病者收容所に行啓し給ひ、親く各病室を御巡視御慰問あらせられ、次いで和泉町なる泉橋慈善病院に行啓、同様傷病者御慰問の上、宮城に還啓し給ひたり、翌三十日は午前中、下渋谷の日本赤十字社病院に行啓、收容罹災患者御慰問の上、御歸途赤坂離宮に御立寄り遊ばされ、攝政宮殿下に御對顔、御無事を祝し合はされつゝ、御晝餐を共にし給ひ、夫より更に慶應病院、陸軍第一衛戍病院に行啓、孰も親く傷病患者を御慰問あらせられたり、十月一日、二日は引續き芝白金の傳染病研究所、芝赤羽の恩賜財團濟生會病院、本郷の帝國大學病院等に行啓、傷病者御慰問の御事あり、至る處にて老者を劬はり、幼者を慈み給ひける、皇族中には震災の爲に御三方まで御遭難薨去あらせられ、其外宮殿、御用邸等の御損失多大なるに、是等は更に厭はせ給はず、斯くまで罹災民の御救卹、御慰問に御心を注がせ給ふは、世にあり難き次第なり。

五、救助の應急措置

(一)重要勅令の發布 震災即日、内田假攝首相は臨時開議を開きて之が對策を講じ、翌二日勅裁を経て非常徵發令、臨時震災救護事務局官制、戒嚴令一部適用の三勅令を公布し、非常徵發令に依り、被害者救済に必要な食糧、建築材料、衛生材料、運搬具其他の物件又は勞役を徵發し、且つ豫備金及び剩餘金中より九百六拾萬圓を支出し、臨時震災救護事務局をして急遽食糧の配給、バラツクの建築等、被害者救済に着手せしめたり、又た戒嚴令の一部を適用し軍隊を以て警備を嚴にし、人心の安定を謀らんと期し、最初其適用區域を東京市、南葛飾郡、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡と定めたるも、蜚語流言熾んにして人心の動搖甚しきを以て、漸次擴張して之を東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣の全部に及ぼしたり、此日夜に入りて内閣更迭し、山本伯首相の印綬を帯び、其手始めとして發布したるは流言浮説取締令なり、以て當時如何に人心恟々として、流言浮説横行したるかを想像するに餘りあるべし、警視廳にても、

ありもせぬ事を言ひ觸らすと、處罰されます、朝鮮人の兇暴や、大地震が再來する、囚人が脱獄した等と

言ひ傳へて、處罰せられた者は多數あります、時節柄皆さん注意して下さい。

と云ふ宣傳ビラ數十萬枚を市中に散布して之が防止に勉めたり、尙ほ之と同時に公布せられたるは支拂延期、権利保存行爲期間延長、及び暴利取締令の二勅令なり、暴利取締令は左る事ながら、支拂延期(モトラリアム)杯とは斯る場合ならでは味はひ得られざる新經驗にして、即ち此勅令にて指定されたる震災區域に住する債務者は、九月一日前に發生し、同月三十日までの間に於て支拂ふべき、私法上の金銭債務の支拂を三十日間延期せられ、又た手形其他有價證券に關し、権利保存の爲になすべき行爲も、前同様の條件にて其期間を三十日間延長せられたる次第なり、此報一たび英米に傳はるや、日本公債は忽ち暴落し、一等國としての權威地を掃ひたるやの感ありたるも、商取引は停止し、金融は杜絶し、被害民は舉つて衣食住に脅かされつゝある非常時期に當りては、己むを得ざる臨機の處置として、政府の果斷敢行を稱賛せざるを得ず、是に於て政府は進んで米穀、生牛肉及び雞卵等の生活必需品、並に土木建築用器具、機械材料等の輸入税を免除して、以て物資の供給を圓滑ならしめ、之に次ひては納税免除、猶豫に關する勅令を發布して、大正十二年度分の第三種所得税、及び營業税の免除、又は輕減、若くは猶豫(相續税も猶豫)をなし、又た假建築物

に關する勅令を以て、大正十三年二月末日（後八月末日迄延期す）迄に建築に着手したる、震災地區の市街地建築物には、市街地建築物法第二條及至第十一條、及び第十三條乃至第十五條の規定を適用せざる事となし、之に依りて罹災市街の復興を奨励したり、斯くて九月十二日に至り別項記載の通り、大震災に對する大詔喚發せられ、帝都復興の氣運勃然として起り、帝都復興審議會、帝都復興院官制相次ひて發布せらる、又た他方には日本銀行の無制限貸出、日本興業銀行の工業資金貸出等ありて、經濟界も追々安定し、市民は孰も復興の途に急ぎぬ。

(二) 震災救護事務局 總裁は内閣總理大臣、副總裁は内務大臣にして、關係各省次官、社會局長、警視總監、東京府知事、東京市長を參與に（九月十七日神奈川縣知事、横濱市長を加ふ）關係各省及び府縣の高等官を委員若くは事務官に充て、本部を外櫻田町の内務大臣官舎に、支部を横濱に置き、事務分擔を定めて總務部、食糧部、收容設備部、諸材料部、飲料水部、衛生醫療部、警備部、情報部、義捐金部、會計經理部の十一部に分ち、左の通り活動の方針を定めたり。

- 一、治安の維持は、陸海軍警察相協力して之に當る事
- 二、罹災民の直接救護炊出米、飲料水の供給、小屋掛等は、府縣市の罹災救助基金を以て之に充て、其不足

は總て國費を以て支出し、府縣市をして其實行を爲さしむる事

- 三、食糧品、小屋掛材料、其他必要物資は、時を移さず地方長官之を徵發し、市より罹災民に配給する事
- 四、自動車、荷馬車、荷車、ガソリン等は、手近なるものを出來得る限り徵發して、物資の輸送に當らしむる事

- 五、罹災民の地方に移動するものには、鐵道省に於て無賃輸送を爲す事
- 六、食糧其他生活物資の暴利を取締る事
- 七、薪炭、木材、食糧は大藏省、農商務省、宮内省に於て拂下の手段を講ずる事
- 八、政府にて新聞を發行し、事實の真相を傳へて、人心の動搖を防ぐ事
- 九、赤十字社、濟生會等を督勵して、速に救済を開始せしむると共に、避難中の醫師を利用して、小學校等に假病院を開かしむる事

局員は關係各省廳職員總動員の有様にて、内務省吏員之が中心となり、農商務省内の者は主として食糧、物資供給の事を、陸海軍部内の者は警備、交通、土木及び食糧、物資配給の事を、逓信省部内の者は通信、交通の事を夫々分擔し、或は行政方面より、或は技術方面より、孰も其主管専門の智能を傾倒して、即時活動に着手したり、即ち農商務省が震災後、逸早く深川倉庫の政府持米在高を調査すると共に、急速に關西方面の政府米廻漕の手配をなしたるが如き、海軍省が其無線電信に依り、内外各地に異變を報じ、救援を速ならしむると共に、軍艦を以て急速に物資の廻漕をなし

たるが如き、陸軍省が軍用電話を主要官廳間に架設し、航空機、鳩信又は傳騎を以て通信の途を開き、更に各師團の工兵隊を召集して道路、橋梁、軌道、鐵道の應急修理をなし、之に依りて交通運輸の便を開き、且つ物資の陸揚、配給にも多大の功を奏したるが如きは、其一例なり。

救護事務局十一部の内**總務部**は其中樞にして各部課の聯絡統一を圖り、機密事項及び局員の人事關係を取扱ひ、且つ文書の發送、編纂、保存、會議の開催、其他各部課に屬せざる庶務は總て此部に於て之を掌理す、**情報部**は京濱の日刊新聞、震火災の爲め一時殆んど全滅したるに依り、迅速に震災に關する精確なる報導をなし、人心の安定を圖る目的を以て設置されたるものにして、印刷機及び動力機械の非常徵發を行ひ、九月二日より震災彙報を發行して之を配達し、九月十一日より更に神奈川版を發行せり、九月二十四日總務部に併合の後も依然之を繼續し、十月二十五日に至りて一と先づ廢刊したり、**義捐金部**は其名の如く義捐金の取扱をなす、大震火災の報一たび傳はるや、内地の各府縣は云ふも更なり、世界各国競ふて來援し、其數實に四十有六國に達せり、中にも米國の如きは時を移さず大仕掛の救護班を組織し、遠く來つて救護に従事したり、左れば義捐金部にては十一月二十五日まで義捐金四千壹百七十九萬九千九百九十三圓、公債社債額面壹百三十一萬二千

七百五十圓の申込を受け、其内現金三千五百七十七萬九千九百十四圓、公債社債額面八十萬三千三百圓、義捐品見積價格三千二百二十萬八千六百五十圓を收納したり、**會計經理部**は第二豫備金及び國庫剩餘金より二千六百六拾萬圓の支出を受け、食糧費四百五十萬圓、小屋掛費五百萬圓、材料費九百萬圓、救療費壹百六十五萬圓、警備費壹百八十萬圓、運送費二百萬圓、雜費壹百二十萬圓、東京市生活必需品供給資金貸付壹百萬圓、横濱市同三十萬圓の豫算にて之が經理の任に當り、外に寄附金中より食糧費五百五十萬圓、衣類費五百萬圓の支出を受け、前記豫算と共に之を經理したり、次に**警備部**の事を記すべし、大震災後、時を移さず警務當局者は、戒嚴令一部施行の準備をなすと同時に、警視總監より衛戍司令官に對して軍隊の出勤を要求せしめられたれば、在京各部隊は直に出動して、罹災民の救護、消防、警戒等に大活動をなしたり、九月二日戒嚴令一部施行と同時に、東京以外の各部隊々々入京して、關東戒嚴司令官の隸下に屬し、軍隊と警察官相駢びて警備の部署に就き、又た千葉、群馬、茨城、長野、福島、及び新潟の諸縣より警官壹千二百十七人の來援を求め東京府及び神奈川縣に配屬して任務に就かしめたり、三日以後は警備部に戒嚴司令部、海軍省、司法省、憲兵司令部、並に警視廳の主任協議會を開きて、各地情報の交換及び警備の打合をなし、五

日に至り東京市内樞要の地四十二個所、横濱市内十八個所に検問所を設け、軍隊警察官共同して不審の者を誰何し、其成績良好なるに鑑み、漸次他の要地點にも之を設置して不逞の徒を取締り居る中、人心安定して、追々商工業復興の兆を認むるに至りたるより、警察力の一部を割きて常務に服せしめ、九月末日迄には殆んど震災前の配置に復したり、十一月十五日に至り戒嚴令一部適用令の廢止せらるゝや、其補充として警視廳に八分署、百二十四派出所、十七駐在所、神奈川縣に二分署三十五派出所、埼玉縣及び千葉縣に二警部補派出所、五十駐在所を増設して警備を嚴にしたり、次に**食糧部**、**諸材料部**等の物資部に就き其大要を述べんに、九月二日先づ罹災民に對する食糧供給計畫を立て（イ）應急救助の爲め、東京市内山の手、及び那部の在米を徵發又は購入し、政府保管殘米を保管轉換し、尙ほ埼玉縣より成るべく多量の米穀を蒐集して救助に充當する事（ロ）農商務省食糧局大阪倉庫に於ける約五十萬石の政府米を、軍艦又は商船に依り東京に輸送する事（ハ）約五十萬石の米穀、及び副食物を買収して配給する事（ニ）食鹽は專賣局に交渉し、在庫品中より必要に應じ配給する事、と決定して直に之が手配をなし、此外陸海軍用の米穀、罐詰、パン、及び地方廳、諸團體、篤志者よりの寄贈品廻送も頗る多額に上りたり、又た是等食糧品の配給に就ては

陸海軍に於て芝浦外六個所に配給部を設け、救護事務局と聯絡を取り、事務局より府市に配給し、府市より郡區役所を経て罹災者に配給する事となしたるが、九月二十二日に至り陸海軍より之を事務局に引継ぎ、爾後は芝浦出張所を以て配給現業事務の中央機關となし、隔日に府市及び各出張所員の協議會を開き以て配給の圓滑を謀れり、斯くて食糧品の稍々充實するや、救助資格を定め、且つ給與數量を一人一日三合に制限し、又た食糧品及び日用品の販賣をなさしめたり、此の如く稀有の大震災に對する空前の大救護なれば、救助米一日の所要數量は驚くべき多量に上り、九月二十八日現在にて、東京府郡部壹千八百三十二石五斗一升、東京市壹千三百七十二石九斗、十月二十日現在にて、東京府郡部五百七十六石九斗六升四合、東京市二千九十七石六升なりき、此外小屋掛用諸材料、被服寝具、薪炭、藁、繩其他雜品、及び寄贈に掛る諸材料、食糧品、慰問袋の配給など頗る多端に涉れり、**收容設備部**は、第一に應急施設として學校、官公衙、社寺等の公共建物、其他華族富豪等の大邸宅を勸誘開放して罹災民を收容し、且つ既設建設物の加工利用、天幕張等をも計畫實行したり、第二には前記の方法文にては到底永く罹災民を收容する事能はざるを以て、バラツク建設の必要を認め、九月四日以來芝離宮、青山神宮外苑、上野、淺草、芝等の御料地、公園内に

之を建築する事となし、東京府市並に警視廳の分擔にて工程の進捗を謀り、十月中旬には多數罹災民の收容をなし得たり、然るに收容の際、貧富若くは職業等に依りて之を類別するの餘裕を有せざりしを以て、風紀上、衛生上考慮を要する點多く、且つ公園等には永くバラツクを建設し置く能はざる事情あるを以て、第三次計畫として小住宅の建設に着手し、建設場所は勉めて細民居住の地點に接近せしめ、労働者及び細民を整理收容する事となしたり、其戸數は東京府郡部千五百戸、東京市内貳千戸、神奈川縣郡部五百戸、横濱市内壹千戸、總計五千戸なり、此の如く種々の設備に依りて收容したる罹災民は、九月十七日現在にて、屋内收容者十二萬八千九百人、屋外居住者（公園廣場等に急造せる假小屋居住者を含む）十萬四千人なりしに、十月五日現在にて四萬八千餘人を減じたり、公私團體中、事の急なるを見て、バラツクを建築して寄贈するものあり、三井岩崎兩家にも各處にバラツクを建設して、或は之を府市に寄贈し、或は獨自多數の罹災者を收容したり、此外に國として施設せしものは、公設職業紹介所、簡易浴場、簡易市場等にして、公私團體、宗教家、篤志者の施設としては、託兒場、労働者寄宿所、公營的質屋、無料宿泊所等を始めとし、妊産婦、幼兒、乳兒、孤兒、老衰者、獨身者、失業婦人、精神病者、罹災職工、盲人等の各保護收容所、其他諸種の

社會事業、算し來れば六十餘種類の多きに達したり、衛生醫療部の取扱ひたる重なる事務は（一）屍體の收容處置（二）傷病者の救護（三）傳染病の豫防（四）重湯、牛乳、及び煉乳の給與（五）衛生材料の蒐集配給（七）飲料水の配給（七）尿尿及び塵芥處置なり、茲に其重立ちたるものに就き其概要を摘記せん、震災に因る屍體の收容處置は、風紀衛生上共に急速を要するに依り、東京市、横濱市とも市に於て之を擔當し、先づ東京市は本所被廠跡、芝浦の兩所に屍體收容所及び火葬場を設け、收容したる屍體は二日間遺族の探査に來るを待ち、此期間を経過すれば直に火葬に附する事となし、陸上にては日々自動車十餘臺、人夫三百餘人を使役して四萬八千三百三十屍體を收容し、又た河川にては日々船舶十餘艘を出勤せしめ、壹萬五百二十五屍體を收容處置せり、又た横濱市にても日々人夫二百餘人を使役し、五千二百二十四屍體を收容處置したり、次に飲料水は激震當時暑氣尙ほ強かりしを以て、其供給尤も必要なるにも拘らず、東京市は淀橋淨水所に達する送水路二個所まで決潰して、水の供給全く絶え、又た淨水所にては高壓送水唧筒排尿管破損し、且つ市内配水管も所々に破損を生じたる爲め、市民は一滴の水をも容易に得ること能はず、困難の狀見るに忍びざるものありたれば、徹宵復舊に努力したる結果、二日朝に至りて一部分の送水をなし得

るに至りたれば、軍用自動車及び市の撒水車を以て給水班を作り、陸軍當局指揮の下に消火栓より取水し、各所に飲料水を配給したるに、給水自動車を取囲む男女中には、バケツ一杯の水に、合掌して謝意を表するものさへありたりと云ふ。斯くて十三日に至り送水路の復舊工事竣成し、市内の一部に送水し得るに至れり、横濱市は青山取入口が崩壊せる土砂の爲に埋没せられ、又た西谷浄水場への送水設備、及び浄水設備破損したるを始めとし、野毛山浄水場及び配水鐵管等も甚しく破壊して、全市給水を絶ちたれば、九月八日、鐵道省撒水自動車、及び貨物自動車を廻送し、陸軍當局指揮の下に、海上より輸送し來れる飲料水を、辨天橋袂にて受水し、各處に巡回配水し居たるが、十月二十三日之を打切りたり、屎尿處置も又た容易ならざる問題にして、東京市民一日の排泄量は約七千石にして、横濱市又た之に準ず、東京市は九月八日より一荷三十五錢以内の汲取料にて汲取を開始し、塵芥と共に十五六日頃まで一と涉り其處置を了したり、次に交通部の所管事項は頗る多岐なるを以て、部内は庶務、道路、鐵道、船舶、港灣、郵便、電信、電話、海軍、陸軍、ガソリンの十課に分てり、今回の大激震は鐵道、電車、及び電信、電話等の運輸交通機關、并に通信機關の大部分を破壊したり、而も是等の諸機關は救護事務進行の基礎條件なるを以て、交通部に於て其

應急施設の計畫を立て、或は飛行機、驅逐艦に依り、或は海軍の無線電信を利用し、或は傳騎及び傳書鳩を用ひて、他地方との連絡を圖り、更に一方には主要官廳間に軍用電話を架設すると共に、鐵道、電信、電話の復舊を急ぎ、且つ船舶、車輛及びガソリンの復舊をなして、避難民の輸送、物資の供給に就き、晝夜努力する處ありたり、物資の配給は當初海路芝浦に到着するもの、陸揚は、海軍に於て之に當り、右陸揚品、及び陸路鐵道に依りし物資は、陸軍に於て之を擔當し、物資直接交付の責任者たる府縣、又た市に供給し來りたる處、九月下旬に至り實業家十數人に囑托して救護協議會を組織し、陸海軍に於て取扱ひたる一切の事務を之に引續き、交通部にて指揮監督の任に當る事となしたり、而して鐵道、電車、電信、等の被害及び復舊の狀況は、大略前項に記載したれば茲には之を省く。

第二章 赤坂區内の被害

一、表町署管内慘狀

大激震一たび關東方面を襲ふや、赤坂區又た被害の範圍を脱する能はず、區内隨處に悲惨の光景を演出したり、而して其被害は表町警察署管内に重く、青山警察署管内に輕微なり、個は主として戸口の疎密地盤の堅脆等より來れる結果なるべきも、同一區内に在りて、斯くも被害程度の懸絶せるに驚異せざるを得ず、左れば之を表町署管内と青山署管内とに區分して記述する事とせば、其概況を詳知する上に於て頗る便利なるべし、依つて先づ表町署管内各町の慘狀より記述せん。

激震當日なる九月一日は、恰も攝政宮殿下宮城御出仕の定日に相當し、萬機御總攬の上午後零時三十分宮城御出門、赤坂離宮に御還啓の御豫定なりしを以て、花井表町警察署長は御願路御警衛の爲め、演武場に召集し置きたる部下を引率して署内を出で、配置の豫定地に向ふ途中、午前十一時五十八分四十四秒俄然大激震襲來れり、表町署を出でて僅に數分、其間際まで執務し居たる警察署

本館も、休息所に充てられ居たる演武場も、唯だ一と揺りに揺潰ぶされ、居残りて署内に執務し居たる警官は、幸に負傷者こそなければ、落來りし屋根に押潰ぶされ、戸口傾き、窓壞れ、逃出すべき術もなかりしと云ふ、此大激震にして若し數分を早からしめば、如何なる慘狀をか演出すべき、日頃御願路御警衛に精勤怠らざりし表町署員の多數が、御警衛の配置に就くべく出勤し居たる爲め、此災厄を免れ得たるは、決して偶然の事にあらざるべし。

大激震の襲來と共に、蜿蜒として長蛇の如く相連りし青山御所の外堤は、處々の石垣崩壞して、御屏の瓦も残り少なに搖落されぬ、赤坂區役所の破損又た甚しく、危険にして今は使用に堪へずと傳へらる、豊川稻荷境内に駢立したる石燈籠は、其大部分を雜倒され、田町一丁目の角に咬り立ちたる美粧俱樂部の三階建家屋も、一と溜りもなく倒潰して、一名の壓死者をさへ出したたり、表町一丁目にては入山市會議員の居宅倒潰し、家族二名其下敷となりたるも、幸に些の負傷もなく、居合したる稻垣巡查と憲兵とに救出されたり、斯る間に午後零時一分五十二秒、第二回の強震襲來り、老若男女逃迷ひ、其混亂一方ならざりしに、僅に十三四分を隔てたる零時十五分、早くも田町四丁目十二番地藝妓業竹春本事中川トク方より發火し、折柄の強風に煽られて、瞬く中に四方に燃擴が

り、附近の人々驚き騒ぐ中、零時二十分又た新町三丁目十八番地蒲焼商吾妻屋事阿部藤吉方より發火したり、竹春本及び吾妻屋は大激震の際孰も全潰し、今又た共に火を發したるものにして、竹春本にては六人の壓死者を出し、吾妻屋にては四人焼死して、哀れ一家の全滅を告げたり。

此時花井署長は、非常の場合に際し、御警衛の任務重大なるを想ひて、容易に部下の配置を解除せざりしに、各方面よりの報告にて管内被害の慘狀を審にすると共に、御還啓時刻御繰延の報ありたれば、即ち其配置を解除して表町署に引揚げ、倒潰せる建物の一隅に其席を占め、非番巡查を召集し、部署を定めて消防、及び罹災者の救助に従事し、且つ被害の狀況を調査せしむ、是に於て河本警部は竹岡警部補と共に、赤坂見附より表町一、二丁目、福吉町、新町附近の警戒、消防、及び救助を擔任し、又た中谷、谷口兩警部補は榎坂町方面、紀警部補は福吉町方面を、齋藤警部補は田町、溜池町、榎坂町方面を、島田警部補は靈南阪方面を夫々分擔出勤し、部下を督勵して活動す、表町署管内にて震災の程度尤も激甚なりしは中の町、新町一、二、三(四、五丁目を除く)丁目、田町一、二、三、四、五(六丁目を除く)七丁目、溜池町等一帶の低地にして、遭難者の救助、負傷者の手當、屍體の掘出等、大混亂の眞つ最中、猛火は遠慮なく攻寄せんとす。

中の町は全潰三十三戸、半潰十九戸、壓死者六名にして、激震と同時に甚大なる赤坂中學の校舎倒潰し、女事務員一名壓死したり、急を見て駈附けたる丹治、鈴木の兩巡查は、更に倒潰せる二階建家屋の下より、幽なる悲鳴を聞附け、餘震を事ともせず力を盡して屋根瓦を取除け、漸くにして遭難者男一名を救出せり、之と相前後して校内理化學實驗室の藥品爆發して火を發したるも、軍隊及び附近の人々と協力して、大事に至らざる内に消止めたり、同校は此日恰も暑中休暇後の授業始にて多數の生徒登校し居たるも、午前十一時頃孰も退校したれば、幸にして其難を免るゝ事を得たり、新町一丁目の一部、及び二、三丁目、田町一丁目の一部、及び二、三、四、五、六、七丁目は孰も震災後程なく火災に罹りたれば、全潰、半潰とも正確なる數字を示す能はざるも、激震と同時に家屋の倒潰せるもの累々として相連り、壓死者は新町一丁目一人、二丁目二人、三丁目八人、合計十一人、又た田町は一丁目五人、二丁目一人、三丁目十二人、四丁目十一人、五丁目一人、七丁目五人、合計三十五人なり、斯くと見たる警官は八方に駈廻はり、倒潰家屋の下敷となれる人々の救助に努力し、中にも山畑巡查の如き、稻垣巡查と協力して、田町五丁目の倒潰家屋中より女一名を救出し、先づ之を黒田邸内に避難せしめ、更に新町二丁目にて八十五歳の老婆を救出し、自ら之

を背負ひて近衛歩兵第三聯隊に避難せしめたり、又た小山巡査は倒潰家屋の壁を破りて、田町五丁目にて男一名、田町六丁目にて女一名、及び小兒三名を救出し、大和田巡査も又た田町七丁目の倒潰家屋中より男一名を救助せり、安部巡査は田町一丁目にて活動し、一番地の倒潰家屋中より二十六名の男女遭難者を救助し、又た十番地にても女一名を救助したり、左れども等は顯著なる一二の事例を擧げたるのみ、其被害の如何に甚大にして、警官の活動如何に目醒ましかりしかは、匆忙の際、見聞の能く及ぶ處にあらず、溜池町の震災は更に之より激甚にして、大激震と共に附近の家屋算を亂して倒潰し、一大音響に連れ塵煙濛々として全町を覆ひ、負傷者の呻吟は、婦女童幼の消魂しき叫びと相次ぎ、悽愴の氣四邊に充ち満ちたり、同町も火災に罹り全潰、半潰の數を審にする能はざるも、壓死者二十四人の多きに達し、中にも二番地の川島方にては六名、菊地方にては三名の壓死者を出し、尤も慘狀を極めたり、此外傳馬町一、二、三丁目は全潰二十一戸、半潰三十三戸、壓死者一名、臺町は全潰一戸、半潰三戸、壓死者二名、表町一、二、三、四丁目は全潰十五戸、半潰三十三戸、壓死者一名、新阪町は全潰三戸、半潰六戸、壓死者一名、一ツ木町は全潰十戸、半潰十三戸、壓死者二名なり、氷川町は全潰二戸、丹後町は全潰七戸、半潰十六戸、新町五丁目は全潰四

十三戸、半潰十八戸、檜町は全潰六戸、半潰二十四戸、福吉町は全潰十戸、半潰十四戸なるも、是等の各町は幸に壓死者なし、又た榎坂町は火災の爲め燒死者二名を出し、葵町、靈南阪町及び田町六丁目とは共に火災に罹りたるも、壓、燒死者なかりしは不幸中の幸なるべし、勿論是等比較的被害輕少なる方面に於ても、恐怖と驚愕とに驅られたる住民は、一身の安全をさへ謀り難き場合とて又た他を顧るの餘裕を有せず、救助、消防ともに一に警官の努力に俟つの外なければ、警官は隨處に死力を盡して活動したり、現に荒巡査の如きは、非番にて休養中此激震に遇ひ、傳馬町一丁目に於て、一婦人が倒潰家屋の下敷となれりと聞かや、直に現場に駈附け、劍と上着とを脱して百方搜索し、漸く其居室なる火鉢の脇にて左手に財布を掴みたる儘、梁に壓せられ居るを發見し、附近の人々と共に之を救出し、戸板に載せて順天堂分院に送り、手當を受けしめたるも、哀れ程なく絶命したり、小西巡査も又た傳馬町三丁目に於て男一名、田町一丁目に於て男一名、女二名を救助し、次に久保田、成田の兩巡査も新阪町にて男女二名、新町五丁目にて少年三名を救助し、河野巡査又た新阪町にて女一名を救助したり。

河本警部の赤阪見附下に出動するや、先づ美粧俱樂部の遭難者を救出し、夫より部下を各方面に

派して、専ら警戒と救助に努力し居る中、田町四丁目、及び新町三丁目より發したる火の手、漸次四方に燃擴がり、燎原の火も香ならず、附近の人々周章狼狽して、先づ火を防がんとすれば、水道早く己に斷水して手を下さんやうなし、是に於て僅なる家財道具を携へ、競ふて安全なる地帯を求めて逃出したれば、見る／＼中に一條邸、九條邸、黒田邸を始め、赤坂見附下廣場、清水谷公園、紀の國坂附近一帯の地は、避難者を以て充滿し、各方面の慘狀を聞き傳へ、語り傳へ、孰も不安の念に驅られざるはなし、斯る中に猛火は彌が上にも猛り立ち、黒烟濛々として天に漲り、新町、田町、各丁目の外、一ツ木町、福吉町、溜池町に至るまで、唯だ一と舐めに舐め盡さんとす、此附近には閑院宮御邸を初め、一條、九條、黒田等各貴族の大邸宅を控えたる事とて、消防の事寸時も等閑に附すべからず、河本警部即ち英斷を以て辨慶橋下なる水門を開き、お濠の水を山王下の大溝渠に切落し、之に依りて先づ田町四丁目の火を防がんとす、此時南東の風強かりしかば、火の手は煽り立て、田町三丁目より二丁目に掛けて北進し、三丁目八番地鹿島方にては無慘にも焼死者三人を出したり、警官、消防隊孰も必死の奮闘をなし、僅に此處の火口を押ゆれば、早く己に彼方に飛火し、一方漸く下火となれば、忽ち他方に火の手揚り、消防數時間の長きに涉り、幸に水利の便を得

たる上、風位次第に變して西北の風となりたれば、午後四時三十分頃田町二丁目十六番地先にて、漸く此方面だけは消防の目的を達したり。

然るに新町三丁目より發したる火は、其勢頗る猛烈なるのみならず、新町五丁目の消防隊は、倒潰家屋に支へられて出動する能はざる始末に、附近の人々は己むを得ず相謀りて、中の町より福吉町下に通ずる溝渠に、疊及び炭俵を投入して汚水を堰止め、之を利用して消防に努力し、僅に南進を拒ぎ得たるも、一方の火の手は、新町三丁目と田町四丁目の一部に掛け、風に乘じて存分に燃擴がり、漸次新町二丁目、及び一丁目に向ひて突進し、一ツ木町、丹後町、表町等は孰も其風下に當り、危険刻々に迫來る、近衛歩兵第三聯隊にては事の急なるを見て、直に軍隊を出動せしめ、警官及び消防隊と協力して消防に従事したれども、此附近一帯水利に便ならず、水道斷水の當時に在りては、僅に掘井戸の水に依るの外なきを以て、消防の困難實に一方ならず、關谷巡查部長を始めとし富塚、安部、染谷、入川等の各巡查は、今や重大なる責任を双肩に擔へり、或は三聯隊より送來れる消火器を背負ひ、一ツ木町三十九番地の掘井戸を利用して消防に勉むるあれば、或は同町内の湯屋に駆込み、附近の人々を督勵し、浴槽の湯を汲出し消火せんとあせるもあり、斯る間に火は何

時しか新町三丁目の派出所に燃移りぬ、猛火にして一たび此消防線を突破せんか、忽ち一ツ木町及び丹後町に延焼し、附近は一層の慘狀を演出すべきを以て、折柄來援したる第三聯隊中村大尉に請求し、五十餘名の軍隊の手にて、一ツ木町三十五番地澤崎方、飯沼方、及び瓦斯會社出張所等に破壊作業を行ひ、其結果漸く此方面の消防に成功したり、之より火の手は一ツ木通に沿ひて平押に北進し、忽ち新町二丁目の大部分、及び田町二丁目の一部を燬盡せり、此の如く火勢猛烈にして何時鎮火するや豫測し難ければ、附近住民の恐慌名狀すべからず、八方に活路を求めて逃散る中にも新町三、四丁目、及び中の町一部の人々は、多く第三聯隊を指して避難したり、第三聯隊にては縫工々場を開放して之を收容し、且つ兵士を督して、崖下に蜷集せる避難者を營内に扶入れしめ、併せて其荷物をも運込みたり、先づ軍隊用の麥飯と牛肉罐詰を供して其饑を救ひ、洗面には湯を給し、一時間毎に軍醫回診して傷病者の治療をなすなど、救助頗る行届きたるも軍紀は飽まで嚴肅にして、午後八時の消燈喇叭一たび鳴響けば、蠟燭さへ點火せしめず、餘震頻繁なりし當時の事とて、避難者の心細さ云ふばかりなし、工場長桐山曹長は懇篤にして沈毅の人物なり、勵聲一番、これしきの地震にて此工場は決して倒潰せず、萬一不幸にして倒潰せば、僕も諸君と共に死すべしとて、驚き騒ぐ

人々を慰撫激勵したり、左れば避難者三百餘人は深く其厚意に感じ、交代にて夜警をなし、相戒めて營内の規律を嚴守したりと云ふ、斯る間に猛火は全く新町二丁目を燬盡し、更に新町一丁目に延焼せんとす、警官、軍隊、消防隊は如何にもして、新町一、二丁目を界ひする道路にて之を喰止んと欲し、附近の井戸水を汲上げ消防に勉めたり、幸に掘井戸の多かりしと、風位の變更せしとに依りて、午後六時四十分に至り消防の目的を達し、新町一丁目以北をして火災の難を免れしむ、之より先き午後五時頃田町七丁目一番地附近より發火したるも、大事に至らざる前に之を消止めたり。此時、風位全く西北に變じたれば、田町五、六、七丁目、及び溜池町は之が風下となり、猛火は凄まじき勢ひにて東南に向ひて突進し、瞬く裡に田町五丁目を焼拂ひ、其餘勢は逆りて福吉町一番地なる松井道場地先きを侵す、附近には黒田邸、一條邸等の大建物あり、如何なる困難を忍びても之を防遏せざるべからず、此方面に出動し居たる紀、齋藤等の各警部補は素破一大事と、附近の人々を督して極力消防に勉め、漸く附近一帯の地をして安全ならしめたり、此前後より風力次第に加はり、火の手の疾き事飛ぶが如く、消防隊必死となりて、漸く仰筒を据え、ホースを取付け了れば火の手は早く已に他方に延び、又た如何とも詮術なし、左れば火の手は追ふが如く、消防隊は逃ぐ

るが如く、おち／＼消防に勉むる餘地を存せず、之より先き警視總監の請求に依り、近衛第一兩師團の各部隊出動して警戒及び消防の任に當り、溜池方面には第一師團歩兵第一聯隊の兵士多數來援したるも、之れ又た手の下さん様なく、火と煙に責立てられ、漸次退却して虎の門公園附近を嬰守せんとす、風に乗じて溜池方面より東下し來りたる猛火は、斯る間に思ひのまゝに暴威を逞うし、一と手は分れて麴町區内に延焼し、永田町二丁目の一部を焼拂ひ、更に相合して溜池町及び田町七丁目の一部を一と蕪めとなし、直に葵町なる東伏見宮御邸附近に迫る、邸内には海兵團の兵士詰切り荐に警戒に勉め居たるも、今や猛火數歩の内に襲來し、殊に風力一層の猛烈を加へたれば、更に虎の門附近に在りたる第一聯隊兵士の應援を求め、燃焼し易き庭前の四阿等を打壊ち、又た樹木を斫拂ふなど、消防の手配をさ／＼怠りなし、斯くて午後七時猛火は己に御邸後の廣場を侵し、山積したる避難者の荷物に燃移る、衣類、風呂敷など輕量なるもの烈風の煽るに従ひ、熾に火に燃えつゝ八方に飛揚し、而して其風に吹附けらるゝ處、屋根と云はず、樹木と云はず、忽ち火を吹き煙を吐かざるはなく、危険と云ふも愚なり、左れど宮家の御運や強かりけめ、何時しか風位又々變じて北東の風となりたれば、火の手は御邸後を横ぎり、田町七丁目の一部を祇盡して、直に榎坂町なる米國

大使館に迫る、之と前後して芝琴平町方面より襲來りたる猛火は、先づ大倉商業學校に燃移り、更に大倉集古館内の朝鮮館に延焼し、四邊は全く火の海に化し去りたり、豫て附近を警戒し居たる吉田巡查部長は、大使館員に對して急を告げ、近衛歩兵第三聯隊の兵士、及び入川巡查等と共に、麻布廣尾方面に避難する大使一行を警衛し、無事目的地に達せしめたり、斯くて猛火は凄じき勢ひにて米國大使館、伯刺爾公使館等を焼拂ひたる上、強風に吹附けらるゝまゝ、靈南坂上に燃上り、靈南坂町、榎坂町を擧げて、あはや烏有に歸せしめんとす、島田、齋藤の兩警部補を始め、軍隊、警官消防隊等入亂れ、一と手は榎坂町二番地附近に活動し、一と手は靈南坂町二十番地附近に奮闘し、共に茲を前途と消防に勉めたる結果、幸にして共に其功を奏し、附近の大建築物なる海軍次官々舎靈南坂教會等孰も焼失を免るゝ事を得たり、此時猛火は己に帝室制度審議會事務局、大倉集古館の大建築物を焼拂ひ、更に芝茸手町より燃上りたる火の手と合して、翌二日午前五時頃迄に、流石豪奢を極めたる大倉邸を焼拂ひて、幻華一閃の夢と化せしめたる上、遠く西久保巴町方面に焼抜けた

り。
發火より茲に至るまで、其間實に十七八時間、風力強く、火の手早く、殊に食糧の給與不行届な

りしかば、警官も、軍隊も、又た消防隊も、極度の疲労を感じ、猛火四久保方面に焼けたる後は饑餓と疲労の爲め、其場を引揚ぐる勇氣さへ出でず、其儘路傍に困臥せる者をも見受けたり、左れど義勇公に奉ずるは、萬古に亘りて渝らざる我國民性にして、斯る非常の場合に當りても犠牲的活動振り勇ましく、教訓に資すべき談話尠からざる中にも、烈火炎々として米國大使館、大倉商業學校等の大建物を包み、煙焔漲り、火の粉飛び交ふ靈南阪下に、古蒲團に覆はれたる何物か横たはり居たり、誰とて深く意に留むる者もなかりけるに、一警官あり、時々來りて蒲團の下に差覗く、其様子の何か意味あるらしければ、居合はせたる人々、事の次第を問糺したるに、警官は榎阪町派出所の櫻井(彌之助)巡查にして、壓死したる一屍體を此處に收容し、其身は東伏見宮御邸内に至りて専ら消防に努力しつゝも、屍體のこと念頭を離れず、斯くは百忙の裡、時々來りて屍體を保護し居たるものと知られたり、吾一身をさへ氣問はるゝ大海の中に立ちながら、さても優しき心掛けかなと、聞く人毎に感じ合ひたり、斯くて東天次第に明け渡れば、昨日まで繁華に誇りし溜池、田町及び新町等、荒涼たる一帯の燒野ヶ原に化し去り、慘狀見るに忍びず、表町署の調査に依れば燒失戸數は、

榎阪町	四十六戸	葵町	十二戸	福吉町	三戸
靈南坂町	六十七戸	溜池町	二百八十六戸	新町一丁目	十九戸
新町二丁目	百九十四戸	新町三丁目	二百六戸	田町一丁目	十四戸
田町二丁目	六十七戸	田町四丁目	百十四戸	田町五丁目	百四十八戸
田町六丁目	百一戸	田町七丁目	百九十九戸		
合計壹千五百三十九戸					

なるも赤坂區役所の調査は之に異り、燒失面積九萬四百三十五坪、燒失戸數二千三百二十二戸と注せらる、蓋し一は燒失家屋數に依り、一は世帯數に依りて計算したる結果、此差違を生ずるに至りたるものなるべし。

二、青山署活動狀況

青山警察署管内には火災なく、震災の程度も之を表町警察署管内に比すれば極めて輕微なるも、管轄外より多數の避難者を引受け、之が保護救済を始めとし、其事務頗る多端に涉りたれば、各警官の努力は兩署の間に甲乙あるべき筈なく、佐藤警部の如き勇氣なき澁谷の留守宅に、纖弱なる妻

子を残し置き、十餘日の久しき之を見舞ふ寸暇をも有せざりしと云ふ、茲に青山署に於て取扱ひたる事務項目を列記すれば左の如し。

- 一、震災状況の調査
- 二、廳舎並に留置人及び重要書類の保護警戒
- 三、死傷者の保護と應急措置
- 四、避難者並に交通の整理
- 五、火災盗難其他の警戒
- 六、青山御所の警戒
- 七、罹災者及び避難者に對する應急措置
- 八、暴利取締勵行
- 九、鮮人の保護收容
- 十、流言蜚語に對する取締
- 十一、衛生上の諸施設
- 十二、交通通信機關開通に伴ふ避難者保護

右の内重立ちたる事項に就きて、之を左に分叙すべし。

九月一日震災の當時、堀内署長、佐藤警部を始めとし、當非番の監督員孰も署内に在りたれば、

署長は直に各監督員を督勵し、非常線配置に就かしむべく、非番巡查の召集をなさしめ、且つ署内の状況を調査したるに、石塀の半潰、屋根瓦の墜落破損、裏庭の龜裂を重なる被害として、差したる損害あらざりしも、餘震尙ほ未だ熄まざるを以て、留置人を裏庭に出して保護を加へ、且つ萬一の場合には重要書類を明治神宮表參道、若くは代々木練兵場に搬出するやう手配を定めたり、此時非番巡查は自發的に出署するもの多く、午後一時三十分頃には早くも全員の出揃を告げれば、鷺谷、大森兩警部補、江原巡查部長は其到着順に依りて、二人一組の巡察隊を編成し、一派出所毎に一隊を派遣し、巡查部長督勵の下に、常務巡查と共に震災状況を調査せしめ、其報告に依りて應急の措置をなさんとす、又た激震の襲來と共に、電車忽ち其運轉を休止したれば、餘震の爲め屋内に寧處する能はざる附近の住民、競ふて難を電車通に避けたる上、電車休轉の爲め歩行者遽に増加せるより、其混亂一方ならざるを以て、流動交通整理巡查を配置して、之が整理と保護に當らしむ、更に一方には青山御所北裏の土塀三丁餘倒潰したるに依り、從來二個所の見張所の外、更に二個所を増設して、萬一の警戒に勉めたり。

斯る間に各方面に於ける被害の調査進捗し、震災の状況自ら明瞭となりたり、即ち其報告に依れ

ば管内の全潰家屋十八戸、半潰四十二戸、壓死者五人、負傷者九人にして、塙の倒潰は百四十三個所の多きに達したり、中にも酸鼻に堪へざりしは、青山南町二丁目二十七番地陸軍教授丸山順太郎氏方にして、十五歳と十一歳の可憐なる令嬢二人まで、激震と共に屋外に駆出したる一刹那、向側の石塙倒潰し、其下敷となりて惨死を遂げたり、又た青山北町三丁目の林方にては、隣接せる中央電話局青山分局屋上のタンク石材墜落して家屋全潰し、主人夫婦其下敷となりて惨死せり、此外青山南町四丁目の青山郵便局の石壁崩壊し、小使一名壓死す、左れば屍體の掘出、其他應急の措置を要するもの多々なる折柄、下町方面にては早く己に各所に火を發し、安全なる地區を求めて逃來る罹災者刻々に増加したれば、堀内署長は赤坂區役所より白米其他物資の供給を受け、市電氣局青山出張所員援助の下に、同出張所及び梅窓院に於て炊出をなし、以て罹災者の救済に努力せり、此炊出は連続して九月二十日に及び、罹災者をして盲龜浮木の想ひあらしめたり、又た一方には多數の避難者入込み來りたるも、之を收容すべき設備なきを以て、臨機處分として管内の學校、寺院及び富豪の邸宅開放を勧誘し、孰も其快諾を得たり。

翌二日は青山署内にて炊出をなし、堀飯を署の前側に山積し、且つ飲料水をも準備し、避難者

をして随意に飲食せしめたり、此時下町方面の猛火正に熾んにして、避難者中には前日より飲食の便を得ざるもの多く、此救恤に會ひ歡喜措く能はざる有様なりしかば、引續き五日まで之を實行せり、又た一方には此非常時期に際し、買占、賣惜等をなす不正商人の續出を慮り、私服巡查をして食料品の現在高を調査せしめて、賣惜みの豫防をなし、且つ一面には暴利取締の警告を發し、奸商の買占に應せず、一般の需要者に販賣する様、勧誘に勉めたるも、利慾に惑ひ易きは人情の弱點にして、暴利取締令に依り七日までに取扱ひたる件數合計十一件にして、木材類の暴利事件(送致)一件、亞鉛板の暴利事件(送致)三件、懷中電燈用電池暴利事件(送致)一件、飲食物の暴利事件(説諭)一件、下駄屋用具暴利事件(説諭)一件、藥品暴利事件(説諭)二件、食料品の暴利事件(説諭)一件、玄米の暴利事件(説諭)一件なり、此時蜚語流言熾に行はれ、不逞鮮人來襲の虚報痛く人心を激昂せしめ、動もすれば鮮人に向つて危害を加へんとするものあるを以て、堀内署長は部下に命じて管内に居住する鮮人六十二名を保護收容し、其一名を引取人に引渡し、其餘は陸軍省を介して、習志野收容所に送致したり。

三日に至りて降雨あり、此時尙ほ餘震を怖れて青山射的場、神宮表參道、神宮外苑、電車通等に

集團的に避難し居るもの幾萬を以て數ふ、附近の住民は夫々自宅に引揚げたるも、住居を失ひたる避難者は夫々之を第一師團司令部、女子學習院、青山師範學校、梅窓院、青山小學校、青南小學校善光寺等に收容したれば、管内七個所の收容所は忽ち人を以て充滿されたり、九日に至りて神宮外苑入口に、臨時震災救護事務局のバラツク落成し、且つ漸次他に移轉するもの尠からざりしも、九月十七日現在の收容人員尙ほ一千六百六十四名の多きに上り、外に各家庭の避難者壹萬八百人と注せられたり、殊に青山署管内には高地多く、水道斷水の結果、飲料水缺乏の聲高かりしかば、極力掘井戸の開放を勧誘すると共に、消防署と聯絡を保ちて、終始飲料水の給與に努力したり。

之を要するに、斯る非常時期の常として、人心極度に昂奮し、窮乏を訴ふるもの、不平を唱ふるもの隨處に其迹を絶たず、青山署の各員は不斷の努力と耐忍を以て、始終町會、在郷軍人分會、青年分團員等と聯絡を保ち、或は給與に、或は慰諭に、日夜精勵したる結果、九月八日電車一部の開通を動機として漸次其安定を見るに至れり。

三、震災後の大混亂

稀有の大震災に脅かされ、驚魂未だ定まらざるに、恐るべき蜚語流言は、電光石火の如く流布せられ、先づ大地震再來の流言に、心膽を寒うし居たる市民は、更に不逞鮮人來襲の蜚語に喫驚し、滿都は忽ち鼎の沸くが如く、大混亂の状態に陥りたり。

大地震再來の流言は、専ら九月一日の夜より、二日に掛けて行はれたるものにして、表町署の近巡查が乃木坂附近警戒中、大地震再來すべしと連呼して疾走するものあり、直に之を取押へんとせしも及ばず、逸早く其姿を隠したり、又た新町五丁目の大工職遠藤某は區内處々を駆廻はり、強震來ると言憚らし居たる爲め、表町署に檢舉せらる、此の如く一犬虛に吠ゆれば萬犬實を傳へ、強震處にて人々の口端に上りて、頗る不安の念を抱かしめ、中には大地震再來の時間まで明確に指示せるものありて、或は出所確實なるものにあらずやと、相當思慮ある人士にまで疑惑を抱かしめたるも、扱て指示の時刻に及ぶも何等の兆候あざりし結果、自然疑惑も薄らぎ行き、遂には多くの人々に信ぜられざるに至りて己みたり、然るに不逞鮮人來襲の蜚語は之に反し、些少なながらも現存の

事實を根據として誇張流布したるものなれば、瞬く中に四方八方に傳播し、更に自警團の出動は、一層世人の耳目を聳動せしめ、浮説は益々事實化せらるゝに至りぬ。

不逞鮮人來襲の蜚語が、突如として赤坂區に流布せられたるは、二日の午後六七時の交にして、多數の不逞鮮人放火團世田ヶ谷方面より青山を襲ふと云ふに在りき、報道機關の全く絶滅したる當時の事とて、事實の真相を確むるに由なく、血氣に逸る青年連は期せずして自警の決心をなし、或は刀劍或は竹槍など携帶し、道路を挟んで仰々しき警戒をなし、一々來往の人を誰何す、斯くと見たる隣接町内も一齊に之に倣ひ、到る處に警戒愈々嚴重となりたれば、今は自警團を組織して警察の認可を受け、其證明を有するにあらざれば、交通往來自由ならざる有様となりたるより、一夜にして自警團の組織は區内各町に行涉り、槍町の如きは女の自警團をさへ見るに至り、耳を貫く誰何の聲、闇に閃く刀劍の光は、如何なる珍事の出來せしかと、覺えず人をして慄然たらしめたり、左れば斯る流言蜚語は如何なる人に依り、而も如何なる方法に依りて流布せられたるか云ふに、混亂の際とて固より之を列舉し得べきにあらざれども、著明なる二三の事實を記載して追憶の一助に供せんに、九月一日の夜十時三十分頃、表町署の稻垣巡查は、一名の鮮人麻布方面にて襲撃せられ

重傷を負ひて逃來るを發見し、取敢へず氷川小學校に連行き、救護班に就きて應急手当を受けしめ夫より之を本署に保護收容したり、之れ實に赤坂區に於て鮮人に注意する第一着の出來事なりき、斯くて二日となりたるに誰人が云ひ觸らしたりとはなく、鮮人に對するあられもなき取沙汰、夫より夫へと傳へられ、疑懼の間に自警團の出現を見るに至りたれば、人心次第に緊張し來りたる時も三日の午後四時頃、何者か自動車二臺、自轉車一臺を連ねて、鮮人二千名三田方面より暴行しつゝ押寄せ來れりと、宣傳しつゝ乃木坂附近を疾走せり、之と相前後して一名の身裝卑からざる婦人、三名の女中に扶けられつゝ乃木坂派出所に來り、唯今二千名の鮮人六本木方面に押寄せ來りたりと、訴出でしかば居合はせる警官大に驚き、直に六本木方面に赴き偵察したるに、右は全く虚報にして一名の鮮人を認めたる歩哨が、之を呼止め取調をなさんとせしに、鮮人は逸早く其姿を隠したるより、二三名の歩哨が若に其行衛を搜索し居たる折柄、其事實が早くも二千名來襲杯と、誇張申告せられたるものと明瞭したり。

此の如く針小の事實は、忽ち棒大に流布せられ、人心の動搖甚しければ、青山、表町兩警察署にては深く之を憂ひ、或は各町の有志を招きて懇論を加へ、或は監督員を派して訓戒するなど、極力

安定に勉めたるも、殺氣立ちたる民衆は毫も之に耳を假さず、若し警戒を怠り、之が爲に放火其他不慮の災害ありたる時は、警察署に於て其責任を負担するやと、反問するものさへありて、容易に承服すべくもあらず、現に四日の午後五時頃、福吉町黒田邸正門前に集合したる自警團の如き、竹槍は云ふに及ばず、長刀、短銃など思ひ／＼の得物を携帯し居り、其言動往々避難者を畏怖せしむる恐れありたれば、居合せたる警官より注意を與へたるに、一同は却つて激昂し、警官を包圍して争論するなど、事態頗る穩かならざるより、警官は注意の趣旨を徹底せしむる能はずして引揚げたり、併し當時に在りては民衆が斯くまで激昂するも、又た實に已むを得ざる状態なりき、如何となれば不穩なる蜚語流言の絶間なく、市民は殆んど其居に安んずる能はざる有様にして、現に四日の夜青山署に檢舉したる人見某の加きは、自轉車にて各處を駆廻り、大本教の信者數十名三臺の自動車に分乗し、爆弾を携帯して帝都を襲ふとの妄説を流布し居たるものなり、又た同夜、青山墓地に不逞鮮人、及び不逞邦人潜伏し居れりと、青山署に訴出でたるものあり、警備軍當局にも又た同様の申告ありたるより、五日の眞夜中を期して軍隊、警官協力して一齊に青山墓地を包圍し、周密調査をなしたるに、不逞鮮人は愚か、一人の不逞邦人も發見せざりき、事實此の如くなれば兩警

察署にては萬一を慮りて、自警團の武器携帯を嚴禁し、一齊調査をなして發見次第之を沒收すると共に、鮮人の保護收容を謀り、青山署にて先づ鮮人六十二名を收容すれば、表町署にても又た鮮人三十九名、支那人四名を收容し、其内鮮人二十八名支那人四名を習志野收容所に送致し、李起東外十一名には警官を附して警戒するなど、日夜人心の安定に努力したれば、能く犯罪を事前に豫防し、空前の大恐慌大混亂の中に在りて、赤坂区内には一不祥事をも演出せず、只だ忌はしき取沙汰を餘處に聞くのみなりしは、吾人の深く欣快とする處なり。

政府は事態の容易ならざるを看取し、九月二日勅裁を仰ぎて、震災地に戒嚴令の一部を適用する事となし、福田陸軍大將關東戒嚴司令官に就任したり、之より多數の軍隊出動し、各要地に檢問所に設け、軍隊、警官、自警團協力の下に警戒に勉められたれば、斯る混亂の中にも、放火強窃盜等の犯罪其迹を絶ち、市民は追々其堵に安んずる事を得たり、赤坂区内に設けられたる檢問所は、赤坂見附下席場、青山御所正門前、福吉町黒田家正門前、青山北町一丁目、同四丁目、同六丁目等にして、苟も此警戒網に差掛りたるものは、歩行者は云ふに及ばず、自動車、腕車、自轉車の別なく、一々之を誰何し、多少容疑の餘地あるものは、其氏名住所、職業、行先より、兇器の携否を確むる爲め

身體検査までなしたれば、天に翔り地を穿たざらん限りは、如何に姦邪なる癖者も能く横行し得べきにあらず、此時震災火災の爲め電燈瓦斯一切點火せざれば、街路全く暗黒なる上、不逞鮮人と誤認して殺傷せられたりなど、忌はしき風説荐に傳はりたれば、萬已むを得ざる用事あるものゝ外は、市民孰も閉居して外出せず、流行に雑沓を極めたる都大路も、辻斬横行の其昔に返へり、行人稀薄鬼氣人に迫らんとす、斯る間に於て、刻苦勵精、能く治安を維持し、秩序を回復し得たる軍隊、警官及び自警團の努力は、今日之を追想するも坐ろに感謝に堪へざるものあり。

斯くて九月八日に至りて、青山六丁目六本木間、及び麻布天現寺、四谷鹽町間の電車開通し、十日には更に中澁谷、赤附見附間の電車開通して、通行人の便利尠からざると共に、物情自ら安定し又た表町署管内の湯屋十九軒の内、火災に逢はざるもの五軒ありたれば、表町署より内諭を發し、十一日より開業せしめれば、罹災民も始めて連日の塵垢を洗ひ落し、快然として蘇生の思ひをなしたり。

第三章 赤坂區救助施設

一、炊出及施米救助

(一) 炊出救助の開始 激震の際、中野區長は恰も外出の途上に在り、其慘狀を目撃するや急遽區役所に引返へし、先づ吏員一同に對して、病氣其他萬己を得ざる事故あるものゝ外は、總て居残り救護事務の部署に就くべき旨を命じ置き、夫より奥野主事、佐藤、遠藤、堀、宮野、村上等の各書記を召集して、救護方法に就き協議を凝らしたる結果、避難所の開設、炊出及び診療部の開始を以て當面の急務と認め、直に救護班を組織し、表町、青山兩警察署とも打合せの上、協力して事に當る事となし、且つ左の如く非常災害事務取扱規程を決定したり。

第一條 非常災害事務取扱の爲め左の組織を定む

- 一、總務掛 掛長は庶務掛長、掛員は庶務掛員を以て之に充つ
- 一、用度掛 掛長は會計掛長、掛員は會計掛員を以て之に充つ
- 一、救護掛 掛長は主席書記、掛員は衛生道路、戸籍、稅務の三掛員を以て之に充つ

傷病者の治療は區醫師會員に之を囑托す救護實施に關し青年團員及在郷軍人其他に囑托する事あるべし

第二條 各掛事務の概要左の如し

▲總務掛

- 一、災害の調査、並に報告に關する事項
- 一、救濟方法決定に關する事項
- 一、電信及文書收發に關する事項
- 一、各掛の連絡に關する事項
- 一、官公衙其他外部との交渉に關する事項但し各掛の主管に屬するものは此限にあらざ
- 一、其他各掛に屬せざる事項

▲用度掛

- 一、救助用物資勞力の調達に關する事項
- 一、救助費の收支並に寄附金品の取扱に關する事項

▲救護掛

- 一、警戒、防止、避難等に關する事項
- 一、炊出其他救助に關する事項
- 一、各種團體との連絡に關する事項
- 一、衛生救濟に關する事項
- 一、物資運搬に關する事項

第三條 各掛員事務分配は掛長、を命ず

右決定の結果として、總務掛長には奥野主事、用度掛長には遠藤書記、救護掛長に佐藤書記夫々就任せり、今や區役所建物の大破損に加ふるに、強烈なる餘震を以てし、極度の危険と不安に襲はれつゝ、吏員一同は事態の容易ならざるに鑑み、孰も結束して其部署に就きたり、此時早くも田町四丁目、及び新町三丁目より火を發し、附近住民は競ふて避難の場所を求め、其混亂一方ならざる折柄、青山御所内なる主馬寮分厩を開放せらるゝ事となりたれば、取敢へず之を以て罹災者の避難所に充てたり、然るに一方炊出開始に就き、先づ困難を感じたるは米鹽、薪炭の蒐集なり、區内商店の多くは、斯る稀有の大變事に遭遇し、一は混亂の爲め、一は前途の騰貴を見越して、孰も容易に其買収に應せざるを以て、極力奔走の結果、漸く白米十二石を買収し、且つ薪炭、空樽等の必需品をも蒐集し得たれば、近衛歩兵第三聯隊に交渉して大釜拾個を借受け、常備人夫七拾一人を召集し、之を區役所構内に据附けしめ、午後四時早くも炊出を開始したり。

斯る間にも餘震絶間なければ、區民の多くは發火を恐れて、火氣を絶ちて飲食の便りを得ず、又猛火八方に燃擴がり、罹災の範圍益々擴大せられたれば、更に區内の各小學校を以て避難所となし燒跡其他に建札をなして之を周知せしめ、且つ近衛歩兵第三聯隊門前に大釜數個を据附け、軍隊の

助力を乞ひて、此處にても炊出を開始したり、折柄京橋、日本橋等下町方面の罹災者猛火に責立てられ、比較的被害少き地區を求めて續々逃來りし爲め、炊出救助は益々繁忙を加へ來りたれば、更に第三聯隊に交渉して、軍用パン、牛肉罐詰貳千人分の支給を受け、遍く之を罹災者に給與しつつある中、何時しか日暮れて夜に入りたるに、瓦斯電燈は點火せず、蠟燭さへ不足勝ちなるにも拘らず、係員一同は家を忘れ、身を顧みず、闇黒なる事務所の外に立ちて、公務の爲に其一切を犠牲にし、或は物資の蒐集に、或は炊出に、或は診療に、徹宵救護に従事せんとす、其辛勞實に見るに忍びざるものあり、中にも村上書記の如きは、激震の際落ち來りし瓦の破片にて、頭部に負傷したるも、順天堂分院にて應急手當を受け、尙も其職務に勵精せんとす。

此時罹災者の避難所は、何時しか増加し來り、其主なる場所のみにても、青山御所内分厩、中の町小學校、氷川小學校、赤坂小學校、青山小學校、青南小學校、近衛歩兵第三聯隊、九條邸、一條邸、黒田邸、梅窓院、井上邸、松尾邸、北町三丁目同愛會、女子學習院、青山師範學校、善光寺、電氣局七丁目車庫、及び明治神宮外苑、青山墓地、青山射的場、赤坂見附廣場、紀國坂、乃木坂、氷川神社境内等貳拾有餘個所に達し、孰も集團的に避難し居り、此外各自住宅の附近にて、稍々安

全なる地域を求め、疊建具などの家財道具を利用して假小屋を作り、之に避難し居るもの其幾十輩人なるやを知らず、救護班の各係員は、握飯、軍用パン、牛肉罐詰等を齎らし、各處に巡回して糧膏之が給與に勉めたれば、當日の炊出し十二石、救助延人員約二萬壹千六百人の多きに達したり。明くれば二日の朝、夜來の火災にて區内の罹災區域益々擴大したるを以て、青山方面の救助は、青山警察署に物資を送り、同警察署、及び電氣局青山出張所に於て炊出をなし、又第三聯隊内の避難者は軍隊にて給與をなす事となしたれば、區の救護班は早朝より他の各避難所に對して、握飯、パン及び飲料水等を配附して救助をなし、且つ晝夜を分たず絡釋として、下町方面より避難し來る罹災者に對しても、出來得る限りの満足を與へんものと、夜來の疲勞を忘れて奮闘したり、左れど米穀類は花井表町署長が、臨機の處置として、一日夜より二日朝に掛けて、逸早く購入の内命を下し置きたる白米七十餘石を引續きたる爲め、當面の炊出に不足を感せず、又た區内篤志家も陸續寄附金を始め、菓子握飯等の寄贈をなし來り、之に加ふるに在郷軍人、青年團員等の來つて配給に應援するもの多かりしかば、係員は一層の氣勢を添へ、避難者の殺到を物ともせず、益々救助に勵みたり、當日使役せる人夫百二十七人、別に電氣局より三十八名の來援あり、馬車五臺を使役して運

搬の用に供せり、此日東京市役所救護部より握飯搬入の依頼あり、又た各避難所に對し、朝夕二回の給與をなす事となりたれば、其混雜一方ならず、夜に入れば相變らず燈火の不自由に苦められ、魚油、酒精等を焚きて、僅に其作業を助けたり、炊出十七石六斗（炊出石數は各炊出所に配給したる石數にして實際の炊出數と一致せず以下同じ）救助延人員は無慮三萬八千七百十四人にして、其苦心努力の狀況は數字の上に躍如たり、而も此數日間は救ふものも救はるるものも、共に無我の境地に住し、虚儀なく虚禮なく、自然に人情の極美を發揮したり、三日、東京府廳より避難民救助に就き、左の通牒をなし來れり。

府下並近縣へ避難せる民衆渺からず、右の中親戚知己の救護に頼るにあらずして、只安全なる地區を指して逃れたる者は、食糧其他に付困難多大なるべきを以て、此際特に民衆に愛憫の情を喚起し、地方團體又は有志者をして適宜なる救護方法を講ぜしめ、其避難民の人員、人名、救護方法等、貴區に於て適宜取臨め當處に御報告相成度、其筋より通牒の次第も有之申進候也

此日下町方面よりの避難者は前日同様、群をなして引きも切りざりしが、赤坂見附下廣場、紀國坂、乃木坂、青山墓地、射的場等の屋外避難者は、降雨の爲め或は自宅に引取り、或は最寄の避難所に入り、其數著く減少せり、唯だ戒嚴令の一部適用せられ多數の軍隊の出動せし爲め、馬蹄の響

き、銃劍の光り物凄く、殊に報導機關全滅して、當面の事情さへ詳知するに由なければ、市民の神經甚しく鋭敏に陥り、不穩なる蜚語流言百出したれば、忽ち檢問所の設置となり、軍隊、警官、自警團等入り雜りての警戒に、末會有の大混亂を演出したり、斯る不安の裡に立ちつゝ區の救護班は市電氣局員の來援を受け、孜々として最善の努力をなし、炊出十九石六斗、救助延人員約二萬壹千八百人なり、炊出數量の稍々多きは、隣接町村の避難者が來つて食事のみを求めたる結果なるべし、此三日より白米欠乏に付き玄米の握飯に改めたり。

四日に至り、下町方面よりの避難者非常に減少し、之を前日に比すれば約三分の一となれり、之れ交通機關一部の復舊と共に、各區に於ける救護設備追々整頓したる結果なるべし、區内に於ても避難者の移動に準じて、集合避難所中九條、一條兩公府邸を引拂ひ、更に豊川稻荷境内、松井道場靈南坂教會の各避難所を増加したり、此日赤坂區協議會は午前十時より赤坂小學校職員室に於て開會し、詫摩議員より、激震後區理事者の取りたる救護方法は、尤も機宜に適せるものなりとて、感謝の意を表したる上、救濟實行參與特別委員以下六種の特別委員を選定し、區理事者と協力して救護慰問、寄附金勧誘、官公署陳情、燒跡整理等の任務に當る事となり、中にも救濟實行參與特別

委員は、中村、山崎、村山、畠山、天沼、徳田、赤堀、杉田、藤本、桑島、桑村の十一委員、二名宛交代にて連日出動し、救済實行に參與する事に決定せり、本日の炊出十二石八斗、救助延人員壹萬五千七百二十人にして、追々減少の傾きあるに反し、診療部は内科患者著く増加して、傳染病流行に就き、危惧の念を抱かしめたり。

五日、市當局は避難者の窮苦を憂慮し、之が救護方に就き、左の通り諭告し來れり。

今回の大震災の爲、住居を失ひ困窮せる者多數有之、右に對しては互に協力して相助くるは申迄も無之候、就ては焼失を免れたる各戸に對し、罹災民より難避の懇請を受けたる場合は、止むを得ざる理由あるもの、外、之に應ぜしめらるゝ様、貴区内有力者と御協議の上、其趣旨徹底方可能御取計相願度、此段申進候也

之に就ては區理事者、及び青山、表町兩警察署に於て夙に注意する處あり、殘存區域内の區民も又た十分の同情を表じ、避難者の引受は勿論、道路の兩側には握飯、飲料水等を配置し、避難者の飲用に供するなど、用意夫々行届き居たり、此日の炊出十七石三斗壹升、救助延人員約壹萬五千四百八十人なり。

六日、市の非常災害事務救護部長たる吉田助役より、食糧配給に關し左の通牒に接せり。

食糧品の配給に就きては先般打合の結果、戒嚴司令部管理の下に、貨物到着地たる芝浦、田端驛、新宿驛、

及び兩國驛に配給司令部を置き、該司令部より別記市内各地に陸軍の手に依り配給する事と相成候條、右配給を受けられたる時は、適宜の方法に依り之を区内に配給相成候條御取計相成度、尙前記事務に就ては、左項御留意相成度候也

- 一、貨物受領地點に、區の掛員を置き受領の手續を了する事
- 二、關係配給司令部に區の職員一名を派出し、貨物の輸送割當其他に就て打合せに當らしむる事
- 三、区内の配給所要數量は、前日午前中に市役所に通報せらるゝ事

別記

芝浦	麹町(半藏門前小學校)	赤坂(區役所)	麻布(區役所)	芝(協
田端	調會(本願寺)	小石川(區役所)	本郷(區役所)	
新宿	下谷(自治館)	四谷(大木戸御苑前)	日本橋(水天宮前)	
兩國	牛込(區役所)	神田(一ツ橋小學校)		
	淺草(新谷町)	深川(岩崎別邸)		
	本所(國技館)			

關東戒嚴司令部よりも、六日より糧食分配所を設け、軍隊にて糧食の輸送を行ひつゝあるに依り市吏員に就て受領せられたし、罹災者定住者に對し共に無賃にて配給せらるゝ旨通牒ありたり、之より赤坂區は芝浦配給所の管轄に屬し、前日中に所要の食糧品請求書を市役所に提出し置き、翌日芝浦配給司令部に就きて之を受領する事となり、救護事務茲に其緒に着き、始あて物資欠乏の苦痛を免るゝ事を得たれば、爾後罹災者に對し炊出の外、施米をもなすことなれり、本日の炊出貳拾

七石八斗、救助延人員壹萬四千五百人なり。

七日、炊出貳拾石、救助延人員壹萬三千八百拾貳人、八日、炊出貳拾四石八斗、救助延人員壹萬壹千貳百人、九日、炊出三拾七石九斗、救助延人員壹萬三千人、十日、炊出拾九石六斗、救助延人員壹萬三百人、十一日、炊出拾八石五斗、救助延人員九千壹百八拾五人にして、震災以來始めて壹萬臺を下りたり、然るに十二日より玄米飯を廢して白米飯となしたる爲め、忽ち増加して此日の炊出貳拾八石三斗、救助延人員壹萬三千壹百人、十三日、の炊出拾九石二斗、救助延人員壹萬三千四百五十人と注せらる、之れり先き青山理髮人組合より、避難者無料理髮の申出ありたるを以て十三日各避難所を巡回して調髪をなさしめたり、十四日、炊出五石一斗、救助延人員壹萬壹百貳拾人、十五日、炊出拾壹石七斗八升、救助延人員壹萬四百九拾人、十六日、炊出參拾壹石六斗、救助延人員八千六百人にして、之を前日に比すれば非常なる減少を告げたり、十七日、炊出五石、救助延人員六千壹百四拾六人、十八日、炊出拾壹石八斗、救助延人員四千貳百七人なり、此日三井家より氷川町バラツクに壹百貳拾七人、福吉町バラツクに貳百人を收容救助中なる旨届出あり、十九日は更に減少して、炊出貳石六斗、救助延人員三千五百四拾九人となりたり。

斯くて二十日、炊出拾五石七斗、救助延人員二千七百七人、二十一日、炊出二石六斗、救助延人員二千七百七人、二十二日、炊出三石四斗、救助延人員二千九百十人、二十三日、炊出二石八斗、救助延人員二千三百二十八人、二十四日、炊出二石六斗、救助延人員二千三百二十人、二十五日、炊出二石六斗、救助延人員千六百九拾壹人、二十六日、炊出一石八斗、救助延人員壹千九百十七人、二十七日、炊出四斗、救助延人員貳千拾人、二十八日、炊出壹石二斗、救助延人員壹千六百八十六人、二十九日、炊出三石、救助延人員壹千七百人を経て、三十日には炊出壹石二斗、救助延人員壹千五百人に減少し、且つ二拾餘個所の集團的避難所も、日を追ふて減縮し、今は僅々四個所となりたれば、區理事者は炊出打切の必要を認め、十月一日開會の區會協議會全委員會に提議する處あり委員會は慎重審議の上之を是認したれば、愈々十月三日より炊出を打切る事となし、宣傳ビラを配附して、右決議の趣旨を罹災者に周知せしめ、茲に炊出打切と共に、救助事務上に一段落を劃するに至りたり。

(二) 施與販賣及慰問

炊出救助開始後、九月三日に至り、始て東京市役所より白米八石、玄米拾貳石の給與あり、且つ東京府廳より市役所を通じて玄米五拾貳石の給與を受けたり、當時中

産以下の區民は、月替り早々に未だ米麥の買入をなさざりし際、圖らず此大變事に遭遇し、而も其多くは親戚知人は勿論の事、多少の縁故を辿りて避難者一時に入込みたれば、物資欠乏の聲漸く高く、且つ區の救護事業は早くも一と渡り行届き居たるを以て、區理事者は協議の結果、市府の給與米を以て一般の窮乏を緩和するの方針を決し、在郷軍人赤坂分會に交渉し、中の班に拾四石四斗氷川班に壹石六斗、青山班、赤坂班、青南班には各八石四斗宛の玄米を交附し、資力ある一般區民には之を販賣し、罹災其他の事情にて困難せるものには之を施與する事、但し販賣の場合は三升壹圓の範圍に於てすべしとの條件にて、其取扱方を委嘱したるに、各班は奮つて其衝に當り、右の内三拾六石を販賣し、五石貳斗を施與したり、越て六日、更に關東戒嚴司令部より、區内住民に給與すべしとの命令の下に、白米壹百貳拾石の給與ありたれば、再たび在郷軍人赤坂分會に交渉し、前回同様の條件にて、青南班、中の班、青山班、氷川班に各玄米十八石宛、赤坂班に同十九石三斗を交附せしに、内貳拾六石三斗を救助として施與し、其他は總て之を販賣せり、斯る間に、臨時震災救護事務局の救助設備追々整頓し、物資の輸送陸揚は海軍之に當り、配給は陸軍に於て擔任する事となりたれば、米麥は勿論の事、甘藷、馬鈴薯、里芋、玉葱、茄子等の野菜類を始めとし、干瓢、

梅干、佃煮、罐詰より鱈、鰯、鹽鮭等に至るまで續々給與せらるゝ事となり、物資始て潤澤となりたれば、七日より一般の區民に對する施與救助を開始し、在郷軍人の五班、町會及び町内總代等の手を経て、各戸の人口に應じ夫々之を施與せしめ、區の救護班も又た丹後町なる岡部邸を借受け、一人當り五合宛、合計九石の施米をなしたり、八日も在郷軍人の五班、前日に引續き午前と夜間の二回施米をなし、其割當は二回を通じて一人當り約貳合に相當せり、左れば七日の施米總額は五拾石四斗、八日壹百四石六斗、九日、貳百貳拾八石、十日、貳百貳拾石四斗の多量に上り、之と同時に米利堅粉、澤庵、梅干、罐詰等をも給與したり、震災後貧富を論せず物資の欠乏に苦み居たる際とて、孰も歡喜の色を浮べ、感謝の意を表せざるは無かりき。

然るに市當局は八日附を以て、米有料給附の件に付き、左の通り通牒し來りたり。

從來貴區内住民に配給相成居候救助米は、一時の應急策として施行したる儀に有之、今後何時迄も右様の方法を繼續するに於ては、却つて弊害を生ずる嫌も有之、一部罹災者中には相當の資産ありて無償給與の必要な向も不尠情況に有之候に付ては、來る十日以後は、無資産にして特に救助の必要ありと認むる者の外、相當の方法に依り、有料給附の方針に依らるゝ様致度、及通牒候也

追て米價は玄米一升四拾錢、白米一升四拾五錢と一定し、決して此定價を變更せざる様、特に御注意相願度候

之より先き、區理事者は已に罹災其他已むを得ざる事情あるものゝ外は、施與と共に米販賣の方針を取り來り、又た救濟實行參與特別委員會に於ても、去る六日の委員會にて、販賣と施米併行の方針を決定し居たれば、爾後は一に此通牒を遵守して、資力ある區民には、希望に依りて米を販賣する事となしたり、唯だ販賣價格に付き、市當局が玄米一升四拾錢、白米一升四拾五錢と指定し來りたるに對し、委員會は曩に玄米一升貳拾五錢、白米一升三拾五錢と決議し居たり、此價格の相違は即ち救助に對する根本の方針を異にするものにして、市當局より已に斯る通牒ありたる以上は、區として無論之を遵守するの外なきも、若し當時の状態より兩者の得失を比較論評すれば、十分議論の餘地ある事なるべし、市當局は又た、配給米は一人當り白玄米とも貳合宛の事、勤務職員に對しては、救護米中より一人一回五升を限度として、賣與し得べき事等を決定通知し來り、救護方法は日増に整頓を見るに至りぬ、東京府廳は又た半搗米を獎勵し、九日附にて右の告諭を發したり。

精米の動力並時間を節約し、能力の増進を圖り、且搗耗を減少する爲め、此際一般需要者に對し、可成半搗米の使用を獎勵相成と同時に、精米設備を有する向きに對しては、可成半搗米として需要者に供給する様、御指圖相成度、此段及御通知候也

依つて之を區内に宣傳して、其實行を獎勵せり、十日、第一師團參謀長は被服支給及び毛布、携

帶天幕貸與の件に付き、團下各隊長に左の通牒を發したれば、當該隊長より夫々移牒ありたり。

罹災民中裸體の儘なるか、然らざるも之に準ずるもの、其他夜間漸く冷氣を覺ゆるに至りたる昨今、雨を凌ぐ便なきもの等、其境遇の特に悲惨なるものに對し、貴隊委任經理被服中劣等品を支給又は貸與し、救恤の趣旨を徹底せしめらるゝ事に相成候に就ては、左記の通り取扱ひ相成度候也

- 一、支給すべきもの 夏衣袴、夏襦袢、袴下、夏外套、外套、靴
- 二、貸與すべきもの 厚毛布、携帶天幕
- 三、前二項被服品は、豫め整備地區内適當の地に其適當數を搬出し置き、直に救恤の必要を認むる者に限り、市吏員を介して支給又は貸與する事
- 四、毛布を貸與せんとする時は、特に責任者を定め、其散逸防止に努め出納保管の確實を期する事
- 五、支給貸與の概況は日々之を報告し、尙最終に其品種、員數、程度を報告する事
- 六、支給又は貸與品に對しては、市區吏員の受領證を徴收し置く事

區理事者は此移牒に接するや、直に其手配をなし、赤坂見附廣場に於て其配給をなしたり、次で市當局は更に震災食糧品販賣組織に關し、十日附にて左の通牒を發したり。

食糧品販賣方に就ては、去る九日附通牒致置候次第も有之候處、今般臨時震災救護事務局より通牒の趣旨に依り、左記の通り取扱ふ事と相成候條、右に依り可然御措置相成度、尙左記第二に依る販賣食糧の拂下に付ては罹災民の状況に依り、各町又は必要と認むる場所毎に、震災食糧品販賣部を置き、區長に於て選定したる販賣委員(可成名譽職員、方面委員、町會長、町總代、其他有志者)を配置し、之に對し拂下を爲さるゝも差支無之候間

御了知相成度候。

食糧品の販賣組織要項

- 第一、食糧品の販賣方法に就ては、田端、芝浦、龜戸、新宿に於ける食糧部府市出張所、及配給司令部主任者聯合協議會を開き到着食糧品に付き、販賣と給與とに区分し、公設市場に交付するものを除く外、從來の取扱例に依り各區に交付する事
- 第二、區に交付せられたる食糧品の内、販賣に振向くべき食糧品は、産業組合等の公益團體、若くは商業會議所商品同業組合等の推薦せる個人にして、確實なる信用を有する個人に對して拂下をなす事
前項拂下價格は、事務局に於て之を決定する事
- 第三、救恤品以外の救助品目は、原則として米、麥、鹽、梅干、澤庵、味噌、醬油等の必需品に限り、其他のもの之を販賣する事
- 第四、區長は區内に配給を要する食糧品の種類、數量の見込を救助と販賣とに区分し、配給の前日午前中に市長に申出づる事
- 第五、救助並販賣に供する食糧品に付ては、區及販賣者に於て帳簿上其整理を明瞭ならしむる事

區理事者は即ち在郷軍人赤坂分會の五班を始とし、田町六丁目、臺町、新町三丁目、高樹町、青山南町五丁目及び六丁目等に食糧品販賣所を設け、小澤、岩本、藤原、北村、山崎、安川の諸氏を販賣委員に囑托し、十二日より販賣を開始する事となしたり。

十一日、文部省より、罹災民に對する食糧品運搬配給等に要する勞力補足の爲め、官公私立大學専門學校、第一高等學校、及び府立師範學校學生徒に對し、向後市役所又は區役所に申込み打合をなす様、通牒し置きたる旨通知あり、又た市役所救護部より、赤坂區内の警察署、及び消防署員の食糧は區役所より配給すべき旨通知ありたり、十二日午前十時より午後四時迄、赤坂、中の町、青山、青南、氷川の各小學校に於て米の販賣をなしたるも、玄米のみにて白米なかりし爲め、成績思はしからず、十三日、前記各小學校に於て引續き玄白米及び副食物の販賣をなし、又た區の救護班は罹災者に對して慰問袋、及び慰問品の配附をなせり、其數約三千人と稱せらる、施米は十一日七拾石八斗、十二日四拾石四斗、十三日四拾貳石、十四日貳拾八石貳斗にして、在郷軍人の五班、町會及び町内總代等引續き之が配給に活動したり、十五日罹災者の生活狀態を調査し、其尤も窮乏せる者に對して、米其他の食糧品を給與する事となり、當日は米七拾石七斗、味噌貳樽、梅干壹樽、馬鈴薯三俵、十六日は米七拾八石壹斗、味噌六拾壹樽、澤庵二拾四樽、梅干三拾貳樽、梨貳箱、罐詰七箱、卵壹百三箱、漬物四拾九樽、鹽四拾俵、ミルク三箱及び木炭四百八拾九俵、十七日は米三拾五石二斗、味噌壹樽、醬油百貳拾四樽、馬鈴薯七拾俵を給與したり、頃日來物資益々潤澤となり、

食糧品は勿論、被服、毛布類を始めとし、釜、バケツ、飯蒸、俎板、箆、茶碗等の炊事具より下駄、草履、燐寸、箆、綱帯、タオル、塵紙、石鹼等の雜品に至るまで、必要に應じて時々配給したれば罹災者は孰も多大の便益を受けたり。

是に於て東京市長は十七日附にて、左の如き通牒を發し、要救助資格に就き、嚴正なる調査をなす事となれり。

救助米の配給に關しては、充分御留意の事と存候得共、臨時震災救護事務局より通牒の主旨も有之、特に左記事項に關し御配慮の上、大體左記要綱に依り嚴重御取締相成度、尙本件に關しては各區役所、及區内警察署並諸種の公益團體との間に連絡統一を保つ爲め、必要に應じ御打合相成可然候

- 一、要救助資格に關する件 救助を受くべき者は、今回の震災に依り住居を失ひたるものにして、自力又は他の扶助に依り、其生計を維持する事能はざる者に限る事
- 二、救助所要人員の調査を精確ならしむる事 要救助人員は實地調査の上、速に精確なる人員を確定し、尙必要に隨て其移動狀況を明確にし置く事、要救助者の住所氏名及救助の開始終了に關する調査を、別記様式に依り速に整備する事
- 三、救助の要否に就ては、區内警察署並諸種の公益團體等と、連絡を執るべきは勿論の儀なるも、全區是等の團體の調査に一任する等の爲、調査の結果に不權衡を生ずるが如き弊なき様、嚴重に注意せられ度
- 四、救助用品目は左記の如く限定する事

主食物 玄米、外米、麥類、甘藷、馬鈴薯

副食物 鹽、味噌、漬物、醬油、梅干

其他所要品 炊事用具、衣服懸具類、衛生材料

慰問袋等は物資の融通つき次第必要と認むべき個所へ配給する事

五、救助米の配給量は公平を期する事 救助米は一人一日三合を限度とし、區内各部の要求にして不相當なるものは、調査の上之を査定し、濫給に涉らざる様注意すると共に、一方要救助者にして救助に漏るゝ者なき様配慮せらるゝ事

六、各區役所に於て配給を受けたる救助米は、日々其受拂を嚴格明瞭ならしむると共に、實際の配給方法を調査して、其不適當と認むる者は之を改善せしめ、配給授受の間、苟も不都合なる行爲の餘地なからしむる事

七、被救助者に對しては、可成就業の方法を講じて收入を興へ、一面其生計を調査して、漸次救助所要人員の減少を努むる事

一見すれば、正しく是れ嚴格なる調査と、粗惡なる食糧とを以て、救助の整理を遂行せんとするものにして、人道ト首肯し難き處置の如くなれども、實際は相當資産を有する身分にて困窮者同様の救助を受けんとする猥黠者多く、事務的眼光より認めて實に己むを得ざるに出でたる手段なるべし、依つて區理事者は直に之を一般に公告すると共に、町會、町内總代、在郷軍人赤坂分會等に通知し、且つ左の如き調査票を配附して、嚴重に要救助資格及び移動等を調査する事となしたり。

救護事情調査票							年	月	日	調査
區内民	區外民	區町丁目	番地	世帯主	氏名					
大人別	性	男	女	計	備考欄					
乳兒 (滿一歲以下)	別									
小 人 (滿十四歲以下)					備考欄					
大 人										
計					備考欄					
救護開始	月	日								
同終了	月	日			備考欄					

而して調査の結果に依りて、着々給與の制限を加へんとせしも、十八日の施米七拾壹石三斗、十九日六拾六石五斗、二十日八十六石九斗にして、更に減少の傾向を見ず、思ふに他區も又た之と

同様の結果なりしならん、市當局は二十日附にて更に左の通牒を發したり。

曩に本月十七日通牒致置候件に付、充分御配慮の事と存候も未だ充分に履行され居らざる個所も有之やに認められ候に付、尙左記の點に一層嚴重なる御取計相成度候也

一、救助は嚴に自力又は他の扶助に依り生計を維持し難き者に限り、其以外の者に對しては、直に救助を停止せられ度事

救助者には可成的就業の方法を講じ、以て漸次其人員を減少せられ度事

二、救助品は所定の品目を嚴守さるべく、各配給所よりは種々の物品を送附さるべきも、救助用品としては所定の品目に限られ度事、但し萬一所定品目缺乏せし際には、通牒の趣旨に反せざる程度に於て代用品を用ひらるゝは支障なし

三、救助品の量は一人一日三合となせるは、最大限度を示せるものにて、濫給に涉らざる様嚴密に御査定相成るべく、副食物、雜品、又同様注意ありたし

去る九月十七日附通牒に於ける救助米の配給量稍々精確を缺ぎし爲め、市當局者を煩はすこと甚しく、二十二日に至りて又た通牒を發し曩に救助米の配給量を、一人一日參合を限度とする旨通牒せしは其最大限度を指示せるものなるに、中には一人平均參合の割合を以て、給與し居る向きある由なり、爾後給與の平均量は一人當り貳合となすべしと注意し、且つ被救助者の資格調査、自活方法樹立に對し、嚴重なる督勵をなしたり、二十三日、食糧品及び雜品販賣中止の件に付き、左の通牒

ありたり。

従来區役所に於ては、食糧品及雜品等無償給與に充つるものの外、之が販賣方をも取扱ふ事と相成居候處、爾今右販賣の取扱は之を中止し、單に救助用給與品のみを取扱ふ事に決定致候、尙既に各區に引渡されたる物品の残存せるものに付ては、之が整理の爲め、一部を従前の取扱例に依り、販賣に振向けらるゝも差支無之候も、今後配給の分は悉く救恤用として取扱相成度、隨て所要配給見込額の申込も、救助用品に限局相成度候。

追て來る二六、二七兩日分の所要額は、二五日正午迄遲滞なく申告相成度、以後二日分の所要額を其前日の正午迄に申出でらるゝ様致度。

區理事者は此通牒に接するや、直に善に設置したる食糧品販賣所其他の整理に着手したるに、販賣高は在郷軍人五班にて壹百四石壹斗、米商人拂下貳百拾五石六斗、食糧品販賣所にて五拾三石六斗小學校にて販賣せし分五拾六石四斗七升にして、其結果は良好なりと云ふべからず、之れ畢竟販賣價格の量定方如何に依るものにして、又た是非なき結果なるべし。由來救護の方法は、一日の震災以來十日迄は、物資の許す限り、一般救助の方針を取り、十日以後は之を改めて相當資力あるものは有料給與となし、販賣と給與とを併行し居たるに、茲に至りて販賣を打切り、救護事務は着々整理の時期に入らんとす。

此の如く一方には救助者の整理に努力すると共に、一方には致々として要救助者の救助に勉め、九月二十一日五拾十石四斗、二十二日四拾四石七斗、二十三日九拾九石六斗、二十四日七石、二十五日壹百二十三石貳斗、二十六日三十八石六斗、二十七日拾八石、二十八日四拾六石四斗、二十九日四拾石、三十日貳石四斗の施米をなし、九月中の總救助米壹千七百四拾七石五斗の多額に上りたり斯くて十月三日に至り、炊出は一先づ之を打切りたるも、施米は依然として之を繼續し、之が配給は當初在郷軍人の五班主として之に當りたるも、九月中旬以後は、各區會議員、町會、及び町内總代等之に代はり、奔走の勞實に容易ならず、而して十月三日よりは更に區吏員直接に之が配給をなす事となれり、此時東京市の救助總人員は、尙ほ五拾餘萬人の多きを算し、罹災現住人口の約六割を占め、過般來鋭意整理を謀りたるも、僅々拾餘萬人を減少し得たるに過ぎず、是に於て東京市長は十月二十二日附を以て左の通り救助範圍縮小の要項を通牒し、其勵行を嚴達したり。

救助範圍縮小の要項

一、従來の食糧品無償配附は、來る三十日を以て一旦打切る事とし、以後に於ては次項に依り、調査したる要救助者に限り給與を行ふ事

二、要救助者の認定は、大要左の要項に依る事

罹災者中(1)孤寡孤獨の者にして、扶養を受くる見込なき者(2)一家の働き手に傷病等の事故あるが爲め、容易に收入を得るの見込なき家庭(3)罹災の爲め、一家を支ふるに足る收入を得る事能はざる家庭に於ける、滿十五歳

以下の小兒、及び六十歳以上の老人、妊産婦、及傷病者(4)其他區長に於て救助の要ありと認むる者ある時は、嚴重に其事情を調査し、救助期間の長きに涉らざる様常に注意する事

三、前項の救助資格調査は、原則として當人の願出を待ちて之を行ふ事

四、右の要救助者に就きては、左記カードに記載整理し、爾後要救助状態の變動を明確にし置く事

五、前項の整理状況は、當分一週間毎に毎火曜日午前週分を本市に報告する事

六、別表カード様式中、備考欄には衣類、寝具類、及主なる炊事用具の既配給数を記入し、尙今後配給する場合には其都度漏れなく之を記入する事(カード様式は之を略す)

整理は益々細微に入り、而も之を前の整理方法に比すれば極めて合理的なり、左れば整理は着々其功を奏し、赤坂區の如きは遂に左表の如き成績を示すに至れり。

摘要	九月	十月	十一月	十二月	計
炊出	三七二、七九〇	二、四五〇	〇、八〇〇	〇	三七六、〇四〇
救米	一七四七、五〇〇	三六四、八九六	四〇、九九〇	一九、六六〇	二一七三、〇四六
賣却	四四五、四七〇	〇	〇	〇	四四五、四七〇

即ち九月中の施米千七百四拾七石五斗に對し、十月は三百六拾四石八斗九升六合、十一月は四拾

石九斗九升、十二月は拾九石六斗六升に過ぎず、要救助人員の激減知るべきなり、斯くて事情已むを得ざる少數の要救助者は、引續き之を救助して大正十三年三月に及び、其施米數量四拾四石四斗八升四合なりしが、四月一日より更に施米を廢して一人一日金拾五錢宛を給與する事となりたり、此時は要救助者は痛く減少して總人員二十五人、十世帯に過ぎず、斯くて施米は其大團圓を告げたり。

二、診療及衛生施設

(一) 診療部の大活躍 大震災災當時、診療機關の不統一は往々罹災者の反感を招き、隨處に非難の聲を聞きたるに反し、赤坂區の診療事業は獨り區内罹災者を満足せしめたるのみならず、多數の區外避難者を引受け、統一ある行動の下に能く人命救護の使命を全し得たり、九月一日の激震後中野區長より赤坂區醫師會に向ひ、診療部開設の事を交渉したるに、窪田理事は直に快諾の意を表じ、區と醫師會協力の下に之を開設する事となし、區役所構内の東北隅に大天幕を張りて診療部本部に充て、更に區内の藥舖に就きて藥品の蒐集に勉めつゝある折柄、上野看護婦會より會長上野たせ、及び看護婦川上芳子同茂子の勞力提供ありたれば、區民の多くは餘震と火災とに脅され、

茫然自失せる間に立ちて早くも診療を開始したり、之と同時に區醫師會にては各會員に向つて診療部開設の事を通知し、併せて其篤志出診を委嘱せり、此日診療に従事せしは窪田、澁谷、長の各醫師にして受療人員は壹百四十六人なり、係員村上書記以下孰も徹著して事務を執掌す、二日は先づ青山南町六丁目野崎病院に、重症患者收容の交渉をなし、其承諾を得たれば、爾後重症患者は總て同病院に送りて治療する事となし、更に區内に散在する各避難所内の患者に對して巡回診療を開始し、コールマン氏の篤志にて提供せられたる自動車巡回乗用に供する事となしたり、本日關根看護婦會の關口、茂木兩看護婦、共愛看護婦會の村田看護婦より勞力提供の申出あり、受療患者は本部百四十九名、巡回八十一名、合計二百三十名なり、三日、爾後診療は夜間も引續き従事する事となし、且つ看護婦の勤務時間を定め、二組に分ちて一晝夜毎に交代せしむ、當時電燈瓦斯とも點火せず、又た蠟燭も欠乏甚しきを以て、懐中電燈を使用して僅に診療をなし得たり、本日より各小學校避難所に看護婦一名宛を配置す、診療は本部百二十八名、巡回百名、合計二百二十八名にして追々増加の模様あり、四日、青山御所東門内主馬寮分廐の避難所に診療所を開始し、福田醫師をして之を擔任せしめ、看護婦一名及び藥品食糧等は本部より送附する事となしたり、診療は本部百二十

名、巡回百三十名合計二百五十名なり、五日、區内中の町に腸窒扶斯患者一名發生す、依つて時節柄便宜の處置を講じ區に於て送院、消毒の手續をなさんと欲し、市の衛生課に交渉したるも之を肯せず、従前通り市にて處置すべきに依り、軍用電話を以て通知すべしとの事なりしも、斯る非常時期の常として、其處置兎角遷延し、傳染病豫防の前途に就き坐ろに不安を感じしめたり、本日氷川小學校内に診療支部を開始し、避難中の中川醫師之を擔任す、梅窓院に於ても佐多醫師診療を開始したる旨通知ありたれば、本部より看護婦一名を派遣せり、診療患者次第に増加し、本部二百拾七名、巡回百拾壹名、合計三百八拾八名なり、六日、中の町小學校内に第二診療部を開設し、勞力提供の申出ありたる片山、大倉、山田等の醫師に之を擔任せしめ、氷川神社境内、一條邸、九條邸、黒田邸、松井道場の各避難所は、便宜上此第二診療部より巡回診療し、藥品、食糧等は本部より送附する事となしたり、本日腸窒扶斯患者二名、赤痢患者一名の送院手續をなす、診療は本部百二十四名、巡回百七十九名、合計三百三名なり、七日、植松醫師より赤坂小學校救護班に出張診療中の旨通知あり、又た滯京中なりし朝鮮京城サヴラレス病院醫員ホブヤーク氏も、震火災の慘狀を坐視するに忍びず、奮つて診療部本部に出張して診療に従事したり、診療は本部百三十六名、巡回百三

十七名、合計二百七十三名なり、八日、赤痢患者三名、腸窒扶斯患者二名の送院手續をなしたり、榎坂町の市山醫師より自宅にて無料診療開始の届出あり、診療は本部貳百八拾六名、巡回九拾九名、合計三百八拾五名、九日、震災火災後早くも八日を経過し、各醫員孰も全力を擧げて診療に従事し、擔當の係員も又た引續き徹宵して事務を執掌しつゝありしが、此日始て係員の當番を定め交互に宿直する事となしたり、診療は本部三百貳拾五名、巡回六拾九名、合計三百九拾四名なり、十日、猩紅熱患者一名、腸窒扶斯患者一名孰も送院の手續をなしたり、診療は本部二百五拾六名、巡回貳拾六名、合計貳百八拾一名なり、十一日、赤坂小學校の教室に設備を加へて、重症患者收容所となし、直に各避難所より十數人の重症者を收容したり、從來の受療者は主として外傷患者なりしも、此前後より内科患者著く増加せり、此日の診療は本部三百五拾四名、巡回四拾八名、合計四百二名なり、引續き十二日の三百八拾壹名、十三日の四百五名、十四日の四百一名は患者の尤も多數に達したる時期にして、爾後日々遞減の傾向を示したり、十五日、土屋區醫師會長より赤十字社病院に、肺結核患者收容方の交渉をなしたるも承諾せざりき、診療は本部百二十四名、赤坂小學校五十三名、氷川小學校三十二名、青山御所内分既二十八名、中の町小學校三十八名、其他百六名、合

計三百八十一名なり、十六日、女子學習院、青山小學校、梅窓院、善光寺、青山師範學校、青山警察署等の不潔場所に消毒を施行す、田町一二三會にて花岡、木村兩醫師、青山南町二丁目にて詫摩醫師、孰も罹災者の無料診療をなしつゝある旨届出ありたり、診療は本部百十名、青山御所内分既二十五名、赤坂小學校七十名、中の町小學校六十五名、氷川小學校三十二名、其他八十九名、合計三百九十六名なり、十七日、土屋區醫師會長、窪田醫師は係員と共に青山御所内分既、田町一二三會、榎坂町市山診療所、松井道場、氷川小學校、中の町小學校の本部關係診療所、及び青山師範學校内の警視廳第九救護班、梅窓院内の同第五救護班、青山小學校内の同第三十一救護班を巡視したり、診療は本部九十二名、赤坂小學校五十六名、氷川小學校三十五名、青山御所内分既二十三名、中の町小學校六十名、其他九十三名、合計三百五十九名なり、頃日來患者追々減少の傾向あり且つ整理の必要あるを以て、二十日中の町小學校内第二救護班、及び青山御所内分既の診療所を閉鎖し、本部巡回診療班を以て之に代ふる事となしたり、診療は本部七十七名、赤坂小學校三十六名、氷川小學校二十六名、中の町小學校三十八名、巡回其他三十四名、合計貳百六十三名なり、二十一日は更に減少して本部百名、赤坂小學校三十八名、氷川小學校二十五名、其他四十一名合計貳

百四名なり、二十二日、肺結核患者收容方に就き府下野方村東京市療院に交渉し、通知次第出張收容すべき旨承諾を得たり、診療は本部百十五名、赤坂小學校三十四名、氷川小學校二十八名、其他百十九名、合計貳百九十六名なり、二十三日、各避難所に防寒具其他を給與す、診療は本部八十九名、赤坂小學校三十九名、氷川小學校二十八名、其他百五十一名、合計三百九名なり、受療者此の如く漸減したるを以て爾後着々整理を斷行する事となり、二十五日、赤坂小學校内の重症患者收容所を閉鎖して、其患者を東京市救護所に送致し、更に三十日に至りて氷川小學校内の診療所を閉鎖したり、九月一日の激震以來、此日に至るまで一ヶ月間に於ける、診療患者總數九千六百五十六人にして、一日平均二百二十二二人弱なり、其内傳染病患者は五十一人にして、一日平均一人七分に相當せり。斯くて十月一日、區會協議會を開きたる結果、同三日より從來の診療部を打切り、更に區の寄附金中より經費を支出し、規模を狭小して當分之を繼續する事となり、須磨、横田、赤坂の三醫師を有給の擔當醫員となし、専ら其診療に従事せしむる事となりたり、診療部の開設以來、赤坂區醫師會員は三十餘日の長きに涉り、一切私事を拋棄して交互診療に従事したるに、今や時日の経過と共に受療患者減少し、救療上に一段落を告ぐるに至りたるも、其功勞や決して之を没すべきにあらず、茲に其芳名を録すれば左の如し。

- 土屋岩保 松浦潤根 窪田哲之助 澁谷勇雄 長直一
 大塚陸太郎 青山壽助 津金安直 村上俊泰 須藤達三郎
 淺原慎太郎 香田貫一 近藤潤平 井上文哉 深見純
 市川廉朝 古川忠次郎 橋藤文二 馬揚辰二 村内資光
 丹羽貞郎 河野建輔 加藤文一 木村正 花岡三
 竹田鎗次郎 秋月城 秋月馬 野口要 不破佐久郎
 保科眞道 河島右一 井手堤 石井國介 高澤辰之助
 下條於菟吉 大谷周庵 志賀新 八田宏吉 堀眞人
 岩男督 富田是志 青木義作 齊藤紀一 三坂勘四郎
 齋藤基次郎 野崎爲彦 八波俊臣 大久保義一 松尾基雄
 牛島保 庄司勝 高階虎次郎 國谷末之助 小澤勇
 望月寛一 久木田五介 秋山七郎 山下兼次郎 守屋伍造
 鈴木忠興 川村健 鮫島昇次郎 由良篤造 石原純固
 森川米吉 齊藤平義智 平井義雄 訖摩武人 谷口新
 森秀雄 横田榮一 加賀田嘉藏 猿田甲子藏 中川壽水
 佐多芳久 福田房男 植松七九郎 (以上赤坂區醫師會員)

杉浦信二　ホブカーク　喜多　雄　小川勇平　小田正晴
片山國幸　大倉保次　(以上會員外)

就中、土屋、松浦(潤根)窪田、澁谷、長、八波、喜多、小川諸氏の連日の格闘振りは、尤も區民の注意を惹きたり、又たホブカーク氏は朝鮮より上京中、圖らず此災害に遭遇し、自ら進んで區の診療部其他に於て傷病者の救護に従事したるを以て、其歸鮮に際し、中野區長は沿道の關係者に依頼狀を發して便宜を圖り、以て其好意に酬ゆる處ありたり、又た自家乗用の自動車を提供して、巡回診療用に充てたるコールマン氏歸國の時に當り、中野區長は左の感謝狀に英譯文を附して之を贈り、其献身的行爲を表彰したり。

拜啓、九月一日我東京地方に起りたる大震災が、有史以來の大惨害を現出致候際、貴下は率先東奔西走して救済の事に當り。且つ御乗用の自動車を以て當區救護用に供せられたるは、交通機關の杜絶せる際誠に機宜に適したる美舉にして、之が爲め種々の好結果を收め申候、貴下の献身的御盡力は所謂共存共榮の奥義を提示して、凡ての生物が他の生物の爲めに苦闘せる、萬古不易の教訓を現實に説明せられたるものにして、其功績亦没す可らざるもの有之候、即ち我東京市民は永久に貴下の美舉を、救護と教訓の二様に感銘して忘と能はざるもの可有之候。

殊に米本國に於ては、一たび此慘事を耳にせらるゝや、濃厚なる同情と豊富なる物資とに依りて逸早く之が救済に着手せられ、罹災民は日々其恩澤に浴しつゝある折柄、重ねて貴下の崇高なる人格と眞摯なる行動を透して

我國民が國際關係の情誼を味ひ得るの機會を與へられたるは、日米兩國の交誼を無窮に深厚ならしめられたるものにして、下名の深く感佩措く能はざる處に有之候

今や貴下が暫らく日本の地を離れて歸國せらるゝに際し、下名は赤坂區民を代表して、謹んで茲に深厚なる敬意と感謝を、貴下及び貴下の母國民に對して表じ度候　敬具

共存共榮の大義を高調し、凡ての生物が他の生物の爲に苦闘するを以て、萬古不易の教訓なりと説き來れる處、借りて以て診療部記事の跋文となすべきなり、爾來區の診療部は須磨、横田、赤坂三醫師の擔當にて繼續せられて大正十三年二月に及び、一般診療は勿論、種痘其他の衛生施設に就き盡力する處多かりき。

(二) 震災後の衛生施設　激震以來、連日診療及び炊出、給米等のみ没頭し、又た他を顧みるの迫なかりしに、是等の手配追々整頓し來りたるを以て、更に進んで尿尿汲取、塵芥掃除、道路掃除、下水掃除、下水消毒等の衛生施設に着手する事となり、種々の準備を整へたる上、尿尿汲取は九月九日より、塵芥及び道路掃除は九月十二日より、下水掃除は十月十日より、孰も之に着手したり。

(イ) 尿尿の大汲取　激震後、多數の避難者區内に入込みしに拘らず、全然汲取中止の状態

にありたれば屎尿の滯溜夥しく、九日より臨時人夫十人乃至四十人を使役し、馬車及び貨物自動車にて、区内全般に渉り平押に汲取を開始し、之と同時に避難者の集合せる場所には、別働隊を編成して之を汲取らしむる事をなせり、左れども設備の不完全なると滯溜の多量なるとに依り、一日の汲取戸數百五十戸より六百戸の上に出でず、其進捗遅々として之が處置に困惑する事連日に及べり、然るに九月十八日、二十一日、二十四日の三日間は玉川村在郷軍人三十名の來援あり、又た九月十九日、二十日の兩日間は山口縣青年團の應援ありて、稍々其緩和を見るに至りたれば、九月二十四日より青山一丁目より六本木方面に至る電車線路以東を、東京生肥汲取會社に委託汲取をなさしめ、夫より以西の青山方面は區の直營となし、日々汲取を勵行したるに、九月中は時として遅延の恐れありたるも、十月に入りて以來、漸次良好なる成績を見るに至れり。

(ロ) 塵芥及道路掃除 八日より其準備に着手し、焼残りの車輛、器具等を搜索して之に修理を加へ、十二日より臨時人夫百五十三人、馬車二十五臺を使用して塵芥、道路とも同時に、大掃除を開始し、十三日も人夫百十八人、馬車二十五臺にて之を續行したり、其以後は大凡人夫二十人乃至四十人、馬車五臺乃至拾臺を以て繼續施行し、毎日少くも七八百貫、多き時は七八千貫より一

萬貫内外の塵芥を搬出し、連日多大の努力をなしたるも、何分大震災火災後の事とて容易に其進捗を見る能はず、殊に道路の如きは、従つて掃除すれば従つて投棄するものありて、瓦礫塵芥相混交して備さに掃除に困難を極めたれど、九月中に於て十八萬三千八百九十貫、十月中に於て二十八萬五千九百四十貫の塵芥を搬出し、十月末に及んで漸く常態に復するを得たり、九、十兩月に於ける使役人夫數は、實に三千五百二十六人の多數に達したり。

(ハ) 下水掃除と消毒 十月十日より焼失區域を除き、其他の部分に於ける上下の下水掃除及び浚渫を開始し、連日人夫十一二人、馬車四臺を使役して、一日百五十間乃至三百間の掃除若くは浚渫をなし、十月中三千七百二十間の終了を告げ、爾後數月に渉り之を續行したり、次に震災火災後時として傳染病發生の兆あるを認めれば、九月以後數回に渉りて下水、及び塵芥箱、便所、臺所流口等に消毒を行ひ、之が豫防に勉めたり。

三、各小學校の施設

(一) 各小學校の狀況 区内の市立各小學校は、幸に何れも火災の厄を免れ、罹災者の避難所

に充てられたるを以て、教員は區吏員と協力して救護事務に當り、食料品衣類等の配給に努め、一方校長は區役所内に常設校長會を設け、各校協力して罹災者の救護並に學校の復舊を圖る事となし、市學務課と連絡を保ちつゝ隨時會議を開きて、

- 1 各校に於て其教員及兒童の被害状況を精査すること
- 2 區内に避難せる他區罹災兒童にして當區小學校に入學を希望する者は全部之を收容し、二部又は三部教授をなすことあるも之を遂行すること
- 3 當區兒童と他區兒童とに差別を設けず平等に取扱ふべきこと
- 4 各校に就學相談所を設け罹災兒童就學に關する相談に應ずること
- 5 各校共其通學區域内各戸並にバラツクに就き罹災兒童就學者を調査すること
- 6 大詔煥發の御聖旨に副ひ奉るべく協力一致して帝都の復興を圖るべきこと
- 7 各校協力して古本教科書を蒐めて罹災兒童に使用せしむること
- 8 罹災兒童の授業料免除の方法を講ずること

等の應急施設事項を協定實施すると共に、一面には授業の開始も人心を安定せしむる上に於て効果ありと思惟し、十月上旬より其準備に着手し、各校に收容せる罹災者は之を集團バラツクに移住の方法を採り、本市より一校當り參千圓宛の應急修繕費の補給を受けて急遽校舎の修繕を施し、又教室内外の大掃除大消毒と教員兒童の健康診斷を行ひ、十月十五日より各校一齊に授業を開始したり。

小學校兒童數

十一月十五日調

校名	現在兒童數		震災前ヨリ		震災後入學		震災後入學	
	總數	在學兒童數	在學兒童數	非罹災兒童數	在學兒童數	非罹災兒童數	本年七月末在學兒童數	
赤坂尋常小學校	一、二四五	二九一	一一五	八二七	一一二	一一五	一、二四五	
青山尋常小學校	一、六〇〇	八	三八〇	一、二〇五	七	一、二四六	一、〇八五	
中之町尋常小學校	一、一六三	七九	一三一	九四三	一〇	一、四六五	一、〇八五	
青南尋常小學校	一、六一九	三	一七一	一、四一七	二八	一、四六五	一、四六五	
氷川尋常小學校	六六五	二七五	七〇	三〇〇	一一	六九七	六九七	
計	六、二九二	六五六	八六七	四、六九二	六八	五、七〇八	五、七〇八	

(二) 外苑小國民學校 神宮外苑バラツクに避難せる兒童の爲め、慰安教育を施す事となし、十月四日より同十三日迄十日間、午前中第四號バラツクに三百名の兒童を集めて、小國民學校を開催し、區内各小學校より訓導交代出張して、毎日七名にて學科の復習、講話、體操、童謡、唱歌等を授け、參加兒童には學用品をも給與し、懇切熱誠に指導せしを以て、豫想以上の好成绩を挙げ得たり。

赤坂高等小學校	一七四	七	二一	一四三	三	二二七
青山高等小學校	二二五	四七	一一	一六二	五	一七〇
計	三九九	五四	三二	三〇五	八	三九七

第四章 區會協議會錄事

一、區會協議會蹶起

稀有の大震災火災に遭遇し、赤坂區會協議會開會の必要を認め、九月三日藤原議長より各議員に對し、四日午前十時赤坂小學校に於て、協議會開會の通知を發したり、此時餘震尙ほ猛烈にして、區役所階上なる區會議事場痛く破壊して、使用に堪へざるに依り、己むを得ず赤坂小學校職員室を以て假議事場に充つる事となしたるものなり、四日定刻に至りて現議員三十四名の内、出席せるもの十二名、藤原議長先づ開會の挨拶をなし、吾人は今や自他の別なく未曾有なる大慘禍害の中に立てるも、區會議員たるの職責と、人道の大義とに鑑み、此際一日も早く區理事者より救護其他の報告

を聴取し、且つ今後の對策を講究せざるべからずと思惟し、茲に協議會を開會したる次第なりと述べ、且つ議員小島定吉君が最愛の妻子と共に、腰越別莊に於て激震の爲め歿死せる旨を報告するや凄慘の氣、滿場に横溢し、哀悼の色、各議員眉宇の間に動く、是に於て中野區長より災害の状況、及び救護の經過に就き詳細報告する處あり、訖摩議員は之に對し、區理事者の取りたる應急措置は極めて機宜に適したるものと認む、とて先づ感謝の意を表じ、尙今後の處置に就きては理事者の腹案を聞きたる上、之が決定をなすべし、と發議し中野區長は之に應じ、救護の方法に就き、數字を擧げて詳細陳述する處あり、次ひで各議員よりも、成べく速に一般に糧食を配給する事、救濟は罹災貧民中家屋を失ひたるもの、及び區外よりの避難者に限られたき事、區内一般に安心せしむるやう傷病者診療の事を區醫師會に委囑する事、焼失地の片付方は至急區に於て之を施行し、支拂の能力あるものは其費用を徴収する事等、種々意見の開陳あり、結局全議員を委員となし、其内より特別委員を選定し各事項に就き具體的方針を決定する事となり、議長は左の通り委員の指名をなせり。

燒跡片付方特別委員 (九名)

- 水谷 庄太郎
- 岩本 元次郎
- 神子 四郎
- 佐々木 要之丞
- 中西 敏二
- 杉田 龜太郎
- 後藤 正基
- 廣瀬 大楠

- 吉田 勘右衛門
- 慰問特別委員 (三名)
- 藤原 俊雄 詫摩 武彦 野口本之助
- 寄附金勸誘特別委員 (九名)
- 北村 元吉 永井新五郎 森 長治 詫摩 武彦
- 下條 於菟吉 梅尾十七生 黒川 光景 土田 磯二
- 廣瀬 大橋
- 官公署陳情特別委員 (五名)
- 川久保 源治 藤原 俊雄 中西 敏二 梅尾十七生
- 吉田 勘右衛門
- 罹災報告編輯特別委員 (三名)
- 高橋 養助 詫摩 武彦 野口本之助
- 救済實行參與特別委員 (十七名)
- 中村 顯 桑村 作太郎 村山 一平 八波 俊臣
- 山崎 盛次 富山 恭太 徳田 久次郎 高橋 養助
- 天沼 誠次 藤本 儀右衛門 藤原 俊雄 森島 淺五郎
- 杉田 龜太郎 赤堀 寛英 土田 磯二 齋藤 紀一
- 渡邊 眞吉

區會協議會今後の方針は、此特別委員選定に依りて自ら具體化し來れり、今や市内の在米は倉庫と共に殆んど燃盡せられ、四方の交通亦全く杜絶したれば、富者と貧者との別なく、罹災者も非罹災者も、第一の脅威は食料品に在り、況んや區内數千戸の焼失に加ふるに、着のみ着のまゝなる多數の區外避難者を引受け、食料品は云ふを俟たず、衣服、寢具等の配給に至るまで、一日も等閑に附すべからず、罹災者救済は實に焦眉の大問題なり、救済實行參與特別委員が十七名の多數を占むるは、以て其用意の存する處を窺ふに足るべし、之に次いで寄附金勸誘の事、焼跡片付方の事、罹災慰問の事、官公署陳情の事、是等の事項が如何に緊急にして、如何に切實なるかは茲に多言の要なかるべし。

越えて六日午後二時、赤坂小學校に於て全員委員會を開き、先づ

- 一、赤坂區選出名譽職、及同待遇者を委員に推薦する事
- 但し何れの委員に推するやは、委員長に一任す
- 一、焼跡片付方特別委員は災害地整理特別委員と名稱を改む

との決議をなし、夫より委員長及び理事の互選をなしたるに、左の如く決定したり。

災害に係る各種委員会

委員	長	藤原俊雄
理事	事	野口本之助
理事	事	吉田勘右衛門
理事	事	野口本之助
理事	事	川久保源治

災害地整理特別委員会

委員	長	吉田勘右衛門
----	---	--------

慰問特別委員会

委員	長	藤原俊雄
----	---	------

寄附金勸誘特別委員会

委員	長	陀摩武彦
----	---	------

官公署陳情特別委員会

委員	長	川久保源治
----	---	-------

罹災報告編輯特別委員会

委員	長	野口本之助
----	---	-------

救済実行參與特別委員会

委員	長	藤原俊雄
----	---	------

理事	事	徳田久次郎
理事	事	赤堀寛英

天より罹災者救済は。事體尤も重大なるを以て、全員委員會の形式に依りて救済實行參與特別委員會を開會し、協議の匕左の方針を決定したり。

- 一、市の供給米は販賣及施米兩方法に依り、其公平なる普及を計る事
- 二、今後米の販賣は左の價格とす

販賣價格	〔白米〕	一升	三拾五錢
	〔玄米〕	一升	拾五錢

- 三、販賣方法は區會議員全委員監督の任に當り、在郷軍人會と協力實施する事
- 四、配給は大體に於て一戸貳升以下を標準として、貳升を超過せざる事
但し供給米の多寡に依り、割當は其比例に減少する事あるべし
- 五、賣上金は區會議員に於て、勘定精算の責に任じ即日區長に引渡す事
- 六、施米は區長に信頼一任するも、區會の委員は區長に於て實施を容易ならしむる爲め、施米の必要あるものを通知紹介し公平なる普及を計る事

此決議の實行に就ては、後日種々の困難に遭遇したり、第一は在郷軍人會赤坂分會より米販賣の協力に對し異論ありたる事なり、第二は九月八日に至り市より、米價は玄米一升四十錢、白米一升四十五錢と指定し、且つ此價格を變更せざる様、特に注意し來りたる事なり、従つて販賣は多少の

曲折を経て始て之を實行したるも、價格に對する決議は遂に一片の空文と化し去りたり、元來如何に稀有の大震災火災なりとは云へ、相當資産を有する者まで、長期の救助を爲すに於ては其間自ら弊害の百出すべきは勿論なるも、左ればとて交通杜絶物資缺乏の當時、如何に多少の資産を有し居ればとて、全然救助の意味を離れ、普通の市價を以て米の販賣をなさんとするは、決して穩當なる措置と云ふべからず、茲に救助と販賣の兩者を加味して、玄米一升二十五錢、白米一升三十五錢と決議したるは、確に一隻眼を具へたる行爲と稱すべきなり、斯くて九日に至り六日の全員委員會決議に基づき、區選出名譽職及び同待遇者に對し、(一)協議會の決議を以て委員に推薦したるに付、協議會委員と協力して救済の事に盡瘁せられたき事、(二)協議會の設けたる各種特別委員中の何れへなりとも隨意協力せられたき事、(三)全委員會開會の際は委員の一員として特に出席せられたき事との通知を發し、其協力を依頼したり、其氏名は左の如し。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 苗村 又右衛門 | 小長 谷晴高 | 加 瀬 喜 術 | 脇 田 勇 |
| 中 田 敬 義 | 入 山 祐 次 郎 | 松 下 善 太 郎 | 松 下 銀 次 郎 |
| 羽 田 如 雲 | 山 岸 鐵 次 郎 | 綾 部 文 藏 | 菊 池 忠 太 郎 |
| 村 山 鐵 太 郎 | 松 下 覺 之 丞 | 横 山 政 方 | 木 下 武 夫 |

- 龜 山 泰 辰 三 阪 勘 四 郎 鈴 木 重 雄 北 川 鐵 四 郎
 渡 瀬 寅 次 郎

右の内渡瀬氏は通信機關杜絶の爲め、行違を生じ遂に受諾に至らざりしも、他の諸氏は孰も之を快諾し、茲に全員委員會は區會議員三十四名、臨時委員二十名、合計五十四名を以て成立するに至れり、此の如く各種の特別委員を選定し、區協議會の執るべき大體の方針決定したれば、各委員は孰も自己の被害を打忘れ、踴躍して之が實行に着手し、各種委員會の開會連日相次ぎ、交渉往復頗る倥傯を極めたり。

十五日午後三時、重ねて赤坂小學校に於て區協議會を開く、開會を午後三時とせしは、假議場にして電燈の設備なきが爲なり、出席者二十四名、藤原議長は開會と共に議場の同意を得て、各特別委員長の報告を求め、吉田災害地整理委員長、詫摩寄附金勸誘委員長、藤原慰問委員長、川久保官公署陳情委員長より順次擔當事項の経過報告をなしたる後、寄附金勸誘特別委員は定員九名を増加して十一名となす事、罹災報告編輯特別委員は着手と同時に費用を要するを以て、相當時期に豫算を提出する事に決定し、更に藤原救済實行參與委員長より、本委員會擔當事項は頗る廣汎なるを以

て、先づ區理事者より救護に關する報告を聴取したる上、之が報告をなす方便なるべしと述べ、中野區長之に應じて、救護全般に涉り詳細なる報告をなし、且つ木材供給の事に就き、説明する處あり、之が委員の選出方を請求したり、此時永田東京市長の特使として平林社會教育課員來訪したれば、特に之を議場に紹介せしに、平林氏は議場に向ひ赤坂區災害に對する市長の慰問の辭を傳達したり、依つて藤原議長は區協議會を代表して之が挨拶を述べ、了りて再び議事に入り(一)木材拂下特別委員は五名とし議長指名となす事(二)區役所在米は區長に於て商人に拂下ぐるも差支なき事(三)商業會議所の調査に依れば、赤坂區には暴利商人多しとの事なれば、調査委員を設けて之が調査をなす事(五)川久保官公署陳情委員長の提議に係る、放火強窃盜取締に關する具申書は、機宜に適するものなるを以て可決の上、直に之を其筋に提出する事(六)災害地整理は一層嚴格なる調査を委員に囑望する事等の議定をなし、且つ議長より兼に委員會に於て協定せる罹災避難者調査票、并に説明書を全員に配附して其参考に供したり、此調査は(一)避難所(二)避難者と避難所との續柄關係(三)避難當時の住所(四)避難の種類、即ち家屋の倒潰、半潰、焼失等の類別(五)氏名、併せて世帯主及び其續柄關係、配偶の關係、職業及び職業上の地位を明記する事(六)世帯主の本籍(七)家族中

の死、傷、病等(八)急速救助を要するもの、即ち食料、寢具、衣類、食器の中尤も窮乏せる品目(九)今後當所に在留期間の見込(十)歸郷か、在京か、世帯主將來の方針、若し在京せんと欲するに於ては前業繼續が、復活經營が、若し復活經營とすれば現金、貯金、財産の有無、又た勞働を希望するや否や(十一)就學希望の兒童ありや等の各項目に分ち、避難者の現在及び將來に涉り詳細なる調査をなし、之に依りて避難者の趨向を察知し、救護上の方針を確立せんとするものなり、大震災災後を承けて多數の區外避難者を引受けたる赤坂區としては、尤も必要にして且つ趣味ある調査と云ふべし、夫より議長は兼に一任せられたる特別委員を左の通り指名して散會せり。

寄附金勸誘特別委員 (二名増員)

渡邊 眞 吉 島 山 恭 太

木材拂下に關する特別委員 (五名)

川久保源治 森島淺五郎 中西 敏 二 野口 本之助

吉田 勘右衛門

暴利取締調査委員 (三名)

川久保源治 杉田 龜 太郎 梅尾 十七生

互選の結果、木材拂下に關する委員長には吉田勘右衛門、暴利取締調査委員長には川久保源治執

も就任したり。

引續き十六日午前九時、赤坂小學校に於て全員委員會を開會す、先づ災害地整理特別委員會より提案したる

- 一、災害地整理に關する豫算は、正確に編成する餘暇なきを以て、約六七千圓の概算にて直に整理に着手する事
- 一、右整理費は一時寄附金又は區の資金中より支出し置き、大體に於て京橋區會の例に倣ひ、追つて市の補助を請願する事

一、大體整理區域は總失町を限度とし、本人の申出に依つて整理する事

に就き協議したるに滿場異議なく之を可決したり、次に各區名譽職員聯合會假議長より、火災保險金問題に關し各區若干の委員を選出し、來る十八日出席せられたき旨通牒ありたる件に付き協議したる結果、委員五名を選出して之に賛同する事に決し、藤原議長より左の通り指名したり。

火災保險金に關する特別委員 (八五名)

- 徳田 久次郎 中西 敏二 梅尾 十七生 廣瀬 大橋
- 吉田 勘右衛門

互選に依り梅尾十七生委員長に就任す、次に罹災避難者調査票の印刷出來したるに依り、區會協議會の事業として愈々向ふ三日間を期して、一齊に調査を行ふ事に決定し、左の諸氏に向ひ依頼状を

發し、町内有志者と協力して、各個人の家庭に收容せる避難者の調査をなす事を委嘱せり。

- | | | | |
|-----------|---------|--------|--------|
| 表町一二丁目 | 入山 祐次郎 | 表町三四丁目 | 渡邊 嘉一 |
| 傳馬町一二三丁目 | 黒川 光景 | 一ツ木町 | 松田 善太 |
| 臺町 | 藤原 俊雄 | 丹後町 | 松田 善太 |
| 新阪町 | 鈴木 重雄 | 中ノ町 | 北川 三郎 |
| 水川町 | 小長谷 晴高 | 檜町 | 堤 虎直 |
| 新町一丁目 | 大庭 重治 | 新町二丁目 | 山崎 盛次 |
| 新町一丁目 | 服部 吉太郎 | 新町三丁目 | 永井 新五郎 |
| 新町四丁目 | 大澤 新次郎 | 新町五丁目 | 野口 本之助 |
| 田町一二三四五丁目 | 横山 政方 | 福吉町 | 遠藤 吉次郎 |
| 溜池町 | 杉田 龜太郎 | 榎阪町 | 藤田 誠 |
| 靈南阪町、葵町 | 日本自動車會社 | 高樹町 | 藤田 誠 |
| 青山南一丁目 | 小崎 弘道 | 青山南二丁目 | 天沼 誠 |
| 青山南三丁目 | 佐伯 宗輔 | 青山南三丁目 | 赤坂 寛 |
| 青山南五丁目 | 鈴木 文吉 | 青山南四丁目 | 山岸 喜次郎 |
| 青山南五丁目 | 梅尾 十七生 | 青山南六丁目 | 北村 元吉 |
| 青山北一丁目 | 三阪 勲次郎 | 青山北六丁目 | 岡本 秀三郎 |
| | 佐藤 清一 | 青山北二丁目 | 永井 治三郎 |
| | 鈴木 松五郎 | | |

青山北三丁目
權田原町

〔菊池忠次郎
井上甚作
〕
詮摩武彦

青山北五丁目

土田 誠二

而して青山小學校、梅窓院、青山師範學校、女子學習院、青南小學校、中の町小學校、氷川小學校、赤坂小學校、黒田邸、九條邸、高樹町三越出張所、青山御所内主馬寮分厩、三井邸、明治神宮外苑、氷川神社境内、善光寺、一條邸等の集合避難所十八箇所は藤原、藤本、渡邊、中村、畠山、等の各委員出張して調査をなしたり。

九月二十三日、赤堀、詮摩、天沼、森島、村山、藤本の各議員連署を以て、明治神宮外苑バラックに朝鮮人收容の件に付き、區會協議會開會の請求ありたり、右は鮮人保護の爲め豫て千葉縣習志野に千貳百餘名收容中の處、此收容所は會て青島の捕虜を收容せし場所なれば、捕虜同様の取扱なりとて鮮人中往々不快の念を抱くものあり、面白からざる結果を招く惧あるを以て、朝鮮總督府にて苦慮の結果、之を神宮外苑のバラックに移す事となしたり、然るに激震當時の蜚語流言猶ほ區民の耳底に新にして、鮮人に對する不安の念未だ全く消滅せざる折柄なれば、隣接地の四谷區と聯絡を保ち、區會協議會の決議を以て之が中止を請願せんと欲するものあり、依つて二十四日午後一時

赤坂小學校に於て區會協議會を開き、種々協議を凝らしたる上、特別委員十二名を選出して、其調査及び中止運動をなす事に決定し、藤原議長は左の通り委員の指名をなしたり。

鮮人バラックに關する特別委員 (十二名)

中村 顯	川久保源治	村山 一平	天沼 誠次
藤本 儀右衛門	藤原 俊雄	森島 淺五郎	中西 敏二
詮摩 武彦	梅尾 十七生	赤堀 寛英	吉田 勘右衛門

互選の結果、委員長には詮摩武彦當選したるも、病氣の爲め辭退したれば、川久保源治之に代はりたり。

斯くて大震火災後、早くも一ヶ月を経過し、罹災者は追々自活の途を求めて其堵に安んずるもの多く、配給に一段落を劃すべき時機に到達したるのみならず、市當局より訓示の次第もありたるを以て、十月一日午前十時、赤坂小學校に於て全員委員會を開き、先づ區理事者の説明を聴取したる上左の決議をなしたり。

一、區理事者の説明通り、爾後救助は申請者に限り救助する事とし、其方法は區長に一任し、委員之を援助する事

- 二、右の救助方法は十月三日の給米より實施する事
- 三、委員は前項決議の趣を可及支罹災者に傳達する事
- 四、各町へ配給變更の宣傳ビラを配附する事
- 五、多數の慰問品ありたる時は、救助申請者以外の罹災者にも配給する事
- 六、廢棄すべき物品の處置は、總て委員長に一任する事

或は施米の手段を取り、或は販賣の方法に依り、九月一日以來、晝夜を分たず匆忙を極めたる罹災救済事業も、此決議に依り大緊縮を加へられ、之より逐次終結の途に辿らんとす、此時詫摩議員より、區と區醫師會協力の下に開設せられたる診療部も、此際之を打切りたしとの發議あり、結局之れ又た救助同様三日を以て一段落となし、區醫師會との關係を離れ有給醫員三名を置いて、診療を繼續せしむる事となり、最後に川久保委員長より、名譽職電車乗車券は電氣局に交渉の結果、其使用期間を延長せられたる旨、報告ありて散會を告げたり。

十二月五日午前十時、區會協議會は赤坂小學校に於て開會せられたり、第一日程の本年度實行豫算報告は中野區長より詳細に涉る説明あり、別段の質問なく本會議に於て決定する事となり、第二日程の各特別委員長報告は、詫摩委員長先づ寄附金勸誘委員會の經過を報告し、次いで梅尾委員長

より火災保險金請求に關する委員會の經過に就き、詳細なる報告をなしたるに、各區聯合會の費用離出に付き、各議員より種々の議論あり一時紛糾を極めたるも、結局藤原議長は、保險金請求運動を繼續するや否や、若し繼續するに於ては如何なる程度まで聯合會費用を離出するやに就き採決したるに、次回一回限り聯合會費用を離出する事、聯合會出席の委員に對しては費用を支出せざる事但し今日迄に費消したる自動車代金又は支拂ふ事に決定し、之と同時に梅尾委員長の辭任申出ありたるも、後任は議長に於て各委員と協議決定する事となしたり、爾餘の特別委員會は委員長缺席したるを以て之にて本日の報告を打切り、第三日程寄附金處分に關する件に入り、詫摩議員の發議に依りて委員五名を選出し、區長議長と共に協議の上、適宜處分執行する事に決定し、次に第四日程の區内歿死者追悼祭に關する件は、寄附金中より費用を支出し、日を定めて之を舉行する事となし且つ區會議員全員を以て委員となし、議長以外に九名の特別委員を選定して、之が準備並に執行の任に當らしむる事となり、議長は左の通り委員を指名したり。

寄附處分に關する特別委員 (五名)

詫摩 武彦 廣瀬 大橋 梅尾 十七生 吉田 勘右衛門

杉田 龜太郎
 追悼祭準備並に執行特別委員 (九名)
 吉田 勘十衛門 北村 元吉 中西 敏二 詫摩 武彦
 梅尾 十生 土田 磯二 森 長治 神子 四郎
 後藤 正基

五選の結果、密附金處分特別委員長には詫摩武彦、追悼祭準備並に執行委員長には吉田勘十衛門
 就任したり、

十二月九日午前九時、即ち追悼祭執行一時間前、氷川神社式場内に於て追悼祭全員委員会を開く
 之より先き追悼祭準備並に執行特別委員は連日會合の上、着々諸般の準備を整へ居たれば、本日の
 全員委員会に於て左の業務要領の協議をなし、異議なく其承認を経たれば、各員は直に所定の部署
 に就きて追悼祭を執行したり。

赤坂區震災遺難者追悼祭業務要領

- 一、追悼祭は、十二月九日午前十時より氷川神社境内に於て執行す、其式典の次第別紙の如し
- 一、追悼祭の実施上、遺漏なきを期する爲め、左の係員を置く
- 式場係 受付係 接待係 會計係

區役所係員は、當日午前八時迄に參集し、各部署に着くものとす
 各係毎に、其實施事項を記録し、式終了後庶務係に引継ぐものとす
 二、各係擔任業務の概要、及委員係員左の如し

- 總括 藤原 議長 吉田 委員長 中野 區長
- 一、式場係 村山 一平 中村 頼 川久保 源治
- 水谷 庄太郎 桑村 作太郎 八波 俊臣
- 山崎 盛次 (外に區役所係員)

- (イ) 十二月九日午前九時前に、祭場の設備一切を完了する事
- (ロ) 遺族參列者を、所定の位置に案内する事
- (ハ) 式典の次第を勵行する事(追悼辭、玉串奉獻等の順序を誤らざる様注意する事)
- (ニ) 奉納供物に関する事を處理する事
- (ホ) 絶へず神官と連絡を執り、式典に遺漏なきを期する事
- 二、受附係 島山 恭太 徳田 久次郎 北村 元吉
高橋 養助 永井 新五郎 岩本 元次郎
- (外に區役所係員)
- (イ) 參列者には、徽章(遺族白色、委員空色、吏員赤色)式典次第書を交附し其氏名を記録する事
- (ロ) 府知事、市長、又は其代理者、及び遺族代表者丸山順太郎氏參着したる時は、直に式場係に其旨通
知する事

(ハ) 供物奉納者ありたる時は、式場係へ案内する事
(ニ) 参列者中、携帶品の預托を希望する者ありたる時は、合札に依つて其受授を正確にし、且つ其出納を敏速にする事

三、接待係

神子 四郎 天沼 誠次 森 長治
佐々木 要之丞 藤本 儀右衛門 森島 達五郎
中西 敏二 (外に區役所係員)

(イ) 遺族、及び來賓の接待に任ずる事(茶は到着順に給仕し、洩れなき様注意する事)

(ロ) 休憩所に、菓子の配置を適當にする事

(ハ) 係員中に遺族專屬者を置き、式典終了後、遺族に菓子を交附する事

四、庶務係

詫摩 武彦 下條 於菟吉 杉田 龜太郎
後藤 正基 梅尾 十七生 黒川 光景
(外に區役所係員)

(イ) 庶務一切に任じ、各係相互の連絡を圓満機敏ならしむる事

(ロ) 休憩所、祭場に、大書せる次第書を掲示する事

(ハ) 寫眞撮影、警備、救護に任ずる事

五、會計係

野口 本之助 赤堀 寛英 廣瀬 大輔
齋藤 紀一 渡邊 眞吉 (外に區役所係員)

(イ) 臨時の調査、其他祭典一切の會計を掌る事

(ロ) 祭典終了後、速に會計報告を作成する事

追悼祭に關する詳細の記事は、載せて別項に在り。

十二月十九日午後四時、赤坂小學校に於て全員委員會を開く、救濟事業に一段落を告げ、之が整理略ぼ緒に着きし今日、此會合は云ふまでもなく其最終の會合にして、任務終了せる委員會は之に依りて解任せられ、未終のものは其資格を新にして、更に活動する處あらんとす、先日報告漏れの各特別委員長より代はるゝ、經過の報告あり、曩日の惡戦苦闘は今や一場の語り草となり、互に其勞を慰めつ、慰められつ、重荷を卸したる體にて其會合を了りたり、各特別委員會の經過は別項の記事に審なれば、茲には之を省略すべし。

十二月二十六日午後四時、例に依り赤坂小學校に於て區會協議會を開く、日程に入るに先だち齋藤議員より、區會議員其他罹災者に見舞金贈呈に關する動議を提出し、滿場異議なきを以て、日程を變更して直に其議事に入る、齋藤議員其理由を説明し、罹災したる區會議員、區吏員、教員等に同情を表じ、此際區より見舞金を贈呈する事となし、而して其贈呈金額は左の通り決定したしと發議したり。

區會議員並に學務委員に對しては(死亡者八拾圓、燒失者六拾圓)區吏員、教員等に對しては(曩に市より贈られたる半額)

滿場異議なく之を可決確定したれば、中野區長發言を求め、唯今可決せられたる見舞金は本年内に之を贈呈する事となし、一時繰越金中より支出し置き、後日本會議に提出して事後承諾を求むべしと述べ、之れ亦滿場の承認を受けたり、此時吉田議員又た發言し、復興委員徽章圖案に就きて説明し、直に之を作成する事に決定したり、夫より第一日程診療所繼續に關する件に入り、中野區長は、寄附金處分と關聯して診療所繼續の必要を述べ、一二の質問ありたる後、之を可決し、次に第二日程の復興委員設置に關する件は、吉田議員より、復興委員は全員委員として之を設置し、而して救済委員の如く分科委員を選定されたしとの提議あり、藤原議長は之に對して、委員の新設並に割當は議長に於て適宜取計ひ決定して差支なきやと諮ひ、孰も異議なく之を承認したり、議長は夫より更に、罹災報告編輯特別委員は從前の委員を其儘委員に推すべき旨を述べ、之れ又た議場の承認を得たり、此時桑村議員より、區吏員に對し震災慰勞金贈與の件は、本日決定に至らざりしも、後日機を見て更に提出すべければ御賛同を仰ぎたしと述べ、最後に議長は、之を以て本年の納會と

なすべき旨を告げて散會したり。

復興全員委員會中の特別委員は、藤原議長より左の通り指名せり。

- 火災保險金請求に關する特別委員 (七名)
- 川久保源治 徳田久次郎 中西敏二 梅尾十七生 廣瀬大輔 野口本之助
- 吉田勘右衛門
- 復興に關する交渉委員 (七名)
- 川久保源治 森 長治 藤原俊雄 詫摩武彦 杉田龜太郎 梅尾十七生
- 吉田勘右衛門

曩に震災救護に奮闘したる區會協議會は、其陣容を改めて更に復興に努力せんとす、震火災に禍ひせられたる帝都は、此努力の間に日を追ふて復興に向ひつゝあり。

二、特別委員會經過

之より區會協議會に於て選定したる、各種特別委員會の經過に就き記述すべし、齊く是れ特別委員と云ふも、帝國議會のそれに比すれば、區會協議會の特別委員は其權限極めて廣く且つ大なるも

の如く、最後の決定は勿論、中には之が實行まで委任されたるものありて、其経過に關する記事は時として本會議の記事よりも、一層重要な意味を有する場合なしとせず、此記事を披閱するに當り、先づ此點に留意すべきなり。

(一) 救濟實行參與特別委員會 九月六日全員委員會の形式に依り第一回委員會を開き、救濟上の大方針を決定したる事は、己に協議會記事中に詳記したり。次いで九日午前九時、同く赤坂小學校に於て委員會を開き、種々協議の上、左の如き決議をなしたり。

- 一、陸軍省より下附の施米は、一般民に給與すべしとの命令にて、區長は救濟實行參與委員會の開催を請求するの速なく、臨機の處置を取り在郷軍人會に依頼して、施與の實行をなしたりとの報告を是認する事
- 二、救濟實行參與委員會を食糧部と、衛生部との二部に區分して活動する事
- 三、食糧部委員を十一名、衛生部委員を五名とし、委員長は兩部に參加する事
- 四、衛生部は八波俊臣、高橋養助、齋藤紀一、土田磯二、渡邊眞吉の五名とし、食糧部は中村順、桑村作太郎、村山一平、山崎盛次、島山恭太、徳田久次郎、天沼誠次、藤本儀右衛門、森島淺五郎、杉田龜太郎、赤堀寛英の十一名とする事
- 五、食糧部委員は五部に分ち、毎日午前八時より午後六時迄二時間交替として、左の時間割を以て區役所に出張する事

午前八時より十時迄 中 村 山 崎 兩委員

午前十時より正午迄	村 山	島 山	兩委員
正午より午後二時迄	天 沼	徳 田	兩委員
午後二時より四時迄	赤 堀	杉 田	兩委員
午後四時より六時迄	藤 本	森 島	桑 村 三委員

六、衛生部は齋藤委員に一任する事

診療は勿論の事、炊出、施米と云ひ販賣と云ひ、罹災者救濟は事正に急なり、而も本委員會の擔當は是等の各事項に涉り、一として重要ならざるはなし、各委員は以上の決議に基づき連日出動して其事に參與せんとす、其任務決して輕からざるなり、左れは是等の経過は孰も項を分ちて別に記述したれば、茲には之を省略すべし、斯くて十日、十六日兩回の委員會を経て専ら救濟に盡瘁しつゝある中、四圍の事情追々安定し來りたるを以て、九月三十日に至り、午前十時より赤坂小學校に委員會を開き、先づ齋藤委員より配給米の公平を期するやう希望ありたる後、左の決議をなしたり

一、配給は萬己むを得ざるもののみ給與する方針となし、十月一日午前十時全員委員會を開き、之が決定を求め日を定めて實行する事

既記の如く十月一日の全員委員會は、異議なく此決議を承認したるに依り、同三日以後は事情已

むを得ず特に救助の申請をなしたる者に限りて、救助をなす事となり、又た診療部も一と先づ之を打切り、其規模を狭小して之を繼續する事となりたれば、診療、配給とも茲に其一段落を告ぐるに至りたり、夫より十月三十日に至り、診療部繼續の件に關し、午前十時より赤坂小學校に委員會を開き、中野區長より、十月三日診療部打切後、十月一ヶ月の豫定にて有給醫三名をして診療部を繼續せしめ來りたる處、受療患者多數なるを以て、更に區寄附金中より二千圓を限度として支出をなし、十一、十二の兩月中治療を繼續したしとの提議あり、託摩委員又た患者の状況を詳述して之に賛意を表したり、天沼、土田兩委員は、現在出入患者の種別、及び神宮外苑の滿鐵病院は是等の患者を治療するの餘地なきやの點に就きて質問をなし、中野區長及び八波委員より詳細なる答辯あり此時藤原委員長は、本案協賛の形式に就き説明し、元來本案は區會協議會に於て審議すべき筋合のものなるも、區會協議會に於て本委員會を設置せる關係上、本委員會の協賛を求め來りたる次第なれば、他日若し協賛の形式に就き異議ありたる時は、本委員會の決議を以て諒解を求むる事となすべしと述べ、滿場之に同意したる上、直に救療部繼續の件を可決したり。

(二) 災害地整理特別委員會 新町一丁目の一部、二丁目全部、三丁目の一部、田町一、二

丁目の一部より三、四、五、六、七丁目全部、溜池町、葵町、及び榎坂町、靈南坂町の一部に掛け激震後瞬く中に二千三百二十二戸を灰燼に歸せしめ、見渡す限り焦土の間に瓦片又は鐵屑累々として堆積し、住民は孰も茫然として手を下す處を知らざる時に當り、燒跡片付方、即ち災害地整理は實に急務中の急務なり、災害地整理特別委員會は九月四日其指名を受くるや、翌五日早くも第一回委員會を開會し、引續き七日、八日、十日の四回に涉り、整理に關する協議を凝らし、或は燒屑捨場の選定をなし、或は鳶頭玉丸鶴吉、副組頭木内元吉に對し、整理上の意見を徴し、且つ請負見積書を提出せしめ、或は整理の事を告知すべき掲示板の製作を命するなど、準備行爲に熱中し居たるに、程なく玉丸、木内の兩人より、坪當り貳圓にて片付方見積書を提出し、調査略ぼ終了したるを以て、十一日午後一時赤坂小學校に於て重ねて委員會を開き、左の事項を協定す

一、災害地整理は左の見積にて、鳶頭玉丸鶴吉に下命する事

二輪馬力壹臺十八圓 四輪馬力壹臺貳拾七圓、但し一日十回以上運搬し得らるべき見込、別に立會人夫賃壹臺に付金貳拾錢

一、災害地整理の仕様、即ち石、煉瓦等迄搬出するや否やは一に申込者(家主)の意思を開きて決定する事
一、整理方請負人には、申込者に對して何等の請求個間敷事を爲さざる旨を、誓約せしむる事

- 一、焼跡以外の道路其他特種の堆積物除去に關しては、委員に於て別に臨時の處置を講ずる事
- 一、家屋取毀人夫は、東京市公定人夫に大差なき程度にて請負人より供給せしむる事
- 一、焼屑捨場は左の二箇所に決定する事、但し當局へ交渉済みなり
- 一、葵町東伏見宮邸後の廣場
- 二、赤坂見附閑院宮邸跡の窪地

之にて大體の方針決定したるに依り、十六日午前九時、更に赤坂小學校に委員會を開き、先づ左の決議をなせり。

- 一、災害地整理の豫算は、正確に編成する違なきを以て、概算六七千圓程度を支出し、直に片付に着手する事
- 一、經費は一時寄附金又は區の資金より處辨し、大體の方針として京橋區會の例に倣ひ、追つて市の補助を請願する事
- 一、大體片付區域は焼跡町を限度とし、本人の申出に依りて之を施行する事

依つて此決議を同日開會の全員委員會に提出して、其承認を求めたるに滿場異議なく之を可決したり、是に於て災害地整理は愈々實行の時期に入り、赤坂區長の名に於て、金七千圓を以て其整理方を玉丸鶴吉に請負はしめ、木内元吉を保證人として、左の如き嚴重なる契約を締結したり。

契約事項

第一條 跡片付は大正十二年九月 日より、十五日間に完了すべし

第二條 請負人は日常現場に出張し、片付事業を擔當處辨すべし

第三條 災害地残存不用物を、悉く左の指定地域に搬出すべし

- 一、葵町東伏見宮邸外側
- 二、赤坂見附窪地

三、溜池日本自動車會社前より麻布に通ずる廣場

第四條 災害地片付の仕様は、大略左記の通りとするも、其實施に就ては常時主務吏員、又は災害地整理委員の指揮を受くべし

- 一、道路其他所々に堆積したる瓦、燒土、燒屑は全部指定地域に搬出するものとす
- 一、罹災者より搬出方申出ありたるもの前同斷
- 一、罹災者より搬出せざる様注意ありたるものは、搬出する事を得ず

一、其他搬出の事項に關しては、主務吏員又は委員の指揮を受くべし

第五條 請負金の支拂は、着手の日より五日毎に、片付完了部分を見積り、請負人の請求に依り支拂ふものとす

第六條 片付期間満了するも、検査の上未了部分發見の場合、請負人は無償にて搬出するの義務あるものとす

第七條 赤坂區長は左記の場合、契約の變更、解約又は中止を命ずる事あるも、請負人は之を拒むことを得ざる

- 一、本區の都合に依り、中止の必要を生じたる時
- 二、本市又は本區に於て、自ら搬出を爲すに至りたる時
- 三、請負人又は代理人に不正の行爲ありたる時

四、期間内に、終了の見込なしと認めたる時

五、前各號の外、本契約の精神に違背したる時

此場合に於ける請負金の支拂は、第五條に準じ支拂ふものとす

第八條 本契約其他實施上の疑義ある時は、災害地整理委員の決定に據るべし

右契約締結後、委員は左の刷物を配附し、又は揭示板を焼跡に建て、焼跡整理の事を周知せしむる様、努力したり。

焼跡片付は御希望に依り、無料で搬出しますから、御不用の方は、可成早く左の委員に御話し下さい、自然焼跡へ立入る事も、御合みを願ひます

片付後焼屑を道路に出せば、罰せられます

災害地整理委員

連 名

又た請負人は、直に準備を整へて整理に着手し、二十五六日頃には早くも一部の終了を見るに至りたれば、各委員は二十七日午前九時を期して、田町六丁目の焼跡に参集し、整理地及び捨場等の實地調査をなしたる上、契約事項第五條に依り片付完了部分を査定し、請負金の五分の一即ち一千四百圓を支拂ふ事に決定し、且つ請負人に對して左の注意を與へたり。

一、捨場亂雑ならざる様、注意する事

一、可成一區域毎に片付ける事

一、片付後の残存物も更に片付ける事

一、一ツ木通、田町中通等、交通煩雜なる處より進行する事

十月五日午前九時、各委員は又々田町六丁目焼跡に参集して、實地調査をなしたる結果、其後片付方完了せる部分極めて僅少ななるを以て、此日は請負金の内拂を見合せ、今後の成績に依り調査の上、支拂をなす事に決定す、九日午前九時、重ねて田町六丁目焼跡に参集し、片付方完了の地域を調査し、一千四百圓内拂の事に決定せり、夫より十七日、十九日の兩日も同く午前九時より田町六丁目焼跡に参集して整理地の調査をなし、完了部分に立看板をなし、且つ其際整理區域内各所に鈔からざる残存物を發見したるに付き、姑く請負金内拂を停止し置き、其片付完了を俟ちて支拂ふ事に決定したり、此の如く各委員は種々の方法に依り災害地整理に腐心苦慮するも、整理は兎角遅々として進行せず、着手より向ふ十五日間にて完了すべき豫定は、早く已に裏切られたるを以て、十一月五日午前九時、由町一丁目に参集し、實地調査をなしたる上、區役所に引揚げ、左の決議をなしたり。

一、焼跡片付方進行遅々として、何日間に終了せらるゝや頗る懸念せらるゝを以て、鞭撻する意味を以て、本日

は片付終了部分に對し、請負金の一部を支拂はざる事

斯く整理完了の部分まで請負金の支拂を停止し、各委員の態度飽まで強硬なるを以て、整理は日増に進捗し、十四日、二十二日の兩度、各委員の實地調査あり、略ぼ全部の完了を告ぐるに至りたれば、二十四日午前十時、赤坂小學校に於て最終の委員會を開き、先づ吉田委員長より、市當局に對し區長同伴にて整理費補助の陳情をなしたる顛末を報告し、夫より災害地整理は大略完了したるも、今後各地内より搬出さるべき、焼屑の處理を如何にすべきやに就き協議したるに、區理事者より、一と先づ整理終了と見做し、殘餘少量の焼屑は、區に於て道路費其他にて整理する事となしては如何との提議あり、一同之に贊同して茲に災害地整理を打切る事となし、吉田委員長より任務終了の挨拶ありて、各自退散せり。

斯くて整理を了りたる地域には、早くもバラツクの建築をなすもの相次ぎ、茫漠たりし焼野が原も何時しか市街を形成するに至りたり。

(三) 寄附金勸誘特別委員會 稀有の大震災火災に遭遇し、幸に其慘禍を免れたるものは、痛く同胞の不運に同情し、激震後早くも或は物品を寄せ、或は金錢を寄附し、人類共存の誠意を致す

もの勢からざりしも、獨り區内の罹災者のみならず、下町方面より多數の罹災者、晝夜を分たず陸續避難し來る現狀に鑑み、汎く篤志家より寄附金を募集し、一人にても、より多くの救済をなさんとの見地より寄附金勸誘特別委員會の設置を見るに至りたり、依つて各委員は九月十日午前九時より、赤坂小學校に於て會議を開き、慎重なる協議の上、左の如き協定をなしたり。

- 一、委員會の名稱は其儘とし、寄附は金錢に限らず、物品にても受理する事
- 一、委員は勸誘、並に申込取扱事務に従事する事
- 一、委員は見易き所に、左の如き立看板をなす事

「赤坂區罹災者慰問義捐金取扱委員」

- 一、寄附金勸誘の趣意書配附は、委員に於て町會、在郷軍人會等と連絡し、適宜に配附する事
- 一、一定の領收證を調製し、各委員之を所有し申込を受くる事

而して寄附金募集の趣意を周知せしむる爲め、汎く區内に左の趣意書を配附したり。

赤坂區罹災者慰問義捐金募集趣意書

大正十二年九月一日は、吾邦歴史のあらむ限り忘るゝ事の出来ない日となりました、此日午前十一時五十八分強震に續ぐに猛火を以てし、延焼百數十萬戸、死者數十萬人、流石に榮華を誇つた東京市も、一朝荒蕪たる焼野原と化し、その慘狀實に筆紙に盡しがたい未曾有の災害であります、本區も亦不幸にして此災厄を免かる事は出来ず、家屋倒潰約百五十戸、焼失約二千五百戸、死者約百名、傷者無数、其他他區より流れ込んだ罹災者亦十數

萬人、其困苦の状眼のあたり睹るに忍びないのであります、於是區會は協議會を開き、區内有志諸君の同情に訴へ善捐金を募り、此不幸なる罹災者を慰問したのであります、仰ぎ希くは此趣旨を御賛成下され、應分の御寄附あらん事を

- 一、御寄付は赤阪區役所、又は委員に御申込下され度
- 一、御寄附は金銭に限らず、物品にても苦しからず

寄附金勸誘特別委員

連名

左なきだに稀有の大惨事に遭遇し、見るに附け、聞くに附け、同情の念禁じ難かりし區内在住の篤志家は、各委員の眞摯なる勸誘に逢ひ、孰も競ふて寄附の申出をなしたれば、或は握飯、玄白米、梅干、澤庵、罐詰、佃煮、ビスケット、角砂糖、芋、梨、其他野菜類等の食糧品を始めとし、衣類、毛布、搔卷、座蒲團、其他寝具より果ては葉書、藥品及び茶碗等の食器に至るまで、其點數殆んど牧擧すべからず、物品の寄附人員のみにても忽ち二百三十餘名の多きに達したり、是等の物品は寄附を受くるに従ひて、直に救助に充當し、罹災者の慰問に勉むる中、何時しか九月を送り、十月も過ぎて、罹災者は追々其堵に安んずるに至り、少数者を除くの外、最早救助の必要を認めざるに至りたれば、十一月六日午後一時より赤坂小學校に於て委員會を開き、詫摩委員長より、寄附金勸誘の経過を詳述したる上、左の決議をなしたり。

一、寄附金募集は、十一月十五日を以て一と先づ締切り、區役所に引渡す事

前記物品の外、寄附金總額は六萬七千二百六十圓にして、此寄附人員一百六十四人を算するに至りたり、其一部は當時傷病者治療費等に使用したるも、大部分は、別に寄附金處分特別委員を選定し、其決議に基づきて處分する事となり、茲に本委員會の任務を終了したり。

罹災者慰問金品義捐者芳名

▲寄附金ノ部

六千圓	公爵九條家殿	千三十圓	塚本岩三郎殿	千圓	渡本義賢殿
六千圓	同一條家殿	千二十圓	藤倉伍一殿	千圓	齋藤紀一殿
五千圓	藤田政輔殿	千圓	赤星鐵馬殿	千圓	岩田宙造殿
五千圓	男爵三井家殿	千圓	苗村又右衛門殿	千圓	細川孝子殿
五千圓	吉川富吉殿	千圓	高橋義雄殿	千圓	侯爵木戶家殿
五千圓	岩崎俊彌殿	千圓	下條於菟吉殿	五百圓	山口略珠殿
三千圓	羽田如雲殿	千圓	畑英三郎殿	五百圓	松田登三郎殿
三千圓	子爵高橋是清殿	千圓	田口重一郎殿	五百圓	佐藤正男殿
三千圓	同青山忠精殿	千圓	今岡純一郎殿	五百圓	原田六郎殿

三	富田敬一殿	二	圓	山川昇殿	一	圓	中尾次郎殿
三	村田峰次郎殿	二	圓	市川維治殿	一	圓	島田藤雄殿
三	末吉保馬殿	一	圓	慶應學生殿	一	圓	中根某殿
三	辰馬猛殿	一	圓	無名氏殿	五十	錢	小關磯吉殿
二	高橋淺次郎殿	一	圓	岩田次郎殿	六十五	圓	模範看護婦
二	ふじ子殿	一	圓	丹後町有志殿	三十五	圓	會員一同殿
二	倉橋藤三郎殿	一	圓	無名女殿	合計	六萬七千二百六十一圓	同會主田家準子殿
二	秋田平八殿	一	圓	無名女殿	寄附人員	百六十六人	
二	牧野平吉殿	一	圓	小林文次郎殿			
二	三浦萬次郎殿	一	圓	藤倉政郎殿			

▲物品寄贈の部

梅干二貫目	金子庄八殿	芋三貫目	佐藤清藏殿	玄米六俵	鹽野西藏殿
澤庵一俵	小林吉五郎殿	角砂糖一箱	竹田忠臣殿	ビスケット	木村屋殿
鑲詰三二個	近藤直助殿	白米三斗	直井留五郎殿	六斤	平田忠七殿
同二五個	井上ふじ子殿	鑲詰五個	安藤周藏殿	白米一俵	津野徹殿
白米二俵	平田忠七殿	同三五個	成瀬友吉殿	浴衣一包	朝田トキ殿
浴衣一包				玄米一斗	
白米一斗					

支米百六十俵、澤庵十樽、野菜一荷車	根津久良子殿	衣類二十點	橋本康夫殿	衣類一包	關千城殿
衣類四十點	石橋慶市殿	漬物十樽、蒲團二十枚、茶碗二百、洋皿百	吉田亦次郎殿	寢具三枚、衣類一箱	成田鍊之助殿
同三十點	上野たせ殿	衣類一包、鹽一俵	岩田文次郎殿	衣類五點	増谷麟殿
白米一斗	森田茂吉殿	葉書二千枚	赤坂郵便局殿	同五點	竹尾晋殿
衣類十九點	西村けん殿	衣類一包	星野章殿	同七點	八田さみ殿
同	黒川欣一殿	敷物三枚	瀧野龜之助殿	同三點	松野信次郎殿
同	鈴木福次郎殿	衣類三十六點	江木翼殿	同六點	板野勝憲殿
ビスケット一包	鈴木永製菓株式會社殿	衣類一包	菰田正一殿	同十九點	小株二太郎殿
ミルク三箱	女子學習院殿	同	楠田淑子殿	同二十點	吉村英吉殿
藥品三十餘點	富岡肇吉殿	同	楠田淑子殿	同十七點	長松篤梁殿
佃煮一樽	上野看護婦會殿	同	下條まさ殿	同十四點	鈴木數太殿
毛布衣類三十餘點	岡山岡次郎殿	同	石光眞儀殿	同八點	川邊わか殿
野菜五籠	佐藤正男殿	同	安藤某殿	同二點	岡部あき殿
毛布四十枚	高橋民次郎殿	洋服一着	香川某殿	同十點	津田金次殿
白米五升	久野殿	衣類一包	廣瀬大橋殿	同	今泉らく殿
梨二百五十個	鈴木伊兵衛殿	同	岩城鶴殿	同	尾崎八重子殿
新聞紙一車	坂口シズ殿	同	北留問友治殿	同	尾崎八重子殿
薪五十束		同		同	宮崎幸五郎殿
浴衣一包		同		同	若井むつ殿

衣類六包	渡邊茂兵衛殿	衣類一包	谷本伊太郎殿	衣類六點	辻せき殿
撥巻一枚	宮崎幸五郎殿	同 一包	増田新太郎殿	同 九點	柿原看護婦會殿
衣類一包	丸山ぬい殿	同 一包	荒井屋殿	同 二十一點	志賀潔殿
同 一包	橋本幸殿	同 一包	倉澤とり殿	同 十五點	大内愛七殿
同 一包	永井亦七殿	同 一包	平澤清治殿	同 八點	石垣辨七殿
同 一包	田中清三郎殿	蒲團一枚	鹽田こま殿	同 一包	河島右一殿
同 一包	坂井清太郎殿	坐蒲團二枚、振	同 人殿	同 一包	齋藤岩次郎殿
同 一包	稻垣瑞穂殿	寢具三組衣類一包	同 鷹殿	同 一包	宮入清市殿
同 一包	山口叶殿	衣類一包	前田はる殿	同 一包	堤某殿
同 一包	河野恒三殿	同 二包	伯爵正親町殿	同 一包	齋藤紀一殿
同 一包	奥八郎兵衛殿	同 三十點	畑良三郎殿	同 一包	岩本桂次殿
同 一包	黒川敏二殿	外套四枚衣類六枚	市原純殿	同 一包	猪鹿谷徹市殿
同 一包	北岡才五郎殿	蒲團三枚	山田一同殿	同 一包	五成木愛之助殿
同 一包	飛山長吉殿	浴衣六枚	無名氏殿	同 一包	菅沼明二殿
同 一包	五味輝男殿	衣類一包	初谷鐵太郎殿	同 一包	鹽井順司殿
同 一包	磯硯殿	同 二包	清原幹貞殿	同 一包	山本孫太郎殿
同 一包	半田貞五郎殿	同 十一點	同 貞殿	女洋服一包衣類	伊達家殿
同 一包	中尾四郎殿	洋傘一本	阿部世人殿	衣類一包	無名子殿
同 一包	戸谷貞吉殿	衣類二十一點			島田こま殿

(四) 木材拂下に関する特別委員會 災害地の整理に關聯して、直に其必要を感ずるは木材の供給なり、家屋焼失者に對する當面の救済方法としては、廉價に木材の拂下をなし、速に假住

衣類一包	高橋染物店殿	衣類一包	黒川欣一殿	衣類一包	川上半三郎殿
同 一包	渡邊孫惣次殿	同 一包	田中清忠殿	同 一包	村原いさ殿
同 一包	伊藤正七殿	同 一包	高桑録吉殿	蒲團一枚	宮崎幸吉殿
同 一包	小林某殿	同 一包	長富鈴殿	衣類二點	野本雄吉殿
同 一包	岸田芳雄殿	同 一包	橋本俊亮殿	同 一包	山内長一殿
同 一包	澤村助三郎殿	同 一包	若井夏三殿	同 一包	無名子殿
同 一包	松井玉太郎殿	同 一包	門余源七殿	同 一包	赤塚泰殿
同 一包	長田正雄殿	同 一包	中田芳次郎殿	同 一包	大久保新吉殿
同 一包	五井住佐殿	同 一包	川上通殿	同 四十三點	松井三郎殿
同 一包	池田清次郎殿	同 一包	小堀作之進殿	同 二十五點	藤井較一殿
同 一包	岩崎喜市殿	同 一包	北條重作殿	同 六點	松井三郎殿
同 一包	集瀬兼太郎殿	同 一包	伊藤美作殿	座蒲團十五點、布團四枚、毛布一、衣	志岐信太郎殿
同 一包	安岡徳助殿	同 一包	横尾多吉殿	類一包	一條家外六十餘名
同 一包	加藤龜四郎殿	同 一包	松田貞次殿	握飯其他	
同 一包	岡本和子殿	同 一包	伊藤勝殿		

宅の建築をなさしめざるべからず、豫て建築材料蒐集に腐心し居たる臨時震災救護事務局にては、先づ木材拂下の方針を決定し、東京市割當の木材を市に交附したるに依り、市當局は

- 一、建築材料は、各區焼失戸數に比例して分配す
 - 二、各個人への配給數量は、一人一戸拾坪に當る數量を限度とす
 - 三、配給希望者は區長に申込み、區長は其目的の爲に組織せる委員會の意見を聞き、之を決定する事
 - 四、前項の手續を了したる時は、區長に於て拂下用材料に依りて建築すべき坪數を記載せる證書を交付し、最寄本材料供給所に至り、代金引換に材料を引取らしむる事、引取に要する費用は引取者の負擔とす
- との配給手續を決定して通牒し來りたり、是に於て九月十五日開會の區會協議會に於て、木材拂下に關する特別委員五名を選定して之が準備中、十七日、更に赤坂區の焼失家屋を三千八百五十一戸と假定し、第一回の木材割當數量一千二百七十四石に決定したる旨通牒ありたり、此日木材拂下に關する特別委員會も又た其第一回會議を開き、慎重協議の上、左の事項を協定したり。
- 一、家屋臺帳に依り、焼失家屋戸數、及坪數を調査する事
 - 二、右調査に依り、一個所一戸の坪數を左の通り區分する事
 - 七拾坪以上を甲とし、拂下坪數を十坪とす
 - 五拾坪以上を乙とし、拂下坪數を七坪とす
 - 五拾坪未満を丙とし、拂下坪數を五坪とす

三、家屋所有者に限り拂下を認め、焼失區域に必ず建設するを條件とす

四、願書の様式を制定する事、様式に就ては川久保、野口兩委員の指揮を乞ふ事

五、本委員會は毎日開議する事

之より委員會は連日開會し、木材拂下に關する調査、又は準備に餘念なく、先づ焼失家屋戸數、及び坪數は左の如く決定したりき。

赤坂區内焼失家屋坪數別棟調

坪數別	新町	田町	溜池町	福吉町	靈南坂町 葵坂町	計
十坪以下	六六	一〇三	三五	〇	三九	二四三
二十坪以下	一一八	一七三	五二	一	二五	三六七
三十坪以下	七〇	一四六	六〇	〇	二二	二九八
四十坪以下	三八	一〇四	四二	一	一八	二〇四
五十坪以下	一八	四八	二六	〇	四	九六
六十坪以下	八	二八	一九	〇	九	六四

七十坪以下	二	〇	〇	〇	〇	〇	一	四
八十坪以下	〇	七	〇	〇	〇	〇	一	〇
九十坪以下	一	六	四	〇	〇	〇	三	一
百坪以下	〇	五	五	二	〇	〇	二	一
百坪以上	一	一	二	六	一	三	〇	三
合計	三二二	六五〇	二七九	二	一三四	一	三八七	

其間、市當局は屢々通牒を發し、或は建築材料價格決定の事を告知し、或は材料配給所の開始、又は増設に關する通知をなし、或は假住宅の構造略圖を附して材料配給の標準を告示するなど、執掌頗る努むる處ありたり、本委員會に於ても川久保、野口兩委員の指揮に依り、木材拂下申込書には焼失場所、焼失前の家屋坪數、所要材料の坪數、申込本人の住宅、貸家の區別、申込本人の家族數等を記載せしむる様、其様式を決定したるを始とし、着々各種の準備を整へたる上、十九日に至り更に右の事項を協定したり。

- 一、協定事項を揭示宣傳する事
- 一、木材拂下願書は、九月二十八日受附を締切る事

- 一、受附願書を取纏め、抽籤に依り拂下許可證明書を交付する事
- 一、願書は各焼失前坪數に依り、左記甲、乙、丙三號に分ち、抽籤を行ふ事
 - 甲 號 拂下坪數五坪 燒失前の建坪三拾坪未滿
 - 乙 號 拂下坪數七坪 燒失前の建坪三拾坪以上
 - 丙 號 拂下坪數拾坪 燒失前の建坪七拾坪以上 (以上九月十七日決定のものを改正す)
- 一、出願者は家主に限る、貸家壹棟は一戸と見做す (所屬建物は本家に包含す)
- 一、抽籤方法左の如し
 - 一、抽籤の日時 大正十二年九月三十日午後一時
 - 一、抽籤の場所 東京市赤坂區役所
 - 一、出願人は必ず本人出頭抽籤の事
 - 但し止むを得ざるもの限り、委任狀に依り代理を認む
 - 一、抽籤管理者 東京市赤坂區長 中 野 浩
 - 一、抽籤立會人 木材拂下に關する特別委員

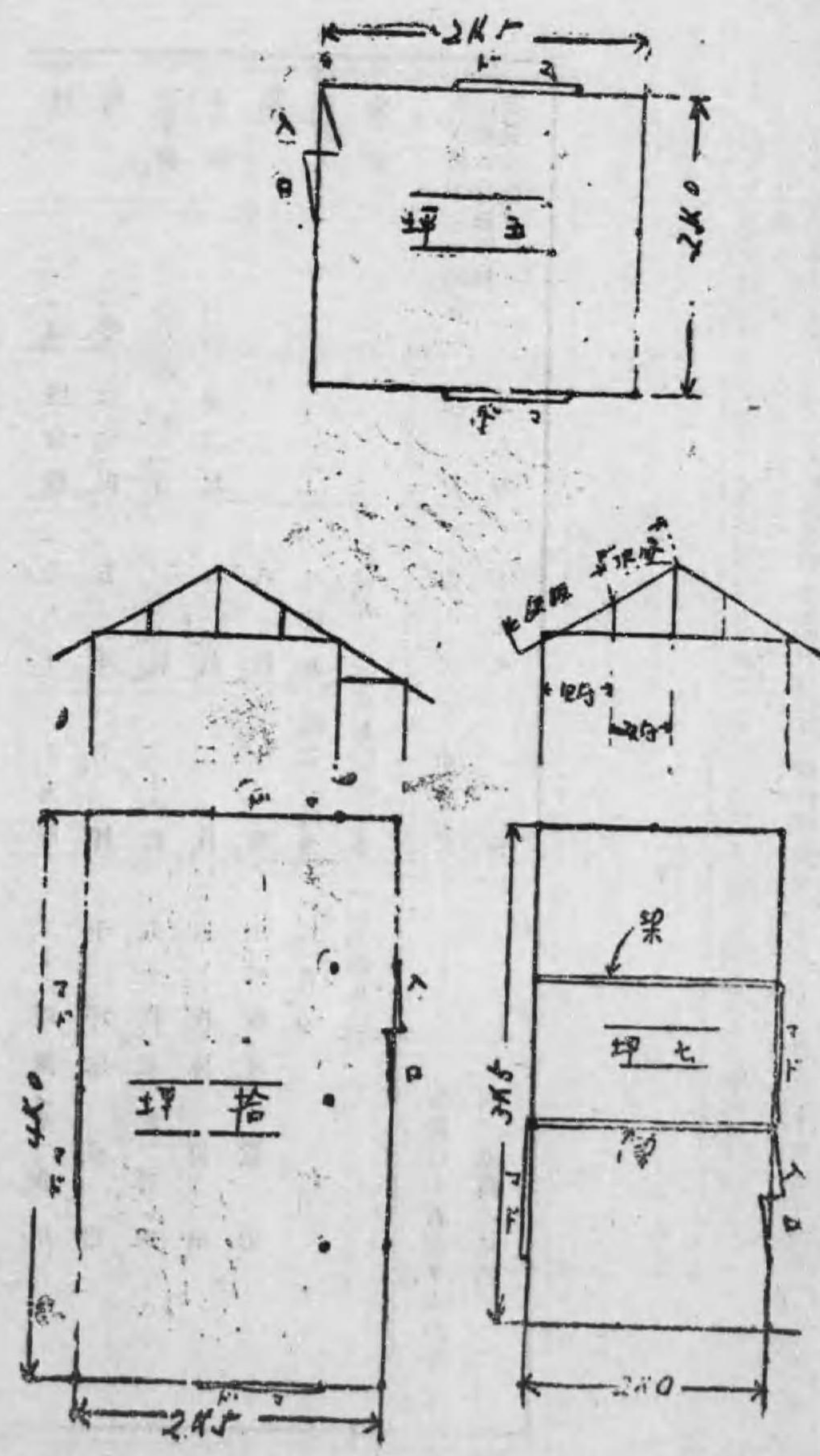
即ち十七日の協定にては、燒失前の建坪五十坪以上七十坪未滿のものに七坪、五十坪未滿のものに五坪の木材拂下をなす筈なりしも、今回改訂して三十坪未滿のものに五坪、三十坪以上七十坪未滿のものに七坪の拂下をなす事となしたり、彼の木材拂下標準を五坪、七坪、十坪の三種に限定したると共に、右委員會が區内の事情を參酌して、細心の注意を拂ひたる結果なるべし、依つて以上

生 子 板 不 足 の 場 合 は 松 六 分 板 下 欄 の 数 量 を 渡 す	総洋釘大小				
	合 計	蓮 板	平 板	生 子 板	同 松 板
五 六 枚			六 尺 巾 三 尺	六 尺 巾 二 尺 二 寸	一 間 六 分 板
七 七 枚	五 石 五 一 〇	三 貫 匁	八 枚	一 枚	二 十 五 枚
一 一 六 枚	八 石 〇 三 一 五	四 貫 二 百 匁	十 一 枚	二 枚	三 十 六 枚
	一 〇、 四 八 〇	六 貫 匁	十 八 枚	三 枚	五 十 枚
四、五圓の見込			座 敷 用	棟 包 用	屋 根 葺 用
					床 張 用
					側 壁 張 用

假住宅用内譯

の協定事項を或は揭示し、或は宣傳して一般罹災者に周知せしめ、且つ拂下申込者の参考に供する爲め、左の如き用材の石數、及び假住宅構造略圖を附したる刷物をも配附したり。

品 種	長 サ	太 サ	五 坪			七 坪			十 坪			摘 要
			數 量	丁	本	數 量	丁	本	數 量	丁	本	
同 杉	二 間	三 寸 角	二 十 五 本	〇	〇	二 十 八 本	〇	〇	四 十 本	〇	〇	柱、桁、梁、足堅メ大引用 (足堅メ大引は二つ割使用)
同 松	二 間	三 寸 五 分 角	〇	〇	四 本	〇	〇	八 本	〇	〇	小屋束及柱根用	
同 杉	十 尺	三 寸 角	〇	〇	四 本	〇	〇	五 本	〇	〇	梁用	
同 松	二 間	六 本 三 寸	二 十 四 本	〇	〇	三 十 本	〇	〇	二 本	〇	〇	同
同 杉	一 間	三 寸 敷 居	六 丁	〇	〇	八 丁	〇	〇	四 十 三 本	〇	〇	間柱根太用
同 杉	一 間	大 小 割	四 十 本	〇	〇	四 十 四 本	〇	〇	十 丁	〇	〇	窓入口用(品不足の時は二 間の三寸角二つ割造)
同 杉	二 間	大 貫	二 十 丁	〇	〇	三 十 三 丁	〇	〇	五 十 四 本	〇	〇	建具用
									五 十 四 丁			押縁及棟押其他用



兎角する間に抽籤期日接近したるを以て、左の通り拂下規程を決定せり。

建築用材富區へ配給額定額は壹千貳百七拾四石にして、到底罹災者全部の申込に割當て得ざる少額なるを以て九月十九日木材拂下に關する特別委員會の協定事項を參酌し、左記方法に依り申込者の抽籤を行ひ、當籤者を拂下許可人と定む

一、本區、配給額壹千貳百七拾四石

一、拂下申込總石數貳千五百貳拾六石九合

一、申込數壹石に對し、配給し得べき歩合(〇、五〇四)右比例を各號の申込人員、並に石數に乗じ、其配給の割合を定む

種別	割當石數	口數
甲號五坪	四五一、八	八二
乙號七坪	六〇二、三	七五
丙號拾坪	二二〇、〇	二一
計	一、二七四、一	一七八

一、申込書締切
一、抽籤

大正十二年九月二十八日午後三時
大正十二年九月三十日午後一時於區役所

申込總數を各號に區分し、各號の數に應じ抽籤を作製し、籤中區長印を押捺しあるものを以て當籤とし、當籤者に證明書を交付するものとす

此手續が、申込締切後、抽籤執行間際に於て規定せられたる事は、其文意に於て明瞭なり、斯くて愈々抽籤當日たる三十日に至れば、定刻前より抽籤者蟻集し、係員數名頻に之が整理に勉む、抽籤管理者中野區長、立會人吉田委員長、川久保、森島、中西、野口の各委員は、先づ抽籤方法、及び之に關する一件記録を閲覽し、且つ抽籤數を檢算したる上、抽籤は成るべく本人をして之を行はしめ、止むを得ざる場合は本人の委任狀、又は印章を持參せる代人に限りて、抽籤をなさしむとの協定をなし、夫より各委員部署に着き、振鈴の響きと共に抽籤を開始したり、其結果拂下出願者總數三百五拾三件の内。

- 一、本人抽籤せるもの 貳百五拾八件
 - 一、委任狀携帯の代人抽籤せるもの 七件
 - 一、立會委員にて代理者と認め抽籤せしめたるもの 貳拾四件
 - 一、本人代人とも出頭せざるもの 六拾四件
- 右抽籤に依り當籤せるものには直に證明書を交付し、且つ左の注意書を配付したり。
- 一、木材は沙留配給所にあります

一、トタン板の無い場合は、代用品として松の六分板で渡されるでせう。

一、材料は、配給所で代金引換に受取る事
 値段は大凡五坪分百貳拾圓位、七坪分百七拾圓位、十坪分貳百參拾圓位

一、材料引取費用は、各自負擔の事

一、配給所は配給能力に限りがありますから、一時に多數の御引渡しが出来ませんから、當區の分は二日、三日、四日の三日に致しますから、證明書に記載の日に配給所に御出下さい

當籤者の便利を謀り、用意極めて周到なり、夫より本人代人とも出頭せざる分に對する殘籤を、如何に處置すべきやに就き協議を開き、右は委員に於て代籤し、當籤者を門前に揭示する事に決定し、各委員交互に代籤して六拾四件の當否を決定し、茲に第一回木材拂下を了りたり、當日の抽籤總件數三百五十三件の内、當籤百七十八件にして、之を類別すれば左の如し。

甲號五坪の分	百六十三件	内 當 籤	八拾貳件
乙號七坪の分	百四十八件	内 當 籤	七十五件
丙號十坪の分	四拾貳件	内 當 籤	貳拾壹件

十月十六日、市當局は、木材拂下の總人員約二萬四百人に對し、已に一萬三千九百人の配給を了したる處、材料着荷不揃の爲め、板及び亞鉛引鐵板剩餘を生ずる見込に付き、左記方法に依り配給

すべき旨、通牒し來れり。

- 一、板（並、四分、六分、八分）壹萬石、亞鉛引鐵板拾萬枚を、區及び隣接町村焼失戸数を標準として、別表の通り區及び町村へ配給す
- 二、配給を受くべき者は凡て罹災者に限り、賣買の目的を以てする向は、罹災者と雖も之を分配する事を得ざる事、區自ら引取り更に之を分配する場合も、同様の取扱を爲すべき事
- 三、區長及町村長は、前項配當額の範圍内に於て必要の程度を認定し、配當數量を記載せる證明書を發附し、代金引換に市に於て現品を交付する事、此場合に制限を附せざるに付、自家用以外に使用するが如き弊なからしむる事
- 四、區及町村は其便宜に従ひ、割當數量の全部を引取り、區又は町村に於て各人へ配給をなさんとする向は區長又は町村長の引渡請求に依り拂出を爲す事、此場合に於ても代金引換に受領する事
- 五、引渡場所及期日

明石町配給所

本月末日限の事

而して赤坂區の割當は、罹災戸數二千三百六十九戸として、板類五十六石、亞鉛引鐵板五百五十五枚なり、依つて十九日、二十日の兩日赤坂區役所に於て、委員會を開き、左の協定をなしたり。

- 一、當區へ割當の板類及び亞鉛引鐵板は、明石町配給所より當區へ現品の引取をなす事
- 一、右に要する代金は、一時寄附金中より立換をなす事
- 一、拂下を受くべき者は、當區に於ける焼失罹災者に限る

- 一、罹災家屋所有者一人に付き一件とす
- 一、一人の拂下額左の通りとす

板類（何種類を問はず）

貳 束

拾 杖

亞鉛引鐵板

- 一、配給材料少額なるを以て、第一回建築材料拂下落籤者壹百八名、申込受附日の間に相當積算を置き、受付日指示の通知をなし、當日先着順に之を拂下ぐるものとす

區理事者は此決議に基づき、亞鉛引鐵板は一枚一圓八十錢、又た四分板四十六石の内三百坪は坪當り一圓三十錢、二百十坪は坪當り一圓三十九錢、板割十石四十六坪は坪當り二圓九十九錢にて、明石町配給所より現品を引取り、且つ第一回拂下の落籤者一百八名に對し、二十六日附を以て左の通知書に、拂下申込書用紙を添へて發送したり。

建築材料第一回拂下抽籤の落籤者に限り、板類及亞鉛引鐵板を左記に依り、當區に於て拂下可致候に付、御希望の向は御申込相成度候也

- 一、申込期日及時間 大正十二年十月一日午前九時より午後二時迄
- 數量に限りあり、全部の方の希望を満たす事能はざるやも難計に付、申込先着順に當日拂下人を決定の事
- 一、現品は申込の翌日、代金引換に引渡す事
- 板類には幾分の品差あるも選擇を許さず、當方庫出順に引渡す事

- 一、材料の代價並に大凡の重量
 - 四分板蝦夷松壹束 (二坪分) 七八貫位代價二圓七十八錢
 - 板割二間物蝦夷松壹束 (一坪分) 十一、二貫位代價二圓九十九錢
 - 亞鉛引鐵板 壹枚 (平坪) 壹貫百匁位代價壹圓八十錢
- 一、一人の拂下量

板類

參 東

亞鉛引鐵板

拾 枚

拂下を受くべき者は、自己の建築用材に充る者に限り、賣買の目的等のものには許可せざるものとす
之と同時に左の如く、拂下規程を決定す

申込受付に關する事項

- 一、申込受付當日は、午前九時より到着順に番號札を渡し、其番號順に名簿へ對照、申込書を受附くるものとす
 - 一、亞鉛引鐵板は申込人五拾人を以て打切とする事
 - 一、板類は百人を以て打切る事
 - 一、申込締切後、拂下許可證を交附する事
- 物品引渡に關する事項
- 一、物品引渡當日迄に、亞鉛引鐵板貳拾五枚一束となり居るものを一束拾枚宛に縛直し置く事
 - 一、板類品質に等差あるを以て、可成公平に行渡る様取交せ引渡す事
 - 一、會計掛へ拂下許可證を示し、代金納入をなさしむべき事
 - 一、會計掛より拂下許可證に代金納入済の證を受け、之を現品交附掛へ提出、現品の交附を受くるものとす

- 一、提出せる拂下許可證は本人に交附せず、現品交附掛に於て之を保管する事
- 一、引換渡済現品は、倉庫附近に堆積せしめず、直に運搬せしむる事

斯くて拂下當日の十一月一日に至り、落籤者一百八名盡く拂下を希望し、多少の混雜は免れざるものと覺悟し、諸般の設備を整へ待受け居たるに、事實は全く之に反し、午後二時の締切時間迄の申込人員僅に四十名にして、拂下高は四分板七十九束、板割四十束、亞鉛引鐵板二百九十五枚に過ぎざりき、因みに拂下殘品四分板百七十六束、板割六束、亞鉛引鐵板二百六十枚の處置に就きては、十一月六日、第二回木材拂下に關する委員會に於て協議したる結果、十三、十四の兩日第二回木材の拂下と同時に、家屋焼失者に限り希望數量の拂下をなす事となりたり。

市當局は更に第二回木材拂下をなす準備として、十月十二日第一回木材拂下の時、證明書を交附したる人員、其坪數、拂下願書留保人員、今後拂下希望見込人員の報告を徴し、且つ今後拂下希望見込人員は第二回配給の目標となるべきに付き、可成實際に近き見込を附する様、注意し來りたり依つて區理事者は之に對し十四日附を以て、證明書發附人員百七十八、其總坪數千百四十五坪、拂下留保人員百七十五人、今後拂下希望見込八員百五十人なる旨、回答し置きたる處、十月三十日、市

當局より左記各項に依り、十一月一日第二回木材配給を開始する旨、通牒し來れり。

- 一、第二回配給は主として、本市購入材料を以て之に充つ
- 三、本市購入材料は北海道、愛知、靜岡地方より購入せるものにして、其材種は第一回同様主としてエゾ、トドに屬するも、仕入原價並に運賃等の關係上、第一回に比し賣捌値段割高なり
- 三、第二回拂出總石數約七萬石とし、別表の通り各區及郡へ配當す
- 四、前項木材の外、亞鉛引平板三拾萬枚、釘四千樽（十六貫目入一樽十七圓十錢）を別表の通り配當し、尙金銀（一個十二錢及二十五錢の二種なり）四千八百個及杉皮八萬六千束（一坪二十八錢）を木材の拂下を受くるものの内、希望者に賣却す
- 五、受配者は一人十坪を限度とし、委員會の意見を聽き決定する等、第一回配給の方法に依り之を定むべきも、賣買の目的に供せざる限り、事務所又は商店用に供するに於ては、右制限を超過するを妨げず、尙第二回の配給は先づ以て第一回の配給を受けざる者に對し證明を與ふる等、之が取扱の公平を期し、第二回配給證明書へは總て「第二回」の記號を明記せられたき事
- 六、第二回配給は板、柱類の調節を計り仕入をなしたるものなるも、着荷並に殘品處分の都合上、或種の用材のみを限定したる拂下請求に應じ得べき見込なるを以て、配當石數の範圍に於て、其種類數量を記載せる證明書を附與せらるゝも差支なし、但し配給の調節上支障ありと認むる場合は、其數量を減じ又は附絶する事あるべき事
- 七、代金は總て即納とす
- 八、配給所は明石町、濱町及兩國の三配給所とし、其管區は左の如し、各配給所に於ける繁閑を調和する爲め、

證明書へ指定配給所を明示せらるべき事

明石配給所	神田、麴町、京橋、芝、麻布、
濱町配給所	赤坂、四谷、牛込、小石川の各全部
兩國配給所	日本橋、本郷、下谷の各全部 淺草の半部及郡部 本所、深川の各全部、淺草の半部

九、區に於て配當總量を取纏め引取らるゝも妨げなし、町村配當量は郡又は町村に於て取纏め引取らるゝ事、此場合何れも代金即納とす

一〇、第二回配給は十一月二十五日限りとし、以後は配給未了の分と雖も打切とす
一一、第二回配給材料は、殘品處分並に其精算、特に迅速を要する事情あるを以て、配當數量に對し過剩を生ずる見込ある向、並に期限内に引取難き向は、十月十日限り其旨申報せらるべき事

而して別表に於て赤坂區は、千分率の七として木材四百九十石、亞鉛引平板二千百枚、洋釘二十八樽を配當し來りたり、依つて六日午前十時、赤坂區役所に於て委員會を開き、其配給方法に就き左の決議をなしたり

- 一、當區内震火災家屋所有者に對し、第二回建築材料拂下を爲す旨の公告を、區内要所數十個所に掲示する事
- 一、拂下許可は申込者の先着順に、建築材料十坪を限度とし、許可するものとす
- 一、建築材料拂下を許可せるものには、拂下許可證書を交附し、現品は明石町配給所より、直接配給を受けしむ

るものとす

區理事者は例に依りて、此決議に基づきて拂下規程を定め、且つ拂下期日を十三日、十四の兩日午前九時より午後三時迄と決定して、之を區内各所に掲示公告したり、聽て拂下期日の十三日に至り、受附開始の午前九時迄に拂下希望者十八名出頭したれば、先着順に依りて拂下許可書を交附したる上、十坪の假住宅に要する用材の數量、用途、單價、及び其總價格は蝦夷材にて家根共三百圓位、杉材にて三百六七十圓位なる旨等を、記入したる用材引取注意書を配附したり、午後二時に至り豫定の四十六名に達したれば、木材賣切の掲示をなし、更に十四日は亞鉛引平板、洋釘等の拂下を續行したり。

次ひで二十日午前九時委員會を開き、吉田委員長より、木材拂下の經過を報告したる上、賣残り木材の處分に就き協議をなし、結局希望者に適宜分割賣却することに決定せり、十二月二十日、市當局は第三回木材其他建築材料販賣に就き、今回は買受人の資格を限定せず、明年三月迄何人にも販賣する旨、通牒し來りたれば、販賣品目と共に之を掲示して一般に公告し、希望者は隨意に明石町、濱町、兩國の配給所に赴き所要の用材を買取らしむる事となし、茲に建築用材拂下の一段落を告

けたり。

(五) 寄附金處分に関する特別委員會

十二月十五日午後四時、赤坂區役所に於て寄附金處分に関する特別委員會を開く、訖摩委員長始あ吉田、杉田、梅生の各委員出席の上、藤原議長、中野區長之に参加し、先づ中野區長より参考として麻布區に於ける寄附金處分率を報告し、次より各委員の意見を交換したる上、左の通り決議したり。

- 一、恩賜金の標準率に依り、寄附金六萬圓内外を罹災者に交附する事
- 一、負傷者は不具癡疾の程度とし、其交附金額は全潰者と同額とす
- 一、右見舞金は、可成本年内に交附する事
- 一、包紙は糊入紙とし、水引を懸け「御見舞、赤坂區」と記載する事
- 一、其他細事は、總て區長に一任する事

區理事者は委員會の決議に基づき、恩賜金の標準率に依り六萬圓を罹災者に割賦し、結局

死者	三十圓	全	癡	二十三圓
全潰	十五圓	不具癡疾者		十五圓
半燒半潰	七圓			

づ、を見舞金として、贈與する事に決定したり。

(六) 各委員會の概要 上記各委員の外、暴利取締調査、官公署陳情、慰問、鮮人バラツク火災保険金請求、罹災報告編輯の六特別委員及び最後に設置されたる復興に關する交渉委員あり、中にも暴利取締、官公署陳情、鮮人バラツクの三特別委員會は川久保源治之が委員長として、執筆大に勉むる處あり、區内の奸商往々暴利を貪るものありと聞くや、直に

空前の災害に際し暴利を貪る者あるときは其氏名を當委員に申出でらるべく區民協力直に制裁を加ふべし

とのポスターを調製して、之を區内の要處に貼附し、其警告に怠らず、又た官公署陳情に就ては九月十日、同二十五日、十月十日等に委員會を催し、或は救助品に關し、或は放火強盜取締に關し夫々協議を凝らしたる上、陳情運動に勉むる處あり、現に毛布の給與數を増加したるが如き、其活動の結果なりと稱せらる、鮮人バラツクに關しては別に記録の徴すべきものなきも、曩に習志野收容所に送附したる鮮人約千二百餘名を、九月二十日に至りて神宮外苑のバラツクに送還する事となりたるより、不逞鮮人騒ぎに危惧し居たる赤坂、四谷兩區民は再び不安の念に駆られ、猛烈なる反對運動をなす事となりたれば、遂に區會協議會の開會となり、本特別委員の設置となり、其結果朝鮮總督府に交渉して、未送還の分を中止して、以て人心の動搖を防止したり、慰問特別委員は其名

稱の如く、罹災の區名譽職其他を慰問する爲め設置せられたるものなれば、九月五日藤原俊雄を委員長に選定し、直に慰問に取掛り日を出でずして其任務を終了したり、火災保険金に關する特別委員は最初梅尾十七生之が委員長として、各區の委員と聯絡を保ち、熾に運動する處ありたるも、不幸にして火災保険に對する政府の救済案政争の具に供せられ、衆議院に於て擯潰となりたるより、特別委員の運動繼續に就き異議を挟むもの多く、梅尾委員長より一と先づ辭任の申出ありしも、十二月二十六日委員を改選したる上、引續き委員長として其衝に當る事に決定し、各區聯合して熱烈なる運動をなし、遂に保險會社に對する政府の貸附金となり、保險加入者に對する會社の見舞金となりて、本問題の大團圓を告げたるは、己に周知の事實なるのみならず、事は各區に關聯して、赤坂區委員の行動をのみ抄記し難きを以て、茲には之を省略する事となしぬ、罹災報告編輯特別委員は野口本之助之が委員長となり、大正十三年一月二十七日委員會を開き、詫摩、高橋兩委員の外藤原議長、奥野主事等列席の上、編輯に關する大體の方針を決定し、其結果本誌の編纂を見るに至りたるものなり、右の外十二月二十六日の協議會に於て選定せられたる復興に關する交渉委員ありて、現に復興に關する諸般の交渉に執筆しつゝあり、其氏名は左の如し。

復興に關する交渉委員 (七名)

- 川 久 保 源 治
- 森 長 治
- 藤 原 俊 雄
- 詫 摩 武 彦
- 杉 田 龜 太 郎
- 梅 尾 十 七 生
- 吉 田 勘 右 衛 門

第五章 追悼祭と恩賜金

▲ 遭難者大追悼祭

赤坂區大震災遭難者追悼祭は、大正十二年十二月九日午前十時、區内府社水川神社境内に於て執行せられたり、去る五日の區會協議會に於て選出せられたる各特別委員は、連日之が準備に鞅掌したる結果、午前九時には早くも祭場内外の設備を了り、其地や清爽、而も年經たる常磐木の森に圍まれ、織塵飛ばず、幔幕長く地に垂るゝ處、其神々しさ云はん方なし、定刻、中野區長以下の主

催者先づ着席すれば、次ひで來賓及び遺族肅々として其席に着きぬ、斯くて齋主齋員着席の上先づ修祓の式あり、被主被詞を敬白し、一齋員大麻を執り、一齋員鹽湯を捧げて不淨を祓ふ、夫より愈々招魂の式に入れば、警蹕の聲と共に、神代ながらの首搔の響きいと妙へなり、參列者一同起立して表敬する中に、奉幣、献饌、祭詞等、順を逐ふて取行はれ、敬虔なる奉仕、清鮮なる羨薦、流石に稀有の大震災災に虐げられし幾多の遭難者在天の靈も、髣髴として來享くるの想あり、此時主催者總代として中野區長は恭しく左の追悼の辭を捧讀す。

大正十三年十二月九日、不肖浩等水川神社の神前に於て、地を清め壇を設け、大震災災遭難諸氏の爲に、恭く追悼の式を擧げ、其英魂を祭る、顧みれば去る九月一日は抑も如何なる凶日ぞ、夜來の風雨漸く止み、一天清朗人皆眉を開くの時、時正午に迫り、轟然たる響、四境を歴し、瓦壁落ち家屋倒壊す、眞に天柱折れ地維裂るの感あり萬人色を失ふ、忽ちにして火災各所に起り黒煙天に沖す、烈風猛火を煽り、炎々たる紅焰縱横に市街を燒燼し、滿都宛ら火の海と化せども、水道斷絶して用を爲さず、民衆四方に逃散し、老若救ひを求むれども、父子助くるに由なし、爆音頻りに響き、餘震屢至る、火滅せざること三晝夜、帝都の大半を燒き拂ふて火漸く熄み、死屍累々たり、之が爲に家を失ふ者實に百五十萬、歿死者拾萬を算するに至る、斯くして壯麗雄美を極めたる帝都の偉觀も、倏忽として廢墟に歸し、一望十里荒涼素漠、古の武藏野の原と化せり、帝都以外の關東各縣亦彷彿たり此の如きは有史以來未だ曾て類例を見ざる處にして、酸鼻の極、禍害の大、到底人智の想像し能はざる處なり、されば我赤坂區に於ても不幸にして此慘害の域を脱すること能はず、區内東部の大半は一夜にして焦土と化し、

罹災者の數壹萬貳千、歿死せられたる人實に九拾三名の多きに上れり、友人小島定吉君亦此災厄中の一人にして夫人令息と與に鎌倉に死去せらる、之より先き八月廿八日、予學務委員と共に區内の各校を巡視す、小島君亦其内に在り、安んぞ知らん三日の後此事あらんとは、今や幽明境を異にし、再び君が瀟洒たる風貌に接するの機なし、噫悲しい哉、後其當時の慘狀を聞き、君が遺児を見るに及んで、涕泣禁する能はず、涙潸々たり、他の諸氏に至ては予相識れるあり、未だ識らざるあり、老ひたるもあり、若きもあり、一家の柱石たる男子あり、貞淑の夫人あり、洋々として春海の如き有望の青年あれば、妙齡花を欺くの女子あり、可憐尊頼の少年少女あれば、母々として母乳を探ぐるの嬰兒あり、死して空しく蕭條の名を止め、何れか悲惨ならざるなく、一として斷腸の種ならざるは無し、噫悲しい哉

思ふに老少不常、會者常離は人世の常態なりと雖も、父兄にして之を思ひ子弟にして之を思はん乎、誰れか腸寸斷せざるものあらん、美人呼べども還らず、英才招けども來らず、仰て天に訴へん乎、雲漢々たり、伏して地に哭せん乎、地黙々たり、日を経ること既に百日に至るも、痛恨綿々として猶堪ゆべからず
然りと雖も、諸氏の遺族と赤坂區民とは、此一大不祥事に遭遇し悲嘆の餘り、失望自失萎靡退嬰、爲す無きに終るの人々に非るなり、少くとも此大災害に直面し、凄慘悲痛の體驗に依つて、自己本來の面目を發揮し、異常なる緊張と、異常なる努力とを以て、克己自制、人類相愛の大主義を以て、隣保互に相扶け、奢侈を制し、安逸を戒め、猛然として帝都の復興と宗家の隆昌とに、滿身の心力を傾倒しつゝあるを想へば、悲むべき諸君の犠牲感ずしも徒爾ならじ、諸君以て瞑すべきなり
今や我赤坂區は區會の決議を以て、諸氏の氏名を銘し、之を壇上に安置して追悼の式を擧ぐるに當り、萬感胸に迫り追憶益々深し、諸君の遺族も亦一同參列して此席に至り、庶幾くは英魂譽耀として來り享けよ、噫悲しい哉

赤坂區長 中野清

次に東京府知事、東京市長の追悼の辭あり。

天變地殊、古來史乘の傳ふる所何ぞ限らむ、而も之を今次關東方面に突發したる大震災災の慘禍、彼れが如く劇甚なるに視ぶれば、未だ其の動心驚魂すべきを見ず、帝都の宏麗、富庶、三百年文化の迹を以てして、一朝烏有に歸せしむるもの其の大半に及び、我赤坂區亦幾んど滅盡の運命を免れず、區民の生命を其間に亡ひしもの無慮百名、今や一望焦土の上に立ちて、當日の慘狀を顧みるもの、誰か惻然として泣泣せざるものあらむ
區は本日をして祭壇を氷川神社の域内に設け、殞亡諸子、及區外民の本區内に於て命を殞せし人々の爲に祭典を擧行せらる、式事莊嚴、貧禮あり、抑も諸子却餘の非命は洵に哀痛の至りに堪はずと雖、災後區民の復興に銳意して、園區の面目を一新せむことを期するの盛なる今日の若きは、一に諸子當日犠牲の大なるに報ずる所に非ずとせず、茲に式場に臨み致て此言を陳べて、之を諸子の神位に告ぐ、庶くは其れ來り享けよ

東京府知事 宇佐美勝夫

九月一日の激震大火は、突如として數萬の死を、わが東京市民の上に齎せり、死は哀むべし、不慮の死は更に哀むべし、而も東京市二百五十萬の市民の中にありて、偶今次の災禍に犠牲となりし人々の運命こそ、眞に痛みもなほ餘りありといふべし

されど既往は及び難し、唯將來を慮りて來者に備へんのみ
今や官民力を協せて、帝都復興の業に専なり、必ずや人事を盡して、後世兒孫の爲に萬全を期せん
遭難諸靈、聊か以て慰むるに足らん乎

東京市長 永田秀次郎

之に次ひでは更に赤坂區選出市會議員、區會議長、追悼祭委員長、順次追悼の辭を捧讀したり。

大正十二年九月一日、突如として起れる大震災は、眞に振古未嘗有の厄難にして、其慘狀言語に絶し、市内死傷者の數、十萬を越ゆるに至れり、併に本區の被害は唯一部に止まりて、之を他區の全滅したるものに比較して、不幸中の幸なるが如しと雖も、而も猶且つ九十有餘の生靈を失ふ、痛恨何ぞ堪へん、茲に本月日本區有志相謀りて、追悼祭を舉行せらるゝに際し、生等本區選出東京市會議員の職に在るの故を以て、其末席に列するの光榮を得て、哀悼の情更に切なるものあり、謹で吊詞を呈す

赤坂區選出東京市會議員

- 中田 敬義
- 詫摩 武彦
- 吉田 勘右衛門
- 入山 祐次郎

大正十二年十月九日、赤坂區會を代表し、謹で九十有餘名の靈に白す
願みれば九月一日、大震災に次ぐ大火災となり、砂塵濛々咫尺を辨せず、猛火は全部を包みて逃るるに道なく、空しく千載の恨を残して墜る、嗚呼人生の悲惨事何物か之に過ぎん、然りと雖、命は之れ天にして。又人力の奈何とも爲す能はざる所なり

本日、此祭典に列し、往時を回顧すれば、同僚知己今や幽明境を異にす、轉た追憶の涙禁ずる能はず、亦言はんと欲して言葉なし
茲に本日遺族を招じて、祭壇を清め諸子の靈魂を祭る、冀くは來り襲けよ

赤坂區會議長 藤原俊雄

維時大正十二年十二月九日、謹で大震災赤坂區遺難者各位の靈に告ぐ

九月一日咄嗟に起れる激震は、大破壊に次ぐに猛火を以てし、帝都の大半烏有に歸す、赤坂區亦其例に洩るる能はず、九十有餘の生靈は、避けんとするも其遠なく、逃れんとするも其道絶え、無念の歿死已むなきに至る

我等繼に餘命を保ち、各位が喘々の苦衷を憶へば、感慨無量、淚雨肅々として愁に咽ぶ、哀傷何ぞ堪へん
乃ち爰に壇を設け饌を供し、各位の遺族を招じ、清酌庶羞の典を具へて英魂を祀る、冀くは在天の靈來り襲けよ

大震災赤坂區遺難者追悼祭委員長 吉田勘右衛門

色とりどりの祭文、弔詞、各自の立場に依りて、文字の運び方こそ違へ、孰も九月一日の大慘事を回顧し、歿死者の不運を追悼せざるはなし、讀む人已に誠あれば、聴くもの争でか涙なからん、満場慘として一語を發せず、唯だ時に歎歎の聲を聞くのみ、夫より齋主玉串を捧げて拜禮し、引續きて主催者總代、遺族總代、市長代理、區會議長、追悼祭委員長、遺族及參列員一同順次拜禮し了れば、奏樂の間に撤饌、撤幣し、更に奏樂の裡に送魂の儀ありて茲に其祭典を了へ、遺族總代丸山順太郎氏の挨拶ありて、一同思ひ／＼に退散したり、因に當日供物及び祭樂料を捧げたる人々は左の如し